

分野別評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	農地、農業用水等の整備・保全		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：農村振興局設計課 関係課：農村振興局総務課、農村政策課、土地改良企画課、 資源課、事業計画課、地域計画官、水利整備課、 農地整備課、地域整備課、防災課		
政策分野の全体 の目指すべき姿	農業生産基盤の整備・保全等の施策を、環境との調和に配慮しつつ講ずることにより、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水等を確保するとともに、農業の生産性の向上を促進し、望ましい農業構造の確立に資する。		
当面重点的に取り組むべき課題（目指すべき姿）		目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
1. 農業の持続的発展を図るため、集団的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかけるとともに、これら農地等における農業災害の発生を防止する。		優良農地の確保・保全 指標：優良農地の減少傾向に歯止めをかける 目標年次：H 年度 目標値： 万ha (基準：H 年度 万ha 目標：H 年度 万ha) (目標値等は、「農用地等の確保等に関する基本指針（農振法第3条の2）」の変更後に確定（現時点では、時期未定）) 指標：被害の発生するおそれのある農用地を減少させる 目標年次：H19年度 目標値：76万haに減少（延べ面積） (基準：H14年度 延べ100万ha 目標：H19年度 延べ76万ha)	農用地区域内の農地面積や防災事業の実施により湛水等の災害から一定水準の安全性が確保された農用地の延べ面積を調査
2. 望ましい農業構造を確立するため、農業生産基盤の整備を通じて、生産性の高い営農を行う意欲と能力のある経営体に、良好な営農条件を備えた農地の利用集積を進める。		基盤整備による担い手への農地利用集積の促進 指標：基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、意欲と能力のある経営体に利用集積された農地面積の割合の増加 目標年次：各年度 目標値：20ポイント以上の増加を確保する	事業の実施を契機として意欲と能力のある経営体への農地利用の集積が新たになされた面積を調査

<p>3. 農業用用排水施設の適切な保全管理や更新整備による有効活用等により、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件を確保する。</p>	<p>農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保</p> <p>指標：安定的な用水供給機能及び排水条件の確保のため、基幹的農業用用排水路約4万5千kmのうち、各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用用排水路の機能を確保する。</p> <p>目標年次：各年度</p> <p>目標値：各年度ごとに機能低下のおそれのある基幹的農業用用排水路の機能を確保</p> <p>（目標値は、前年度の整備実績により変動する。参考値：H16年度目標値：8,930km）</p>	<p>老朽化の進行等により機能低下のおそれのある基幹的な農業用用排水路として、建設後の経過年数が長い基幹的な水路（耐用年数を超過）を対象とし、土地改良区等を通じて、適切な管理や更新により機能が維持された水路延長等を調査</p>
<p>4. 津波・高潮、地震などの自然災害の被害を被っている干拓地をはじめとする低平地等において、海岸保全施設の整備を進めることにより、津波・高潮等の被害にさらわれやすい農地等を減少させる。</p>	<p>農地海岸の保全・海辺の再生</p> <p>指標：津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少、失われた自然の海辺のうち回復可能な海辺の再生延長</p> <p>目標年次：H19年度</p> <p>目標値：</p> <p>津波・高潮：2.2万haに減少 (基準：H14年度 3.5万ha 目標：H19年度 2.2万ha)</p> <p>地震：6,700haに減少 (基準：H14年度 8,200ha 目標：H19年度 6,700ha)</p> <p>海辺の再生：53kmに増加 (基準：H14年度 40km 目標：H19年度 53km)</p>	<p>事業実施により津波・高潮及び地震による災害から一定の水準の安全性が確保された農地等の面積や失われた自然の海辺のうち、回復可能な自然の海辺の中での再生した海辺の延長を調査</p>

分野別評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の2の(3)農地の有効利用の促進 第3の2の(7)農業生産の基盤の整備 農用地等の確保等に関する基本指針（農振法第3条の2） 土地改良長期計画 社会資本整備重点計画
目標年度	食料・農業・農村基本計画 H27年 農用地等の確保等に関する基本指針 H 年 土地改良長期計画 H19年度 社会資本整備重点計画 H19年度
目標値	<p>農用地等の確保等に関する基本指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 農用地区域内の農地面積 万ha (H) 万ha (H) 土地改良長期計画 <ul style="list-style-type: none"> 意欲と能力のある経営体の育成 農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上させる。 安定的な用水供給機能等の確保 基幹的農業用用排水施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図りつつ、施設が有する延べ約250万haの農地に対する用水供給機能及び排水条件の確保を図る。 農業災害の防止と安全・安心な地域社会への貢献 湛水被害等が発生するおそれのある農用地の延べ面積 約100万ha (H14) 約76万ha (H19) 社会資本整備重点計画 <ul style="list-style-type: none"> 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 約15万ha (H14) 約10万ha (H19) 地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消 約13,000ha (H14) 約10,000ha (H19) 失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合 H19までに約2割再生 目標値は、海岸事業（農村振興局、水産庁、河川局、港湾局）及び河川事業との合同指標。

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

我が国の食料自給率は、先進国に比べて極めて低い状況にあり、食料・農業・農村基本計画に基づき食料自給率の向上を図ることが喫緊の課題である。食料自給率目標の達成のためには、農業振興地域制度の適切な運用等による優良農地の確保、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全等の推進を通じて良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保するとともに、農業生産性の向上、担い手の育成、価格や需要に応じた作物選択の自由度の増大等を図ることが不可欠であることから、食料の安定供給の確保及び農業の持続的発展に資する主要施策として政策分野「農地、農業用水等の整備・保全」を設定し、評価を行うものとする。

なお、社会資本整備重点計画法第7条の規定に基づき、重点計画に定めのある重点目標に照らして評価を行う必要がある海岸事業の重点目標についても併せて行うこととする。

（1）優良農地の確保・保全

農業の持続的な発展を図るため、耕作放棄の発生の防止や防災事業の実施等により、優良農地を確保・保全する。

（2）地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、担い手への農地の利用集積等の加速化に資する基盤整備を推進する。

食料の安定供給の確保等のため、現在約250万haの農地に整備されている基幹的な農業用用排水施設の適切な保全管理や更新整備を行うことなどにより、これら農地への安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保する。

（3）農地海岸の保全・海辺の再生

津波、高潮及び地震等による自然災害等から農地等を守り、国土の保全と良好な海岸

環境の形成に資する。

[政策分野の目標設定の考え方]

優良農地の確保・保全

農業の持続的な発展のためには、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地の確保・保全を図っていく必要があるが、農地はいったん毀損されると、原状に回復することが困難なことから、集団農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地については、これを良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ることが重要である。

優良農地については、農業振興地域制度により農用地区域として設定され、この区域内においては、原則として農地の転用を禁止し、土地基盤整備事業等の農業振興施策を計画的に実施することにより、その確保・整備と有効利用を図ってきたところである。

しかしながら、優良農地である農用地区域内の農地面積は、耕作放棄地の増加、農地の他用途への転用等により減少しており、平成 年度末には 万haとなっている。今後も同様の減少傾向が続くと想定した場合、平成 年にはこれが 万haまで減少すると推計される。

のことから、耕作放棄の発生の防止等の各般の施策を講ずることにより、農用地区域内の農地面積の減少傾向に歯止めをかけることを目標値として設定する。

また、平成14年度時点における被害が発生するおそれのある農用地（延べ約100万ha）について、防災事業の実施により被害の発生のおそれがある農用地の減少を目標値として設定する。

なお、当該目標のランク付けは、それぞれの目標値の達成状況（百分率）の単純平均により行う。

基盤整備による担い手への農地利用集積の促進

基本法において示された「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」については、新たな基本計画の付属資料である「農業構造の展望」において具体的に示されており、平成27年までに、

1. 家族農業経営で33～37万、集落営農で2～4万、法人経営で1万程度の効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保すること
2. これらの農業経営に農地利用の7～8割程度を集積することを目指して必要な各種の施策を総合的に策定・実施する必要がある。

効率的かつ安定的な農業経営やこれをを目指す意欲と能力のある担い手によって、生産性の高い営農が行われることにより、農業の持続的発展が図られ、食料の安定供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されることにつながることから、食料生産基盤の整備を通じて、これらの農業経営への農地の利用集積を着実に推進することが重要である。

具体的には、基盤整備事業実施地区においては、事業を通じて当該地区の担い手に対して、受益面積の20%以上に当たる農地を新たに利用集積する（完了地区の実績から、これにより担い手の経営規模が2倍強に拡大することとなる）ことを当面の政策目標とする。

農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

これまでに、延べ約250万haの農地に基幹的農業用用排水水路が整備（13年度末時点で約4万5千kmの延長）されており、これら施設は現在土地改良区等により維持管理されている。

しかしながら、これら施設のうち建設後の経過年数が長い施設は、適切な管理や更新を実施しなければ、老朽化の進行等により、安定的な用水供給機能や良好な排水条件を確保することが困難な状況となる。

国内農業の生産性の向上と食料供給力の確保を図るために、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水について良好な営農条件を備えつつ確保し、これの有効利用が必要である。

このため、これまでに約250万haの農地で整備された基幹的農業用用排水路等の長寿命化や、ライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかる全てのコスト）の低減等による既存ストックの有効活用等により、安定的な用水供給機能や良好な排水条件を確保する目標を設

定する。

農地海岸の保全・海辺の再生

生産性の高い優良農地は、干拓地をはじめとする低平地に多数存在するが、これら優良農地については、これを防護する海岸保全施設が所要の安全水準を十分に確保していないなどの理由から、高潮、波浪、地震などの自然災害による被害は依然として多く、これら自然災害から優良農地を守る必要がある。

また、海岸は、陸域と海域とが相接する空間であり、そこには特有の環境に依存した固有の生物も多く存在するとともに、白砂青松等の名勝や自然公園等の優れた自然景観の一部を形成しているが、開発等による自然海岸の減少等により、美しく豊かな海岸環境が損なわれていることから、砂浜の復元・創出を行う必要がある。

このため、社会資本整備重点計画において定められた以下の重点目標（社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するための指標（海岸関係省庁及び河川事業の合同指標））に基づき農地海岸に関係する目標値を設定し、評価を行う。

なお、当該目標のランク付けは、それぞれの目標値の達成状況（百分率）の単純平均により行う。

- ・津波・高潮により災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積
約15万ha(H14) 約10万ha(H19)
- ・地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消
約13,000ha(H14) 約10,000ha(H19)
- ・失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合
H19までに約2割再生

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 優良農地の確保・保全

基準値及び算出方法

優良農地の減少傾向に歯止めをかけるという目標を達成するため、優良農地の転用抑制等非農業的土地需要への適切な対応や農業振興地域整備計画の見直し等を通じて優良農地への編入を促進する農業振興地域制度について、その一層適切な運用を図るとともに、耕作放棄の発生防止に効果的な土地基盤整備事業等の推進や担い手への農地の利用集積、耕作放棄地の再活用を積極的に展開する必要がある。

これらの政策手段による施策の効果を把握するための指標は、農業振興地域の農用地区域内農地面積とし、目標値については、農用地等の確保等に関する国的基本的考え方である「農用地等の確保等に関する基本指針」において平成 年における農用地区域内の農地面積として 万haを見込んでいることを踏まえ、おおむね現状程度の確保を見込むこととする。

（「目標地の算出方法」の参考図を挿入する予定）

被害の発生するおそれのある農用地の減少については、H14年度における被害の発生するおそれのある農用地（延べ約100万ha）をH14時点の実績値（基準値）として設定している。

当該年度の実績値は、防災事業を行うことにより一定水準の安全性が確保された農用地の延べ面積を集計し、前年度の実績値から減じた面積とする。

〔達成率算定方法〕

- ・優良農地の減少傾向に歯止めをかける

$$\frac{\text{当該年度実績値} - \text{当該年度すう勢値}}{\text{当該年度目標値} - \text{当該年度すう勢値}} \times 100$$

当該年度目標値は、平成 年の目標面積（ 万ha）とすう勢面積（政策を

講じない場合に見込まれる面積)が平成
ものとして算出した当該年度の面積

年度の面積から毎年度均等に減少する

- ・被害の発生するおそれのある農用地を減少させる

$$\frac{\text{H14時点の実績値} - \text{当該年度の実績値}}{\text{H14時点の実績値} - \text{当該年度の目標値}} \times 100$$

目標 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進

基準値及び算出方法

担い手への農地の利用集積の目標値については、平成19年までの新たな土地改良長期計画（平成15年10月閣議決定）において、「農業生産基盤の整備地区において、意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上させる」こととされており、政策評価においてもこれに基づき、事業の受益面積の20%以上の農地を新たに担い手に集積することを目標値とすることが適当である。

達成状況の判定方法

農地流動化型の農地整備事業が完了した地区を対象に、事業の実施を契機として意欲と能力のある経営体への農地利用の集積が新たになされた面積と当該事業の実施面積を比較する。

〔達成率算定方法〕

$$\frac{\text{基盤整備事業の目標年度までの農地利用集積面積の増加分}}{\text{基盤整備事業の受益面積}} \times 100$$

目標 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

基準値及び算出方法

現在、延べ約250万haの農地に基幹的農業用用排水施設が整備されている。また、今後、新規かんがい施設の整備などにより、安定的な用水供給機能等が確保される農地は増加する。

基幹的農業用用排水施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図りつつ、施設全體が有する約250万haの農地に対する安定的な用水供給機能や良好な排水条件を確保することを数値的に表す指標として、水路延長を用いる。

平成13年度末における基幹的な水路の延長は約4万5千kmであり、土地改良区等により、維持管理されている。これら施設のうち、建設後の経過年数が長い施設は、適切な管理や更新を実施しなければ、老朽化の進行などにより、安定的な用水供給機能や良好な排水条件を確保することが困難となる。

このため、このような施設に相当する水路延長を分母とし、これらのうち適切な管理や更新により維持される水路延長を分子として達成率を算出する。

〔達成率算定方法〕

$$\frac{\text{当該年度の実績値}}{\text{当該年度の目標値}} \times 100$$

目標 農地海岸の保全・海辺の再生

基準値及び算出方法

農地海岸において、平成19年度までの5年間で優先的に整備する必要のある地域の面積や海辺の延長について全国調査を実施し、以下のとおり目標値として設定している。

なお、整備の必要性については、都道府県知事が定める海岸保全基本計画に基づき、海岸管理者が区域の事業の必要性・緊急性を総合的に判断したうえで決定している。

- ・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない農地等の減少
3.5万ha(H14) 2.2万ha(H19)
- ・地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある農地等の減少
8,200ha(H14) 6,700ha(H19)
- ・失われた自然の海辺のうち、回復可能な自然の海辺の中で再生した海辺の延長
40km(H14) 53km(H19)

[達成率算定方法]

- ・津波・高潮、地震

$$\frac{\text{H14時点の実績値} - \text{当該年度の実績値}}{\text{H14時点の実績値} - \text{当該年度の目標値}} \times 100$$

- ・海辺の再生

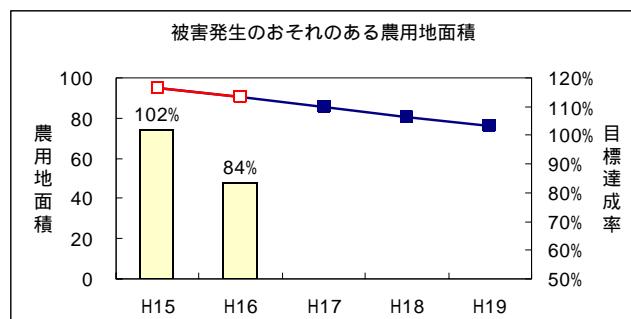
$$\frac{\text{当該年度の実績値} - \text{H14時点の実績値}}{\text{当該年度の目標値} - \text{H14時点の実績値}} \times 100$$

分野別評価（目標値と実績値の推移）

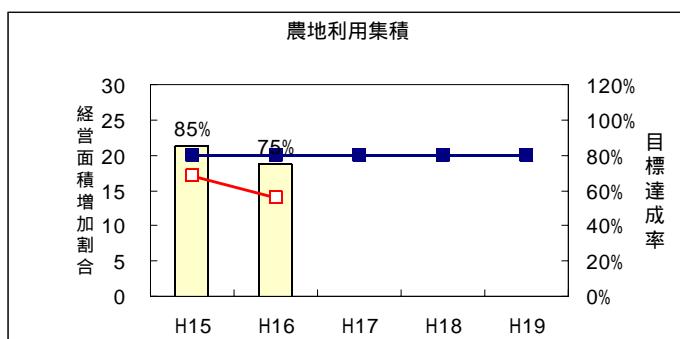
【目標値と実績値の推移】

目標 優良農地の確保・保全

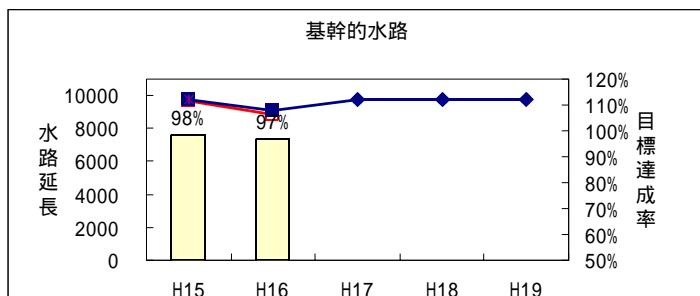
（優良農地の確保・保全に係る目標値等は、「農用地等の確保等に関する基本指針（農振法第3条の2）」の変更後に確定（現時点では、時期未定））



目標 基盤整備による担い手への農地利用集積の促進

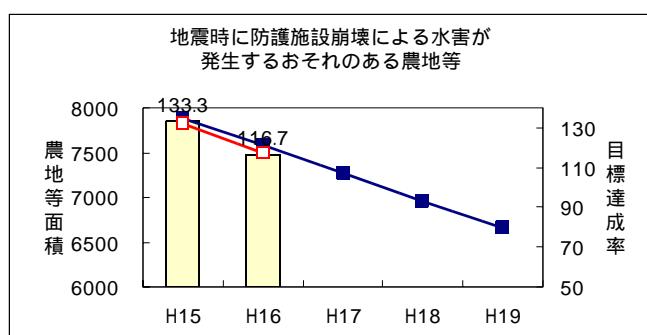
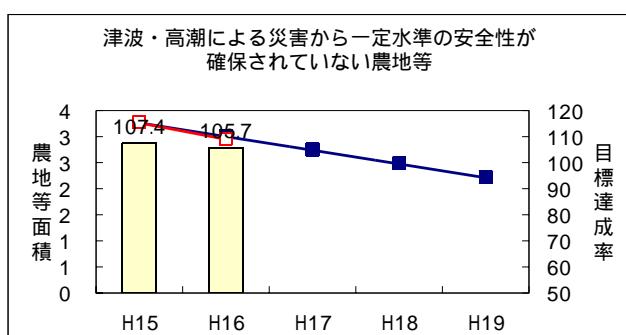


目標 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

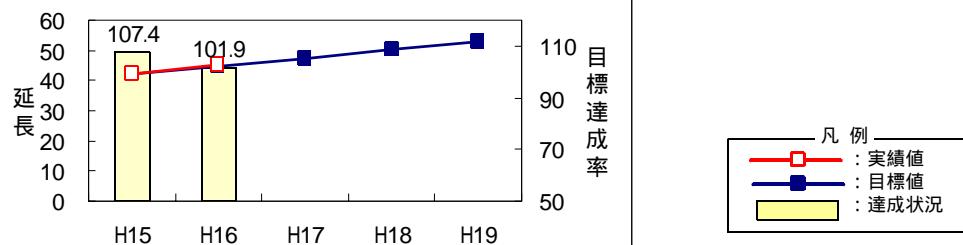


注) 基幹的水路のH17以降の目標値は、当該年度の前年度までの整備実績により定まるためひし形()で表示している。

目標 農地海岸の保全・海辺の再生



失われた自然の海辺のうち、回復可能な
自然の海辺の中で再生した海辺



(評価結果と分析・改善の考え方)

評価結果	政策目標を達成するための政策手段の有効性	改善・見直しの方向
<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良農地の減少傾向に歯止めをかける <p>本年度の目標値 万ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の発生するおそれのある農用地を減少させる <p>本年度の目標値 86万haに減少</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果の分析を記述する。 ・達成状況が良くない場合は、当該分野の政策手段に何が欠けていたのか、どのような政策手段が有効に機能していなかったのか等について記述する。 	<p>左の分析を受けた施策の改善・見直しの方向について記述する。</p>
<p>目標</p> <p>本年度の目標値 20ポイント以上</p>		
<p>目標</p> <p>本年度の目標値 ,</p> <p>km</p>		
<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波・高潮 <p>本年度の目標値 2.47万haに減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震 <p>本年度の目標値 7,300haに減少</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海辺の再生 <p>本年度の目標値 47.5kmに増加</p>		
<p>総合的な所見 (各局政策評価担当課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各目標の重要度、優先度も踏まえて全体分野としての所見を記述する。 ・他の分野との関わりの中で所見もあれば記述する。 	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

分野別評価(政策手段シート)

政策分野	農地、農業用水等の整備・保全
------	----------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
優良農地の確保・保全	農村振興対策調査等委託費のうち農用地保全分析調査委託	農村振興対策調査等委託費のうち農用地保全分析調査委託	公共施設等の設置に伴う農地転用等について、計画的土地利用を行うための調整手法の検討等の調査	-	4	
	国営農地再編整備事業費	国営農地再編整備事業費	区画整理及び開畠等による広範な農地整備()	-	10,118 の内数	
	国営干拓事業費	国営干拓事業費	干拓又は埋め立てによる農地造成()	-	13,010 の内数	
	直轄地すべり対策事業費	直轄地すべり対策事業費	大規模な地すべり防止施設の整備()	-	2,888 の内数	
	国営総合農地防災事業費	国営総合農地防災事業費	広域的な災害防止のための農業用用排水施設等の一体的整備()	-	44,060 の内数	
	経営体育成基盤整備事業費補助	経営体育成基盤整備事業費補助	農地の区画の整形とこれと一体的に行う用排水施設、農道等の整備(目標)	-	85,117 の内数	
	畠地帯総合整備事業費補助	畠地帯総合整備事業費補助	畠地帯における用水手当、区画整理、農道等の総合的な整備(目標)	-	39,821 の内数	
	畠地帯開発整備事業費補助	畠地帯開発整備事業費補助	農地造成及びこれに付帯する農業用用排水施設等の整備()	-	401 の内数	
	諸土地改良事業費補助	諸土地改良事業費補助	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備()	-	8,256 の内数	
	防災ダム事業費補助	防災ダム事業費補助	洪水調節ダム等の整備()	-	2,997 の内数	
	ため池等整備事業費補助	ため池等整備事業費補助	老朽化ため池等の整備()	-	22,027 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		湛水防除事業費補助	湛水被害防止のための農業用排水施設の整備()	-	14,590 の内数	
		地すべり対策事業費補助	地すべり防止施設の整備()	-	5,360 の内数	
		農地保全整備事業費補助	農地の侵食防止等のための排水路等の整備	-	5,026	
		水質保全対策事業費補助	水質汚濁防止のための農業用用排水施設の整備()	-	3,073 の内数	
		公害防除特別土地改良事業費補助	有害物質による農作物等への被害を防止するための農用地等の整備	-	820	
		地盤沈下対策事業費補助	地盤沈下防止のための農業用用排水施設等の整備()	-	3,246 の内数	
		総合農地防災事業費補助	災害防止のための農業用用排水施設等の整備()	-	1,886 の内数	
		鉱毒対策事業費補助	鉱毒水等による農作物等の被害を防止するための農業用用排水施設等の整備	-	250	
		直轄地すべり防止災害復旧費	被災した地すべり防止施設の早期復旧	-	76	
		農業用施設災害復旧事業費補助	被災した農業用施設の早期復旧	-	6,970	
		農地災害復旧事業費補助	被災した農地の早期復旧	-	1,613	
		直轄地すべり対策災害関連緊急事業費	緊急に行う地すべり防止工事の早期施工	-	42	
		農業用施設等災害関連事業費補助	災害復旧に併せて行う再度災害防止工事等の早期施工()	-	541 の内数	
		直轄農業用施設災害復旧事業	被災した農業用施設の早期復旧	-	232	
		土地改良調査計画費	農業生産基盤等の整備を計画的かつ着実に推進する基本計画や地区計画の策定等に関する調査(、)	-	6,839 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農業生産基盤整備調査 計画費補助	農業生産基盤等の整備を計画的かつ着実に推進するための農業農村整備に関する調査	-	38	
		土地改良融資事業等指導監督費補助	土地改良事業の円滑な実施のための融資事業に関する指導等(、)	-	802 の内数	
		元気な地域づくり交付金 のうち 農業生産の基盤の整備	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(、)	-	46,607 の内数	
		農業基盤整備資金	農業生産基盤の整備の円滑な実施のために農林漁業金融公庫資金を融通(、)	-	-	
		農業振興地域の整備に関する法律	総合的に農業振興を図る地域に、必要な施策を推進する措置を講じ農業の発展及び国土資源の合理的な利用に寄与	-	-	
		農地法	農地を農地以外に転用する場合等に、大臣又は知事の許可を要することとし、優良農地を確保し、効率的な土地利用に資する。	-	-	
		集落地域整備法	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を計画的に推進し、その地域の振興と秩序ある整備に寄与	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮	-	-	
		土地改良法	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に寄与()	-	-	
		地すべり等防止法	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に寄与	-	-	
		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、農業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与	-	-	
		所得税・法人税(農振法関連:事業資産の買換え、交換)	租税特別措置法第37条第1項、第65条の7第1項 農用地区域外の農地等から農用地区域内の農地等への買換え、交換を促進することにより、農用地区域内の農用地等の効率的かつ永続的な土地利用に資するため、特定の事業用資産の買換え、交換の場合の譲渡所得の課税特例措置	-	-	
	基盤整備による担い手への農地利用集積の促進	畠地帯総合土地改良パイロット事業費	北海道の大規模な畠地帯における農業用用排水施設等の整備()	-	2,227 の内数	
		国営農地再編整備事業費	区画整理及び開畠等による広範な農地整備()	-	10,118 の内数	
		緑資源機構事業費補助	緑資源機構によるほ場、農道等の一体的整備()	-	16,540 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		経営体育成基盤整備事業費補助	農地の区画の整形とこれと一体的に行う用排水施設、農道等の整備()	-	85,117 の内数	
		畠地帯総合整備事業費補助	畠地帯における用水手当、区画整理、農道等の総合的な整備(、)	-	39,821 の内数	
		諸土地改良事業費補助	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(、)	-	8,256 の内数	
		広域農道整備事業費補助	広域営農団地の基幹となる農道の新設、改良	-	25,378	
		一般農道整備事業費補助	農道の新設、改良	-	8,900	
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	農道の新設、改良	-	18,260	
		土地改良調査計画費	農業生産基盤等の整備を計画的かつ着実に推進する基本計画や地区計画の策定等に関する調査(、)	-	6,839 の内数	
		土地改良融資事業等指導監督費補助	土地改良事業の円滑な実施のための融資事業に関する指導等(、)	-	802 の内数	
		元気な地域づくり交付金のうち農業生産の基盤の整備	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(、)	-	46,607 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農村振興支援総合対策事業のうち農地情報整備促進事業	全国レベルで整備されている農地関連地理情報の一元的管理および提供等	-	82,692	
		農地保有合理化促進対策資金貸付のうち担い手育成農地集積事業費	ほ場整備を契機とした農地流動化促進のための無利子資金の融資	-	-	
		農業基盤整備資金	農業生産基盤の整備の円滑な実施のために農林漁業金融公庫資金を融通(目標 、)	-	-	
		土地改良法	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に寄与(目標 、)	-	-	
	農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保	国営かんがい排水事業費	大規模な農業地域における基幹的農業用用排水施設の整備	-	191,445	
		畠地帯総合土地改良パイロット事業費	北海道の大規模な畠地帯における農業用用排水施設等の整備()	-	2,227 の内数	
		国営農地再編整備事業費	区画整理及び開畠等による広範な農地整備(、)	-	10,118 の内数	
		国営干拓事業費	干拓又は埋め立てによる農地造成()	-	13,010 の内数	
		直轄地すべり対策事業費	大規模な地すべり防止施設の整備()	-	2,888 の内数	
		国営総合農地防災事業費	広域的な災害防止のための農業用用排水施設等の一体的整備()	-	44,060 の内数	
		水資源機構かんがい排水事業費補助	水資源機構による大規模な基幹的農業用用排水施設の整備	-	9,359	
		緑資源機構事業費補助	緑資源機構によるほ場、農道等の一体的整備()	-	16,540 の内数	
		かんがい排水事業費補助	農業用用排水施設の整備	-	29,403	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	基幹水利施設補修事業費補助	農業用用排水施設の機能維持に必要な補修	-	2,543		
	畠地帯総合整備事業費補助	畠地帯における用水手当、区画整理、農道等の総合的な整備()	-	39,821 の内数		
	畠地帯開発整備事業費補助	農地造成及びこれに付帯する農業用排水施設等の整備()	-	401 の内数		
	諸土地改良事業費補助	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(、)	-	8,256 の内数		
	防災ダム事業費補助	洪水調節ダム等の整備()	-	2,997 の内数		
	ため池等整備事業費補助	老朽化ため池等の整備()	-	22,027 の内数		
	湛水防除事業費補助	湛水被害防止のための農業用排水施設の整備()	-	14,590 の内数		
	地すべり対策事業費補助	地すべり防止施設の整備()	-	5,360 の内数		
	水質保全対策事業費補助	水質汚濁防止のための農業用用排水施設の整備()	-	3,073 の内数		
	地盤沈下対策事業費補助	地盤沈下防止のための農業用用排水施設等の整備()	-	3,246 の内数		
	総合農地防災事業費補助	災害防止のための農業用用排水施設等の整備()	-	1,886 の内数		
	農業用施設等災害関連事業費補助	災害復旧に併せて行う再度災害防止工事等の早期施工()	-	541 の内数		
	土地改良調査計画費	農業生産基盤等の整備を計画的かつ着実に推進する基本計画や地区計画の策定等に関する調査(、)	-	6,839 の内数		
	国営造成施設管理費	大規模な基幹的土地区画整理事業の維持管理	-	2,272		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水資源機構かんがい排水事業造成施設管理費補助	水資源機構による大規模な基幹的農業用用排水施設の維持管理	-	2,186	
		国営造成施設管理費補助	基幹的土地区画整理事業の維持管理	-	2,670	
		土地改良施設維持管理適正化事業費補助	土地改良施設の管理体制の整備	-	8,520	
		土地改良融資事業等指導監督費補助	土地改良事業の円滑な実施のための融資事業に関する指導等(、)	-	802 の内数	
		元気な地域づくり交付金のうち農業生産の基盤の整備	農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備(、)	-	46,607 の内数	
		農業基盤整備資金	農業生産基盤の整備の円滑な実施のために農林漁業金融公庫資金を融通(、)	-	-	
		土地改良法	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に寄与(、)	-	-	
	農地海岸の保全・海辺の再生	直轄海岸保全施設整備事業費	国土保全上特に重要な海岸について海岸保全施設を整備	-	3,800	
		海岸保全施設整備事業費補助	高潮や侵食災害等から農地や地域住民を防護	-	4,634	
		海岸環境整備事業費補助	国土保全と調和を図りつつ、海岸環境を整備	-	493	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する指標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		公有地造成護岸等整備事業費統合補助	国土を保全し、併せて公共用地等確保のための護岸等を整備	-	10	
		海岸保全施設等災害復旧事業費補助のうち海岸保全施設分	被災した海岸保全施設の早期復旧	-	69	
		海岸事業調査費	海岸事業計画の策定や海岸保全施設等の整備を計画的かつ着実に推進するための海岸事業に関する調査	-	24	
		海岸法	津波、高潮、波浪等の被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する	-	-	

分野別評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	都市との共生・対流等による農村の振興	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：農村振興局農村政策課 関 係 課：農村振興局資源課、地域計画官、水利整備課、農地整備課、 地域整備課、防災課、生産局農産振興課	
政策分野の全体 の目指すべき姿	都市と農村の共生・対流、農村経済の活性化、農村における地域資源の保全・活用や生産条件及び生活環境の総合的な整備等によるむらづくりの推進等により、農村地域の振興を図る。	
当面重点的に取り組むべき課題 (目指すべき姿)	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
1. 広く国民がゆとりのある生活を享受できるようにするため、交流人口を増加させ都市との共生・対流を進めるとともに、「農」の営みを体験する場を都市住民に提供するため、市民農園等を増加させ、都市農業の振興を図る。	<p>都市と農村の交流の促進、都市農業の振興</p> <p>指 標：農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数 目標年次：平成21年度 目標値：延べ3,000万人に増加 (平成17年11月末確定見込み) (基準：16年度延べ2,400万人 目標：21年度延べ3,000万人) (注：数値については、2005年農林業センサス公表後見直し)</p> <p>指 標：都市的地域における市民農園の区画数 目標年次：平成21年度 目標値：15万区画に増加 (基準：15年度11.8万区画 目標：21年度15万区画)</p>	2005年農林業センサスの農家民宿数及びその宿泊者数を基に、登録農林漁業体験民宿の宿泊者数の対前年比等を用いて推定。 都道府県及び市町村を通じて把握する都市農村交流を目的とした公的宿泊施設の宿泊者数。 都道府県及び市町村を通じて把握。
2. 中山間地域等において、農業者等の安定した所得の確保により、農業・農村の持続的な発展に資するため、農業を核とした地域産業の振興等総合的な施策の推進による農村経済の活性化を図る。	<p>中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進</p> <p>指 標：中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持 目標年次：平成21年度 目標値： 万円(平成17年11月末確定見込み) (基準：16年度「経営形態別経営統計」公表後確定 目標：21年度「経営形態別経営統計」公表後確定)</p>	「経営形態別経営統計」の組替集計により推計。
3. 棚田等を含む農村特有の	景観が優れ、豊かで住みよい農村の実	

<p>良好な景観の形成を促進するとともに、都市部との格差が大きい汚水処理等の生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的に実施すること等により、景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現を図る。</p>	<p>現</p> <p>指 標：景観農業振興地域整備計画の策定数 目標年次：平成21年度 目 標 値：50地区 (基準：16年度 - 目標：21年度50地区)</p> <p>指 標：農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率 目標年次：平成19年度 目 標 値：52%に向上 (基準：14年度39% 目標：19年度52%)</p> <p>指 標：事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境の質の向上に関する住民満足度 目標年次：各年度 目 標 値：100%</p>	<p>都道府県を通じて把握。</p> <p>農業集落排水処理施設を設置している市町村を通じて、集落排水施設の供用状況の実績を調査(3省(国土交通省、環境省、農林水産省)共同の汚水処理普及状況調による。)</p> <p>事業完了地区を対象として、アンケート調査を行うことにより、住民から見た事業・対策に対する満足度及び課題等を把握。</p>
---	---	---

分野別評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第1の1の(4)多面的機能や農村に対する期待 第3の3 農村の振興に関する施策 第3の3の(1)地域資源の保全管理政策の構築 3の(2)農村経済の活性化 3の(3)都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進 3の(4)快適で安全な農村の暮らしの実現 土地改良事業長期計画 社会資本整備重点計画
目標年度	食料・農業・農村基本計画 平成21年度 土地改良事業長期計画 平成19年度 社会資本整備重点計画 平成19年度
目標値	食料・農業・農村基本計画 ・農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数 延べ2,400万人(平成16年度) 延べ3,000万人(平成21年度) ・都市的地域における市民農園の区画数 11.8万区画(平成15年度) 15万区画(平成21年度) 土地改良事業長期計画 ・農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率 39%(平成14年度) 52%(平成19年度) 社会資本整備重点計画 ・汚水処理人口普及率 76%(平成14年度) 86%(平成19年度)

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

農業は、食料を供給する機能のほかに、多面的機能（国土の保全、水源の涵養、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。）を有しており、これらの機能を適切かつ十分に発揮していくためには、農業の持続的な発展とその基盤である農村の振興を図る必要がある。

しかしながら、近年、農村においては、過疎化・高齢化・混住化等の進展により農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下が見られ、農地・農業用水等の資源の適切な保全管理が困難になりつつあるなど、多面的機能の発揮に支障が生じる事態が懸念されている。

一方、国民がゆとり、安らぎ、心の豊かさなどの価値観を重視するようになってきている中、多面的機能が発揮され、豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化に触れ合うことのできる個性的・特徴的な農村空間に対する国民の理解と期待が高まっている。

このため、地域の個性・多様性を重視するとともに、価値観を共有する都市住民、NPOの参画も得つつ、以下の施策を講じることにより、地域住民だけでなく都市住民を含めた国民全体の生活を支える共有の財産とも言える農村地域の振興を図る。

- (1) 地域資源の保全管理施策の構築
- (2) 農村経済の活性化
- (3) 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参画の促進
- (4) 快適で安全な農村の暮らしの実現

〔政策分野の目標設定の考え方〕

都市と農村の交流の促進、都市農業の振興

・農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数の増加
グリーン・ツーリズムをはじめとする都市と農村の共生・対流を推進しているところであるが、これらの施策の効果を定量的に判断する指標として、「農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数の増加(平成21年度: 延べ3,000万人を目標)」を用いる。グリーン・ツーリズムが推進されることにより、都市住民に対しては、農業・農村に対する理解と関心を深め、健康でゆとりのある生活の実現に資するとともに、農村側にあっては、地域における所得・就業機会の創出等地域の活性化を図るという効果が期待できる。

・都市的地域における市民農園区画数の増加

都市及びその周辺の地域においては、農産物の直接販売、市民農園等における農業体験や交流活動、心から落ち着ける緑地空間の形成、防災協力農地としての協定の締結等の取組を推進しているところであるが、これらの施策の効果を定量的に判断する指標として、「都市的地域における市民農園区画数の増加（平成21年度：15万区画を目標）」を用いる。都市農業の振興が図られることにより、新鮮で安全な農産物が都市住民へ供給されることに加え、心やすらぐ「農」の風景に触れ「農」の営みを体験する場や災害に備えたオープンスペース（まとまりのある空地）の確保等といった都市住民のニーズに応えるという効果が期待できる。

なお、当該目標のランク付けは、それぞれの目標値の達成状況（百分率）の単純平均により行う。

中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進

・中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持

中山間地域においては、過疎化・高齢化の進行が著しいため、農業その他の産業の振興による就業機会の増大や、適切な農業生産活動の維持を通じ、農業生産条件の不利を補正するための施策を実施しているところであるが、これらの施策の効果を判断する指標として、「中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持（平成16年の_____万円（平成17年11月末確定見込み）を基準）」を用いる。この「農家総所得」には、「農業所得」、「農外所得」、耕作放棄地の発生防止等の面で成果を挙げている中山間地域等直接支払交付金を含んだ「年金・被贈等の収入」が含まれていることから、中山間地域における農村経済の活性化を図る指標として、各種施策の効果を測ることができる。

景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現

・景観農業振興地域整備計画の策定数

棚田等を含む農村特有の良好な景観の形成を促進するため、景観に配慮した施設の整備や、景観と調和した農業的土地利用を誘導するなど計画的な土地利用を推進し、農地の適切な保全を図ることとしているところであり、これらの施策の効果を判断する指標として、「景観農業振興地域整備計画の策定数（平成21年度：50地区を目標）」を用いる。この計画づくりが多くの市町村に波及することにより、農村地域における土地利用が景観と調和のとれたものへと誘導される。

・農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率

農村における生産条件及び生活環境の向上を図るため、都市部との格差が大きい汚水処理の人口普及率を、中小都市並みの水準にまで引き上げる（平成24年度）ことをを目指し、この達成が可能となるよう19年度には処理人口普及率を52%にまで引き上げ、快適で住みやすいむらづくりを進める。

・事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境の質の向上に関する住民満足度

農村は、地形、気象等の自然条件、立地条件、農業及びその経営形態等がそれぞれ異なるため、農業の持続的な発展とその基盤である農村の振興を図るためにには、地域の特性や生産基盤・生活環境の整備に対する住民の要望を十分に踏まえる必要がある。

このため、農村地域における生活環境の快適性、質の向上が図られたかどうかを総合的に判断する指標として、事業・対策を実施した地域で暮らす住民が、実際に生活環境の快適性、質の向上が図られたと感じているかどうかを「満足度」を調査することにより評価する。

なお、当該目標のランク付けは、それぞれの目標値の達成状況（百分率）の単純平均により行う。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興

・ 農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数

基準値及び算出方法

平成16年度:延べ2,400万人
2005年農林業センサスの農家民宿数及びその宿泊者数を基に、登録農林漁業体験民宿の宿泊者数の対前年比等を用いて推定。都市農村交流を目的とした公的宿泊施設の宿泊者数の調査は、都道府県及び市町村を通じて実績値を把握。

[達成率算定方法]

$$\frac{\text{当該年度実績値} - \text{基準値 (H16実績値)}}{\text{当該年度目標値} - \text{基準値 (H16実績値)}} \times 100$$

- 都市的地域における市民農園区画数

基準値及び算出方法

平成15年度:11.8万区画
平成11年度から平成16年度の全国の市民農園区画数を基に、都市的地域における平成21年度の目標値を算出する。

[達成率算定方法]

$$\frac{\text{当該年度実績値} - \text{基準値 (H15実績値)}}{\text{当該年度目標値} - \text{基準値 (H15実績値)}} \times 100$$

目標 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進

- 中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持

基準値及び算出方法

直近の平成16年の数値(万円(平成17年11月末確定見込み))を基準値(目標値)として設定することとし、「経営形態別経営統計」の組替集計により算出する。
以後、各年の数値については、「経営形態別経営統計」の公表が毎年11月末であることから、「農業経営統計調査」(個別経営の四半期別経営)の積上値の組替集計を使用する。

[達成率算定方法]

$$\frac{\text{当該年度実績値}}{\text{目標値(基準値)}} \times 100$$

目標 景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現

- 景観農業振興地域整備計画の策定数

景観農業振興地域整備計画については景観法が施行されまだ間もないことから、現在まで計画策定に至っている市町村は見られない。よって、計画策定に向けた動きのある市町村5地区について平成18年度に策定し、以後、各都道府県当たり1地区の策定を当面の目途とし、平成21年度までに50地区を策定する。

基準値及び算出方法

景観農業振興地域整備計画の策定数は、都道府県を通じて把握する。
平成16年度: -

[達成率算定方法]

$$\frac{\text{当該年度実績値}}{\text{当該年度目標値}} \times 100$$

- 農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率

基準値及び算出方法

農業集落排水処理人口普及率については、農業集落排水の整備対象人口約760万人（農林水産省とりまとめ）に対する普及率を、中小都市における平成14年度時点の普及率（約61%）の水準に平成24年度までに引き上げることを長期的な目標とし、平成19年度における目標を52%として設定する。

〔達成率算定方法〕

$$\frac{\text{当該年度実績値} - \text{基準値 (H14実績値)}}{\text{当該年度目標値} - \text{基準値 (H14実績値)}} \times 100$$

- 事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境の質の向上に関する住民満足度

基準値及び算出方法

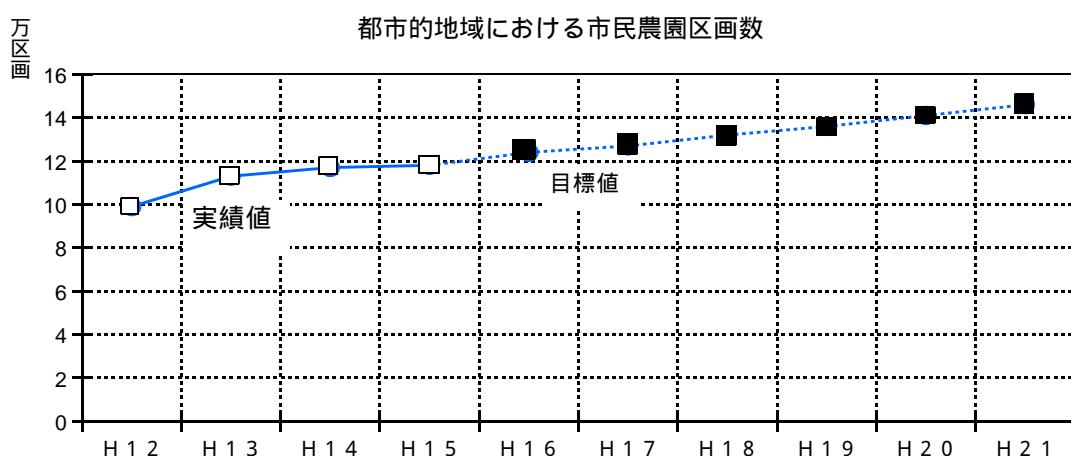
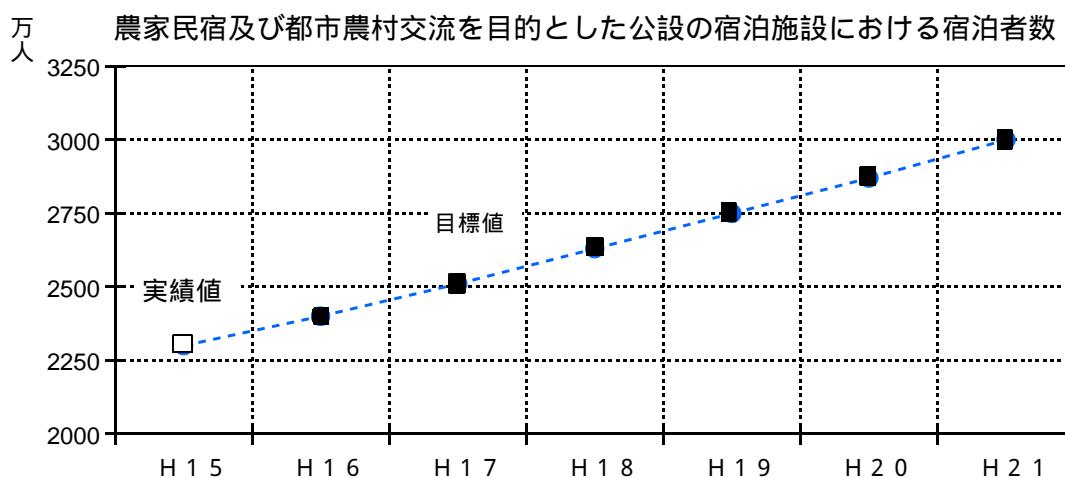
平成13年度完了地区のうち全国で100地区を対象に、該当市町村において調査対象者名簿の作成等を行い、1地区当たり原則10人を無作為に選定しアンケート調査を実施し、その中で事業実施に対して「満足している」と回答した住民の割合

住民満足度のアンケート調査を実施し、理想値100%と調査結果の満足度（%）のかい離を比較し、A B C評価する。

分野別評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

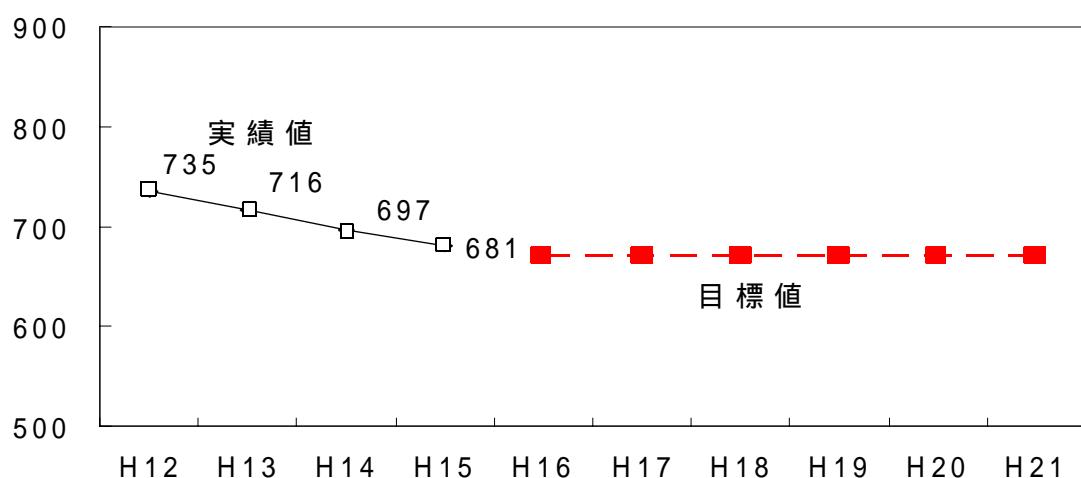
目標 都市と農村の交流の促進、都市農業の振興



目標 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進

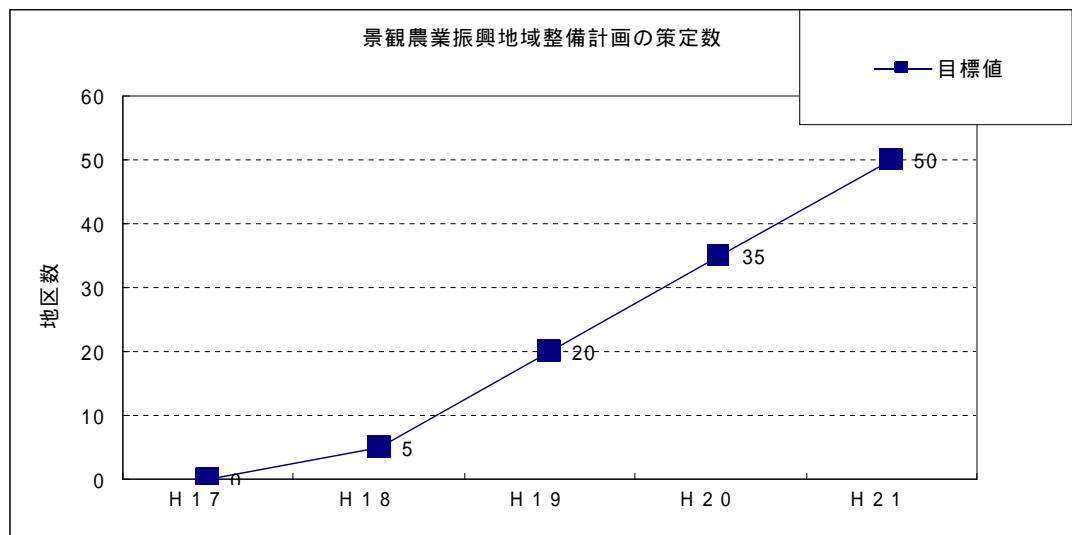
中山間地域の一戸あたり農家総所得

(百万円)

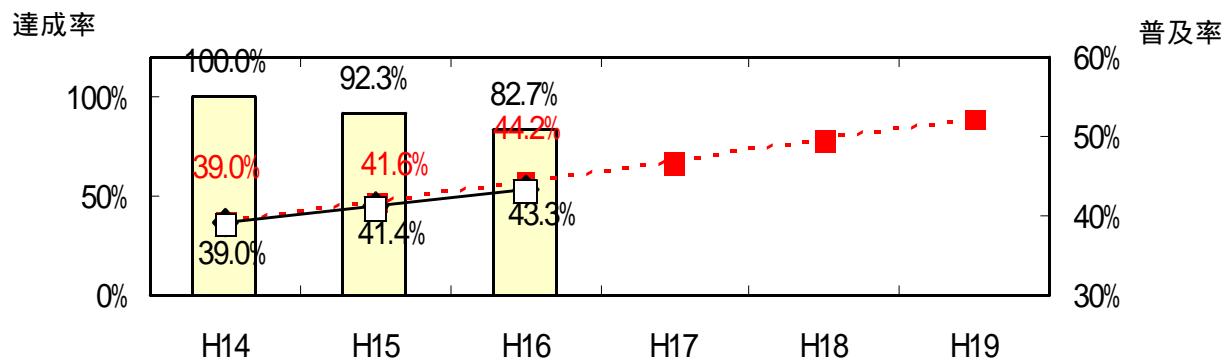


目標

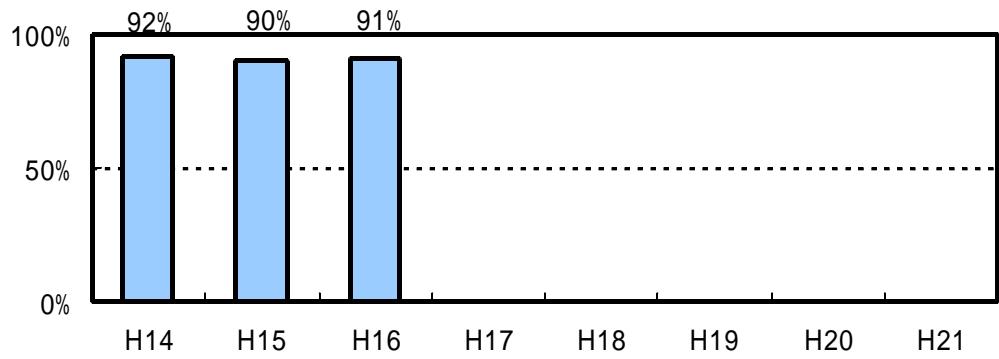
景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現



農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率



事業実施地域の住民の農村整備に対する「満足度」



(評価結果と分析・改善の考え方)

評価結果	政策目標を達成するための政策手段の有効性	改善・見直しの方向
目標 ・農家民宿及び 都市農村交流を 目的とした公設 の宿泊施設にお ける宿泊者数 本年度の目標値 2,510万人 ・都市的地域に おける市民農園 の区画数 本年度の目標値 12.7万区画	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果の分析を記述する。 ・達成状況が良くない場合は、当該分野の政策手段に何が欠けていたのか、どのような政策手段が有効に機能していなかったのか等について記述する。 	左の分析を受けた施策の改善・見直しの方向について記述する。
目標 ・中山間地域の 一戸当たり農家 総所得の維持 本年度の目標値 16年度「経営形 態別経営統計」 公表後確定		
目標 ・景観農業振興 地域整備計画の 策定数 本年度の目標値 ・農業集落排水 事業による生活 排水の処理人口 普及率 本年度の目標値 46.8% ・事業・対策を 実施した地域に おける総合的な 生活環境の質の 向上に関する住 民満足度 本年度の目標 値 (各年度) 100%		
総合的な所見 (各局政策評価 担当課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各目標の重要度、優先度も踏まえて分野全体としての所見を記述する。 ・他の分野との関わりの中での所見もあれば記述する。 	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

分野別評価(政策手段シート)

政策分野	都市との共生・対流等による農村の振興
------	--------------------

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(設定されている場合)	(百万円)	
都市と農村の交流の促進、都市農業の振興	元気な地域づくり交付金のうちグリーン・ツーリズム、都市農業の振興	グリーン・ツーリズムの普及を行うとともに、地域ぐるみで行う受入体制や交流空間の整備及びNPO法人等の多様な取組主体の支援等を推進するとともに、都市部においては地域住民も参加した都市農業振興ビジョンづくりや市民農園における農業体験等の都市農業振興のための取組を推進	<p>・農家民宿及び都市農村交流を目的とした公設の宿泊施設における宿泊者数延べ3,000万人に増加(H21), ・都市的地域における市民農園区画数15万区画に増加(H21)</p>	<p>46,607 の内数</p> <p>83</p> <p>73</p> <p>78</p>		
	グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業	都市住民の多様なニーズに応じた都市部での農山漁村情報の受発信、都市側と受入側とのマッチング活動の推進及びボランティアネットワークの構築等を推進				
	グリーン・ツーリズムビジネス育成事業	グリーン・ツーリズムビジネスの起業や体験指導員、NPO法人等多様な取組主体の育成・確保等を推進				
	美しいふるさと・国づくり推進事業	「農山漁村をフィールドとした新たなライフスタイルの提案」を基本的コンセプトとし、都市サイドとも連携した取組を展開する中で、都市と農山漁村の共生・対流へ向けた国民運動を展開				
	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に寄与するため、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備の促進、農林漁業体験民宿業の登録制度を実施				
	市民農園整備促進法	特定農地貸し付けに加え市民農園施設の整備を促進するための都市計画法の特例を規定				

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定	-	-	-	
中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進	元気な地域づくり交付金のうち中山間地域等の振興	山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の基幹産業である農林水産業の活性化を図るとともに、歴史・伝統文化・自然環境等地域固有の特性を活かした市町村等の自主的取組を支援することにより、地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興等個性ある地域づくりを推進	-	46,607 の内数		
	強い農業づくり交付金のうち競争力強化生産総合対策	野生鳥獣による農作物被害を効果的かつ効率的に防止するため、侵入防止柵等の被害防止施設の整備とともに、被害を及ぼす野生鳥獣の生息調査や有害鳥獣の捕獲や追い払い活動などの自衛体制を支援	鳥獣等による農作物被害等の防止	47,009 の内数		
	農業競争力強化対策民間団体事業	センサーを利用したイノシシに対する接近警戒システムを、民間団体において実証	接近警戒システムの確立	1,620 の内数		
	中山間地域等青年協力隊活動促進事業費	中山間地域等を対象に、都市地域等の住民による農業生産活動など地域の活性化に結びつくボランティア活動を促進	中山間地域への農業等ボランティア活動派遣者数(145人(H14～H18))	9		
	中山間総合整備事業費	生産条件等が不利な中山間地域において、農業生産基盤と農村生活環境等の整備を総合的に行い、新たなむらづくりの推進を含めた農業・農村の活性化を図る	-	49,977		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保	-	21,800	
		中山間地域等直接支払推進交付金	都道府県及び市町村が中山間地域等直接支払交付金の交付等を適正かつ円滑に実施するために行う推進活動・交付金交付事務等に必要な経費に対し助成	-	357	
		中山間地域振興対策調査等委託関係費	中山間地域等の現状や振興上の課題及び資源の活用方策等の調査、活動	-	17	
		就業機会確保促進事業費	農村地域への工業等の導入の促進、多様な地域資源の活用や産学官の連携強化に対する支援により、多様な産業の振興を図り、就業機会を確保	農村地域工業団地における立地企業数の維持	75	
		活動火山周辺地域防災営農対策事業費	降灰被害の防止等のために必要な被覆施設等の整備等を実施することにより、被害農業者の経営の安定を図り、併せて地域農業の健全な発展に寄与	対象地域の降灰等による農作物の被害率の減少	1,170	
		振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村又は過疎地域において農林漁業の振興等を図るために必要な長期低利の資金の融資	-	(貸付枠) 2,309	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		連けい式小水力発電事業	発電水力が未開発のまま存する農山漁村における発電施設整備に対する融資	-	(貸付枠) 134	
		中山間地域活性化資金(農林漁業金融公庫、系統系)	中山間地域の活性化を図るための資金を、長期かつ低利で融資	-	(貸付枠) 11,000	
		地域産業立地促進事業(日本政策投資銀行投融資・農工法関連)	農村地域工業等導入地区における施設整備等に必要な資金の融通	-	(貸付枠) 140,000 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		地域産業振興資金(中小企業金融公庫投融資:農工法関連)	農村地域工業等導入地区における施設整備等に必要な資金の融通	-	(貸付枠) 1,518,000 の内数	
		特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	農業の生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に寄与	-	-	
		農村地域工業等導入促進法	農村地域への工業等の導入並びに農業従事者がその希望及び能力に従って導入される工場等に就業することを促進	-	-	
		農山漁村電気導入促進法	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定 農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進	-	-	
		総合保養地域整備法	総合保養地域の特定施設の整備を推進するとともに、地域の特性を活かしつつ農林水産業の生産基盤の整備等を促進し、農林水産業及び農山漁村の振興に寄与	-	-	
		山村振興法	山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に寄与	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法	特殊土壤地帯の保全と農業生産力の向上	-	-	
		所得税:農工法関連:農用地等の譲渡	租税特別措置法第34条の3 農工実施計画に基づき農用地等を効率的に工業用地等に供するための農用地の譲渡所得に係る特例制度	-	-	
		法人税:山振法関係:特別償却	租税特別措置法第43条の3第2項 森林・農用地の保全を行う第3セクターの育成を図るための保全事業の用に供する機械、建物等の取得、建設等の特別償却制度	-	-	
		所得税・法人税:農工法関連:事業資産の買換え、交換	租税特別措置法第37条、第65条の7 農工実施計画に基づき農村地域内への工業導入を促進するための事業用資産の買い換えに係る課税の特例措置	-	-	
		所得税・法人税:特定農山村法関連:農用地等の譲渡	租税特別措置法第34条の3、第65条の5 農林地の所有権移転等による農林業上の効率的かつ総合的な土地利用等の推進に資するため、所有権移転等促進計画に基づく農林地の譲渡所得に係る課税の特例制度	-	-	
		所得税・法人税:特定農山村法関連:事業資産の買換え、交換	租税特別措置法第37条、第65条の7農林地の所有権移転等による農林業上の効率的かつ総合的な土地利用等の推進に資するための所有権移転等促進計画に基づく農林地の買換え、交換に係る課税の特例制度	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		事業所税:総合保養地域整備法関連	地方税法附則第32条の7第1項 特定民間施設に対する課税の特例制度	-	-	
景観が優れ、豊かで住みよい農村の実現	元気な地域づくり交付金のうち農村の振興	農業、農村の活性化に資する施設の整備や地域住民など多様な主体の参画による取り組みや地域づくりの支援を実施		-	46,607 の内数	
	農業集落排水事業費補助	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設の整備	農業集落排水事業による生活排水の処理人口普及率52% (H19)	42,200		
	農村総合整備事業費補助	活力ある農村地域社会の発展を推進するため、農業生産基盤、農村生活環境及び都市と農村の交流条件等の総合的整備を実施		7,556		
	農村振興総合整備事業費補助	地域の創造力を活かし、快適で美しい農村づくりを推進するため、農業生産基盤と農村生活環境の総合的整備を実施		20,771		
	田園整備事業費補助	農村の豊かな自然、伝統文化等の多面的機能を再評価し、これらの保全及び活用等に配慮した生産基盤等の整備を総合的に実施	事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境の質の向上に関する住民満足度100%(各年度)	3,149		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		地域用水環境整備事業費補助	水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水の有する多面的な機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上と維持・保全体制を構築		3,383	
		農村振興総合企画調査事業委託	都市と農山漁村の共生・対流を推進するための支援のあり方等について調査を実施	農村振興の総合的な企画・立案に資する支援策について取りまとめ	1	
		新たな農村コミュニティ形成手法検討調査委託	新たな農村コミュニティづくりに取り組む調査地域へのアドバイザー派遣等の支援をとおして新たな農村コミュニティ形成手法の検討を実施	現在の集落を越えた自律的な農村コミュニティ形成手法に関する報告書の作成	6	
		生きもの環境水路評価事業委託	生物生息環境の観点から農業水路を簡単に評価する手法の検討を実施	作成された手法による評価地区数400地区(H20)	5	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		農村振興支援総合対策事業 のうち農村振興支援事業	地域住民が主体となった地域づくりの全国的な啓発・普及及び全国段階での支援体制の整備を実施	事業・対策を実施した地域における総合的な生活環境の質の向上に関する住民満足度100%(各年度)	17	
		田園自然環境保全・再生支援事業	地域住民、N P O等に対する情報提供やグラウンドワーク手法を活用した技術支援を実施		17	
		グラウンドワーク推進支援事業	住民、企業、行政の協働のもと、地域の環境改善を行うグラウンドワーク活動の普及啓発、技術支援を実施		60	
		美の田園復興推進事業委託	良好な農村景観の再生・保全に向けた地域住民等の活動や土地改良施設等の改修及び景観形成の手法・技術などの普及啓発等を実施		50	
		優良田園住宅の建設の促進に関する法律	農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講じ、健康でゆとりある国民生活の確保に寄与		-	
		景観法	景観法に基づく景観農業振興地域整備計画の策定を通じ、農村特有の良好な景観の形成を促進		-	

分野別評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：林野庁企画課 関 係 課：林野庁林政課、経営課、木材課、計画課、整備課、 研究・保全課、治山課、経営企画課、業務課		
政策分野の全体 の目指すべき姿	森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。		
当面重点的に取り組むべき課題（目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ	
1. 国土の保全や水源のかん養といった森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO ₂ の吸収量3.9%の達成に向けて、間伐や針広混交林化等による多様で健全な森林の整備を計画的に推進する。	<p>重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進</p> <p>指 標：次の指標を満たす割合</p> <p>(ア)水土保全機能 育成途中にある水土保全林（土壤の保持や保水機能を重視する森林）のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。</p> <p>(基準：平成15年度：63%　目標：平成20年度：66%)</p> <p>(イ)森林の多様性 針広混交林（針葉樹と広葉樹との混交林）などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。</p> <p>(基準：平成15年度：31%　目標：平成20年度：35%)</p> <p>(ウ)森林資源の循環利用 育成林（人手により育成・維持される森林）において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。</p> <p>(基準：平成15年度：8億4千万m³ 目標：平成20年度：9億6千万m³)</p>	事業実施都道府県等からの実績報告 各指標の達成率の平均値で達成度を把握する。	年度末時点の間伐面積等を集計
	目標年次：各年度 目標 値：100%		年度末時点の植栽面積等を集計 年度末時点の路網の開設延長等を把握することによって、供給が可能となる資源量を集計

<p>2. 国際的な技術協力などによって、途上国等における持続可能な森林経営を阻害している違法伐採など様々な課題への取組に対して積極的に支援・貢献し、得られた成果を国内の森林整備・保全に活かす。</p>	<p>国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進</p> <p>指標：海外における持続可能な森林経営への寄与度</p> <p>目標年次：各年度</p> <p>目標値：100%</p>	<p>事業実施相手国等に対するアンケート調査</p> <p>アンケート調査による5段階の評価</p>
<p>3. 国土保全の観点から、山地災害のおそれがある約13万6千集落のうち、緊急性の高い集落について保全対策を実施し、災害の未然防止を図る。</p>	<p>山地災害等の防止</p> <p>指標：5年間で4千集落を対象に、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を増加させる。</p> <p>目標年次：平成20年度</p> <p>目標値：5万2千集落</p> <p>(基準：平成15年度：4万8千集落 目標：平成20年度：5万2千集落)</p>	<p>事業実施都道府県等からの実績報告</p> <p>年度末時点の山地災害危険地区における治山対策の状況を集計</p>
<p>4. 森林病害虫等による被害で最も深刻な松くい虫の被害を全国的に被害率1%未満の「微害」レベルにする。</p>	<p>森林病害虫等の被害の防止</p> <p>指標：保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる（被害率が1%未満の「微害」に抑えられている）都府県の割合</p> <p>目標年次：各年度</p> <p>目標値：100%</p>	<p>事業実施都道府県等からの実績報告</p> <p>年度末時点の保全すべき松林の状況を集計</p>
<p>5. 森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識をさらに高めるために、国民が自発的に森林づくりに参加できるよう、森林ボランティア団体を増加させる。</p>	<p>国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進</p> <p>指標：森林内での自発的な活動への参加団体数</p> <p>目標年次：平成18年度</p> <p>目標値：1,600団体</p> <p>(基準：平成15年度：1,165団体 目標：平成18年度：1,600団体)</p>	<p>事業実施都道府県からの実績報告</p> <p>ボランティア団体数把握調査</p>

6. 森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、森林所有者、林業就業者が山村地域で生活することが重要であることから、山村における就業機会の増大、生活環境の整備、都市と山村との共生・対流に向けた交流基盤の整備などを図る。

山村地域の活性化

山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流について、新規定住者、交流人口等の維持・向上を基本にしつつ全国的な視点から総合的に有効性の判断をする。

全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、新規定住者、交流人口、地域産物等販売額についての指標のうちいかを満たす市町村の割合の前年比

森林資源を積極的に利用している流域の数

山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数

分野別評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	森林・林業基本計画 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 森林整備保全事業計画 全国森林計画																											
目標年度 ・目標等	<p>森林・林業基本計画</p> <p>森林整備の目標(平成22年及び32年) (単位:万ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H12年</th> <th colspan="2">目標</th> <th rowspan="2">(指向する状態)</th> </tr> <tr> <th>H22年</th> <th>H32年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成単層林</td> <td>1,030</td> <td>1,020</td> <td>970</td> <td>(440)</td> </tr> <tr> <td>育成複層林</td> <td>90</td> <td>140</td> <td>230</td> <td>(870)</td> </tr> <tr> <td>天然生林</td> <td>1,390</td> <td>1,350</td> <td>1,310</td> <td>(1,200)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,510</td> <td>2,510</td> <td>2,510</td> <td>2,510</td> </tr> </tbody> </table>		H12年	目標		(指向する状態)	H22年	H32年	育成単層林	1,030	1,020	970	(440)	育成複層林	90	140	230	(870)	天然生林	1,390	1,350	1,310	(1,200)	合 計	2,510	2,510	2,510	2,510
	H12年			目標			(指向する状態)																					
		H22年	H32年																									
育成単層林	1,030	1,020	970	(440)																								
育成複層林	90	140	230	(870)																								
天然生林	1,390	1,350	1,310	(1,200)																								
合 計	2,510	2,510	2,510	2,510																								

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、森林の整備の推進、森林の保全の確保、技術の開発及び普及、国民の自発的な森林の整備及び保全に関する活動の促進、都市と山村との共生・対流等に関する施策を行う必要がある。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

政策分野の全体の目指すべき姿としては、森林・林業基本法の第2条を基に、「森林の適切な整備・保全により、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の発揮を図る。」とする。

なお、本政策分野の目標達成等により、京都議定書における温室効果ガスの削減約束のうちの森林経営による二酸化炭素吸収量3.9%の達成を目指す。

目標については、法第3章の「森林の有する多面的機能の発揮に関する施策」に掲げられた基本的施策を基に設定する。

目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に推進していくことが、森林の有する多面的機能を十全に発揮させることに資することから、目標とする。

また、この成果を把握するため、重視すべき機能ごとに目指すべき森林の姿に向けた誘導目標を森林整備保全事業計画の成果目標を踏まえ設定し、目標を達成した機能区分の割合を毎年度、100%とすることを数値目標とする。

目標 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

近年、世界的な森林面積の減少、地球温暖化防止や水土保全などの森林の有する多面的機能に対する国際的な認識が高まる中、国際的な連携の下で、途上国等における持続可能な森林経営の実現を阻害している違法伐採などの各種課題を解決し、世界各国におけるこれらに関する多様なデータを収集し、国際的な準則の確立に取り組んでいくことが不可欠であるとともに、得られた成果は国内における適切な森林の整備・保全に活かすことができ、かつ、基本理念の実現に資することから、目標とする。

また、この成果が滞ることなく着実に得られているか否かを把握するため、事業実施相手国等（地元住民を含む）に対するアンケート調査を行い、実施事業が持続可能な森林経営に寄与したとする回答の割合を毎年度、100%とすることを数値目標とする。

目標 山地災害等の防止

国土の保全、水源のかん養等の森林の持つ公益的機能の確保が特に必要な森林について、保安林制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林について、治山事業を推進することが重要であることから、目標とする。

また、この成果を把握するため、森林整備保全事業計画の成果目標を踏まえ、目標を代表するものとして山地災害防止機能が確保されている集落数を数値目標とする。

目標 森林病害虫等の被害の防止

森林の有する多面的機能を発揮していくためには、森林病害虫や野生鳥獣、山火事等の被害から森林を守ることが重要であることから、目標とする。

また、この成果を把握するため、森林病害虫等による被害の太宗を占める松くい虫被害について、被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を毎年度、100%することを数値目標とする。

目標 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

国民による緑化活動への募金や森林整備のボランティアとしての参加の促進並びに森林浴や森林の観察・調査などの多様な森林の利用を推進することは、林業者以外の国民が森林又は林業施策の必要性への理解を深めることに通じ、森林の適切な整備・保全に資することから、目標とする。

また、この成果を把握するため、森林内での自発的な活動への参加団体数を数値目標とする。

目標 山村地域の活性化

森林の整備・保全を適正に行い、森林の有する多面的機能を発揮させていくためには、山村地域の生活環境の整備や産業振興による就業機会の増大等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、目標とする。

また、この成果を把握するため、全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、新規定住者数、交流人口数、地域産物等販売額についての指標のうちいずれかを満たす市町村の割合について、前年度と当年度との比率を算出するとともに、森林整備保全事業計画の成果指標のうち山村地域の活性化に係る、森林資源を積極的に利用している流域の数及び山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数を把握し、それらをもとに総合的に判断することとする。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

・基準値及び算出方法

基準値：8.8%（16年度現状値）

算出方法：各指標の達成率の平均値が100%となることを目標値とする。

$$\text{達成率（%）} = ((\text{（ア）の達成率} + (\text{イ）の達成率} + (\text{ウ）の達成率})) \div 3$$

（ア）水土保全機能

事業を実施しない場合、育成途中の水土保全林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合が現状（基準）の63%（15年度）から50%程度（20年度）に低下することが予想される。このため、適切な間伐や高齢級の森林への誘導等による人工林の適正管理等を行い、下層植生や樹木の根の発達、森林の崩壊の予防等を図ることにより、同割合を66%（20年度）程度にまで維持向上させる。

なお、育成途中の水土保全林は、平成15年度末で約500万haあり、将来的にはこれらの森林において間伐等の実施により水土保全機能が保たれた状態とすることが必要である。

毎年度の目標達成については、すう勢値と目標値との差に対するすう勢値と実績値との差を比較し達成率を算出する。

$$\text{指標(ア)の達成率(%)} = \frac{\text{H17年度実績(見込)値} - 57.36\%}{(63.84\% - 57.36\%)} \times 100$$

(1) 森林の多様性

多様な樹種や階層からなる森林へ誘導するため、針広混交林や複層林への誘導を目的とした森林造成の割合を現状(基準)の31%(15年度)から35%(20年度)に増加させる。

なお、この目標は、伐採面積に対する広葉樹植栽等による更新面積の割合を指標としたものであり、森林・林業基本計画を踏まえ育成複層林等の多様な森林の整備をさらに進めることが必要である。

毎年度の目標達成については、現状(基準)値と目標値との差に対する現状(基準)値と実績値との差を比較し達成率を算出する。

$$\text{指標(1)の達成率(%)} = \frac{\text{H17年度実績(見込)値} - 31.00\%}{(32.60\% - 31.00\%)} \times 100$$

(ウ) 森林資源の循環利用

森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林施業の実施により、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を現状(基準)の約8億4千万m³(15年度)から約1億2千万m³増加させ、約9億6千万m³(20年度)とする。

なお、この目標は、成熟期を迎える人工林資源等を活用し、循環を基調とする社会形成とするため、森林施業の集約化等が可能となる条件が整備された利用可能な森林の蓄積をめざすものである。

毎年度の目標達成については、現状(基準)値と目標値との差に対する現状(基準)値と実績値との差を比較し達成率を算出する。

$$\text{指標(ウ)の達成率(%)} = \frac{\text{H17年度実績(見込)値} - 84.4\text{千万m}^3}{(89.4\text{千万m}^3 - 84.4\text{千万m}^3)} \times 100$$

・達成状況の判定方法

3つの指標の達成率の平均値が、90%以上の場合はA、50%未満の場合はC、それ以外をBとする。

目標 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

・基準値及び算出方法

基準値：90%(16年度現状値)

算出方法：

協力事業の中間及び最終年度(事業期間が短いものについては、最終年度)においてその対象となる相手国の政府関係者等に対するアンケートを実施し、その中で、我が国の相手国に対する持続可能な森林経営に対して寄与したか否かを5段階で評価してもらい、目標値を100%(=5)として設定する。

$$\text{達成率(%)} = \frac{\text{H17アンケート調査の平均値}}{5} \times 100$$

・達成状況の判定方法

アンケート調査結果の平均値を5で除した割合が、90%以上の場合はA、60%未満(5段階評価で3未満)の場合をC、それ以外をBとする。

目標 山地災害等の防止

・基準値及び算出方法

基準値：4万8千集落(15年度)

算出方法：

我が国は、急峻な地形や脆弱な地質、集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあり山地災害等が発生しやすいことから、安全で安心な国民の暮らしを守るには、伐採や開発行為等の規制措置の適正な運用を図ることはもとより、治山事業を適切に実施し、荒廃した森林の再生やその予防を行うことにより山地災害の未然防止等を図る必要がある。

全国には、山地災害のおそれがある地区（山地災害危険地区）に近接する集落は約13万6千集落（15年度末現在）あり、将来的には全ての集落で安全性が向上することが望ましい。

このため、16年度からの5年間では、集落に近接する山地災害危険地区等のうち、現に荒廃地があり人家戸数が多い集落など緊急性の高い地域において、重点的に森林の保全対策を実施することにより、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を平成20年度までに現状（平成15年度）の4万8千から5万2千とすることを目標とする。

$$\text{達成率（%）} = \left(\frac{\text{H17年度実績（見込）値}}{\text{基準値（H15）}} - \frac{48.0 \text{千集落}}{49.6 \text{千集落}} \right) \div \left(\frac{\text{H17年度目標値}}{\text{基準値（H15）}} - \frac{48.0 \text{千集落}}{48.0 \text{千集落}} \right)$$

〔 単年度目標：(52.0 - 48.0) ÷ 5 = 0.8 千集落/年
単年度（H17年度）実績： . 千集落 〕

・達成状況の判定方法

当該年度の目標と基準値とのかい離を比較する。

毎年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合（達成率）が、90%以上の場合はA、50%未満の場合はC、それ以外の場合はBとする。

目標 森林病害虫等の被害の防止

・基準値及び算出方法

基準値：67%（16年度現状値）

算出方法：

松くい虫被害が発生している45都府県において、当該年度の保全すべき松林の被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合を100%とすることを目標とする。

$$\text{達成率（%）} = \frac{\text{H17年度実績（見込）値}}{\text{都府県}} \div 45 \text{都府県（北海道、青森県を除く）} \times 100$$

・達成状況の判定方法

1%未満の「微害」に抑えられている都府県の割合が90%以上の場合はA、現状値を下回った場合をC、それ以外はBとする。

目標 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

・基準値及び算出方法

基準値 1,165 団体（15年度）

算出方法

森林内での自発的な活動への参加団体数を目標値とし、毎年度3月末時点での実績値により計測する。

目標値については、森林の整備・保全を社会全体で支えているという国民意識をさらに効果的なものとするためには、広範な国民が身近な森林（地域）において、森林内で自発的な活動に直接参加できる機会を提供する観点から、各都道府県での年間活動回数を100回と設定した上で、森林ボランティア団体の総数を平成18年度までに1,600団体とした。

（参考）

- 100（回）×47（各県） = 4,700（全国での回数）
- 年4回（四半期に一度程度）以上活動している活発なボランティアの割合は72%
- 4,700（回）÷ 4（回） = 1,175（団体）
- 1,175 × 100 ÷ 72 = 1,600

平成19年度当初には新たなアンケート結果を公表できる見込みであるため、その結果をもって19年度以降の目標値を検討することとする。

$$\text{達成率 (%)} = \frac{\text{H17年度実績(見込)値}}{\text{団体}} \div \frac{\text{H17年度目標値}}{1,455団体} \times 100$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{〔単年度目標: } (1,600 - 1,165) \div 3 = 145 \text{団体/年} \\ \text{単年度 (H17年度) 実績: } \text{団体} \end{array} \right)$$

・達成状況の判定方法

団体数が目標値(100%)を上回った場合はA、目標値の90%を下回った場合はC、それ以外はBとする。

目標 山村地域の活性化

・各データの算出方法

(1) 全国の振興山村地域の中から抽出した市町村に対し、次に掲げる～の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度割合と当年度割合との比率を算出する。

指標は、

新規定住者数：抽出市町村の新規定住者数が前年度の新規定住者数を維持・向上していること

交流人口：交流人口が抽出市町村の住民以上かつ前年度の交流人口増加率を維持・向上していること

地域産物等販売額：抽出市町村の地域産物等販売額が昨年度の地域産物等販売増加率を維持・向上していることを設定。

当該指標の算出方法は

新規定住者数比 = $(a / b) \times 100$ 以上

但し、当年度の新規定住者数 : a

前年度の新規定住者数 : b

交流人口増加率比 = 当年度の交流人口増加率 / 前年度の交流人口増加率 100% 以上

但し、交流人口増加率 = $(c - d) / d \times 100$ %

当年度の交流人口 : c

前年度の交流人口 : d

地域産物等販売額増加率比 = 当年度の地域産物等販売額増加率 / 前年度の地域産物等販売額増加率 100% 以上

但し、地域産物等販売額増加率 = $(e - f) / f \times 100$ %

当年度の地域産物販売額 : e

前年度の地域産物販売額 : f

なお、新規定住者数、交流人口については、

・原則として集落単位など、より詳細に把握可能な場合は適宜当該数値を用いることとし、不可能な場合は当該市町村の統計によることとする。

・交流人口としては、観光者数、施設入場者数、森林体験活動等森林の新たな利用者数など把握可能な統計数値を適宜適切に用いることとする。

(2) 森林資源を積極的に利用している流域の数

対象流域：伐採立木材積(素材生産量 ÷ 0.75) ÷ 連年成長量 × 100 50 を満たす流域

(3) 山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行ったときの受益者数

整備対象地区数：約 126 地区

〔 フォレストコミュニティー総合整備統合補助事業 102 地区
生活環境保全林整備事業 24 地区 〕

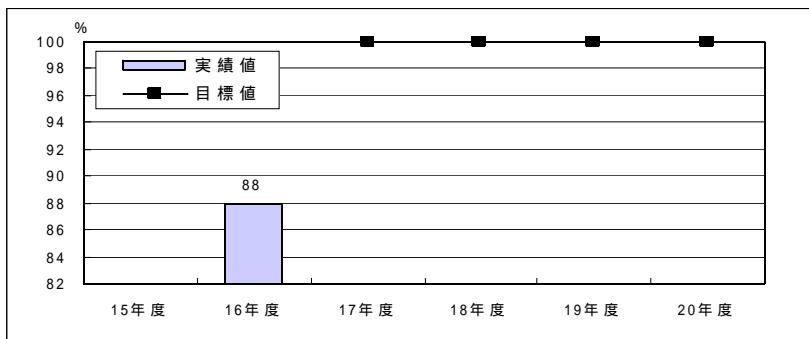
・達成状況の判定方法

山村地域の活性化の状況について、(1)の割合、(2)の流域数、(3)の受益者数の推移を基に全国的な視点から総合的に、有効性を判断する。

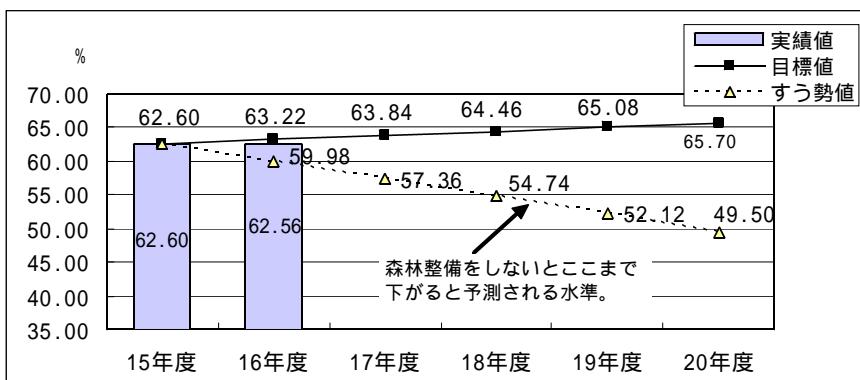
分野別評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

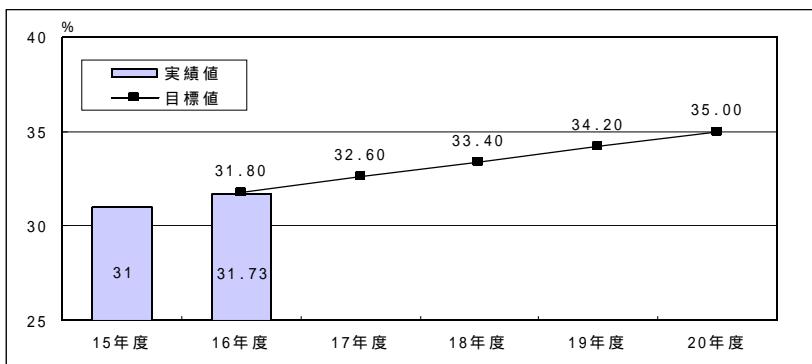
目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進
次の指標を満たす割合



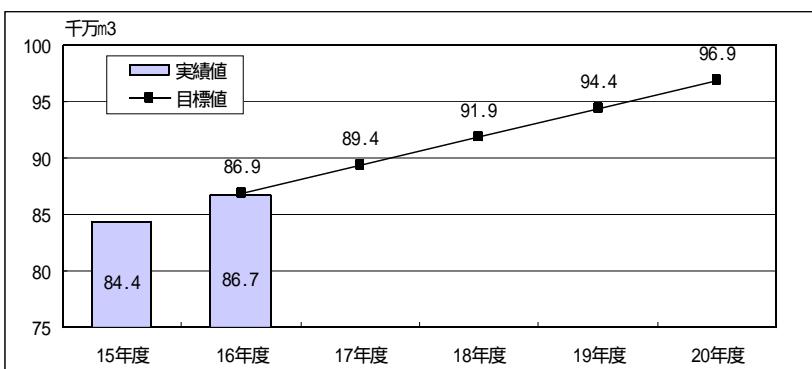
(ア) 育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合



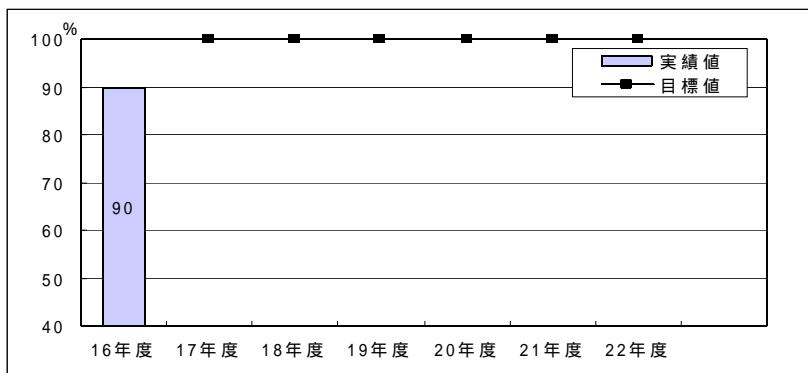
(イ) 針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合



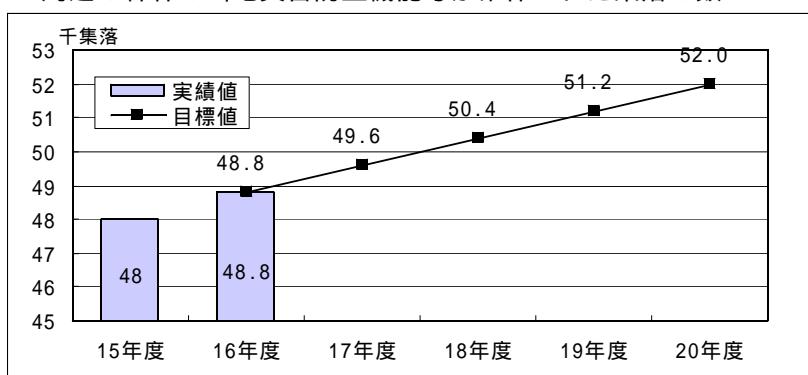
(ウ) 育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量の増加



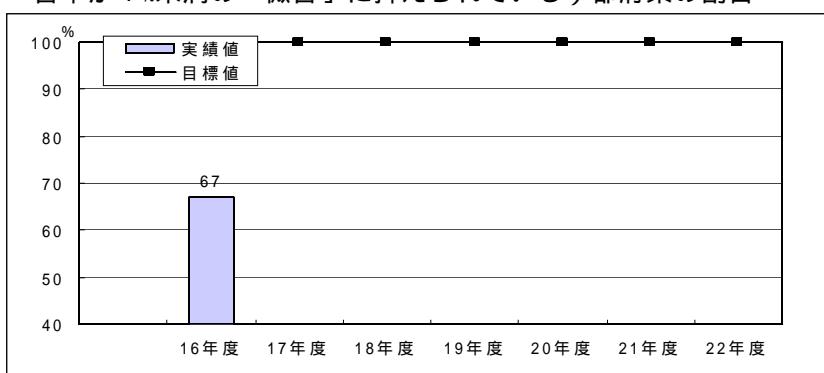
目標 **国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進**
海外における持続可能な森林経営への寄与度



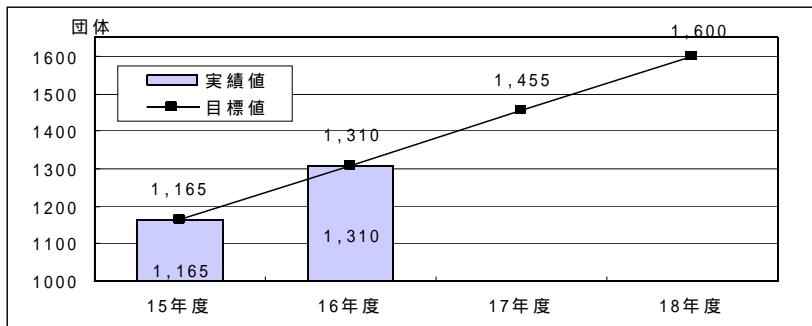
目標 **山地災害等の防止**
周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数



目標 **森林病害虫等の被害の防止**
保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる（被害率が1%未満の「微害」に抑えられている）都府県の割合

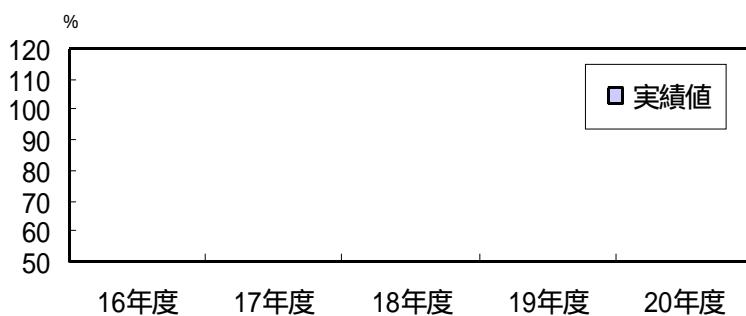


目標 **国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進**
森林内での自発的な活動への参加者数（ボランティア団体数）

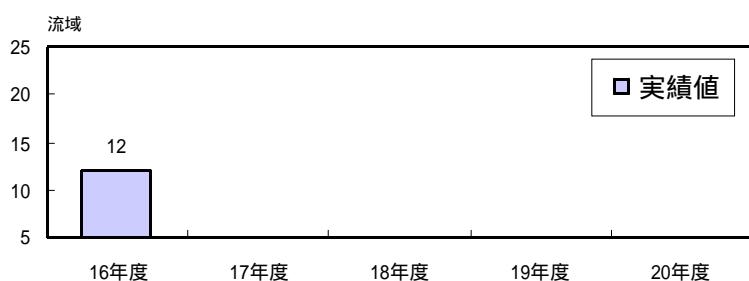


目標 山村地域の活性化

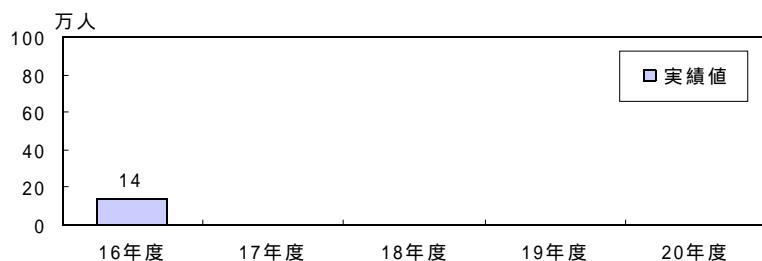
(1) 3つの指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合の前年比



(2) 森林資源を積極的に利用している流域の数



(3) 山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数



【参考データ】

目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進

育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の面積(単位：万ha)

	16	17	18	19	20	21	22
面積	265						

針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成面積(単位：千ha)

	16	17	18	19	20	21	22
面積	13						

育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量(単位：百万m³)

	16	17	18	19	20	21	22
資源量	867						

間伐実施面積(水土保全林) (単位：万ha)

	16	17	18	19	20	21	22
面積	24						

複層林造成面積（樹下植栽面積）

(単位：千ha)

	16	17	18	19	20	21	22
面積	4						

目標 國際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進
平成17年度海外林業協力に係るアンケート調査結果

目標 山地災害等の防止

山地災害から保全される森林の面積

(単位：千ha)

	13	14	15	16	17	18	19	20
面積	58.6	59.7	45.6	(47.4)				

保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積

(単位：万ha)

	13	14	15	16	17	18	19	20
面積	905	920	1,019	(1,133)				

海岸林・防風林等の延長7,000kmの機能の維持（機能が低下した海岸林・防風林等の回復率）(単位：%)

	15	16	17	18	19	20
面積	96.6	(96.1)				

目標 森林病害虫等の被害の防止

保全松林における被害木の駆除率

(単位：%)

	13	14	15	16	17	18	19	20
駆除率	74.7	82.7	87.7	(90.6)				

目標 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

森林ボランティア・ネットワークへの参加団体数

(単位：団体)

	13	14	15	16	17	18	19	20
団体数	233	262	360	378				

森林ボランティア活動情報掲載件数

	13	14	15	16	17	18	19	20
団体数	233	262	360	378				
件数	1,362	1,741	2,540	2,856				
平均活動件数	5.8	6.6	7.1	7.6				

森の子くらぶ活動の参加者数

(単位：千人)

	13	14	15	16	17	18	19	20
参加者数	239	250	289	327				

目標 山村地域の活性化

アンケート調査結果

	15	16	17	18	19	20
対象数	96					
回答数	91					
有効回答数	70					
いざれかを満たす	49					
を満たす	10					
を満たす	42					
を満たす	15					
2つを満たす	15					
全てを満たす	2					
いざれかを満たす割合(%)	70					

（ ）の数字は見込値。

[その他参考データ]

主要学会誌等掲載論文数（森林の多面的機能の発揮関連部門）

	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
論 文 数							

新品種の開発数

	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
開 発 数	39	44	51	61	47	50	

森林とふれあう機会を持つ都市住民の数 (単位:万人)

	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
住民数	720	(788)				

保護林の面積

(単位:千ha)

	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
面 積	552	622	656	658				

レクリエーションの森の利用者数

(単位:百万人)

	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
利用者数	156	156	152	147				

(評価結果と分析・改善の考え方)

評価結果	政策目標を達成するための政策手段の有効性	改善・見直しの方向
<p>目標 重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の目標値 100 % ・本年度の実績値 % ・達成状況 % ・達成ランク (A B C) 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果の分析を記述する。 ・達成状況が良くない場合は、当該分野の政策手段に何が欠けていたのか、どのような政策手段が有効に機能していなかったのか等について記述する。 	左の分析を受けた施策の改善・見直しの方向について記述する。
<p>目標 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の目標値 100 % ・本年度の実績値 % ・達成状況 % ・達成ランク (A B C) 		
<p>目標 山地災害等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の目標値 49.6千集落 ・本年度の実績値 千集落 ・達成状況 % ・達成ランク (A B C) <p>〔 単年度実績状況 　　・千集落の増 〕</p>		

<p>目標 森林病害虫等の被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の目標値 100% ・本年度の実績値 % ・達成状況 % ・達成ランク (A B C) 		
<p>目標 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の目標値 1,455団体 ・本年度の実績値 団体 ・達成状況 % ・達成ランク (A B C) <p>〔 〔 単年度実績状況 団体の増 〕 〕</p>		
<p>目標 山村地域の活性化</p>		
<p>総合的な所見 (各局政策評価担当課長)</p>	<p>〔・各目標の重要度、優先度も踏まえて全体分野としての所見を記述する。〕 〔・他の分野との関わりの中で所見もあれば記述する。〕</p>	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

分野別評価(政策手段シート)

政策分野	森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮
------	------------------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進	森林環境保全整備事業調査費	森林環境保全整備事業の推進に当たっての調査	<p>次の指標を満たす割合を100%とする。</p> <p>・育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。(H15:63% H20:66%)</p> <p>・針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。(H15:31% H20:35%)</p> <p>・育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。(H15:8億4千万m³ H20:9億6千万m³)</p>	126		
	水土保全林整備事業費補助金	ダム上流域等の森林整備と路網整備		33,629		
	共生林整備事業費補助金	里山林等における森林空間整備と路網整備		703		
	資源循環林整備事業費補助金	効率的な林業経営のための森林整備と路網整備		13,689		
	機能回復整備事業費補助金	被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等に対する補助		3,274		
	農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助金(峰越連絡林道事業費補助金及び林道舗装事業費補助金)	既設の林道等の相互間を峰越し等により連絡する林道の開設、林業従事者の就業条件の改善に資する林道の舗装		569		
	水源林造成事業費補助、特定中山間保全整備造林事業費補助、水源林造成事業補給金及び独立行政法人緑資源機構出資金	緑資源機構による水源林の造成		29,489		
	林道施設災害復旧等事業費補助	被災した林道施設の早期復旧	-	1,374		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	森林災害復旧造林事業費補助		激甚災害を受けた森林の早期復旧	-	1,036	
	森林居住環境整備事業費補助金		山村地域の生活環境の整備、基幹的な林道等の整備及び居住地周辺の森林整備等 ()	山村地域の定住並びに都市と山村の共生・対流の維持・向上。 次の指標を満たす割合を100%とする。 ・育成途中有る水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (H15:63% H20:66%) ・針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (H15:31% H20:35%) ・育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (H15:8億4千万m ³ H20:9億6千万m ³)	28,488	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	緑資源幹線林道事業費補助及び特定中山間保全整備林道事業費補助	緑資源機構による基幹的林道等の整備		次の指標を満たす割合を100%とする。 ・育成途中にある水土保全林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を維持向上させる。 (H15:63% H20:66%)	12,318	
	林道事業に必要な経費	森林整備に必要な林道の整備			8,909	
	育林事業に必要な経費	森林の適切な整備		・針広混交林などの多様な樹種・樹齢からなる森林への誘導を目的とした森林造成の割合を増加させる。 (H15:31% H20:35%)	43,044	
	分収育林事業に必要な経費	分収育林箇所の保育等		・育成林において、安定的かつ効率的な木材供給が可能となる資源量を増加させる。 (H15:8億4千万m ³ H20:9億6千万m ³)	364	
	国有林森林計画等に必要な経費	国有林森林計画の樹立のための森林測量、森林調査等の実施			965	
	森林計画推進委託費	森林吸收量報告・検証のための調査			1,475	
	森林計画推進地方公共団体委託費等	森林施業計画認定のための調査 森林吸收量報告・検証のための調査		森林所有者等から認定請求が行われた森林施業計画の件数について 100%認定(毎年度)	74	
	森林計画推進民間団体委託費	森林整備の促進等に関する調査			194	
	地域森林計画編成事業費補助金	地域森林計画編成に要する経費への補助		森林法第6条第5項の規定に基づき、都道府県知事から、農林水産大臣に対して樹立協議が行われた件数について 100%同意(毎年度)	439	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	森林整備地域活動支援交付金	森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な地域活動を確保するための支援	対象森林面積217万ha(18年度末)交付市町村数1,903市町村(18年度末) 注)適切な森林整備のための地域活動が必要な森林及びその所在する市町村の全てにおいて事業を実施	7,303		
		森林整備地域活動支援推進交付金		115		
	苗木生産広域流通安定対策事業	優良苗木の需給調整等に要する経費	広葉樹苗木の表示率の増加 目標値:50%(平成21年度)	4		
	特別母樹林保存損失補償金	特別母樹林の保存に伴う損失補償	特別母樹林制度による伐採の制限により原々種の保存	11		
	林業振興対策調査等委託費のうち 森林・林業基本対策推進事業費	森林・林業をめぐる状況の変化に適切に対応した政策の推進を図るため、森林・林業・木材産業に関する多様化・複雑化した新たな課題に対する調査・研究	政策立案の基礎資料としての反映 目標値:4課題(100%) (調査課題全て政策反映:平成18年度以降)	38		
	森林づくり交付金のうち 森林整備の推進	効率的な集団間伐等の緊急的な推進のための団地の設定促進	過去3年間の平均間伐実施面積を上回ること、緊急間伐推進団地設定数の増加等	4,431 の内数		
	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち森林整備関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,484 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち森林整備関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	159 の内数	1,926	
	独立行政法人林木育種センター運営費交付金	林木の育種事業等による優良な種苗の確保				
	独立行政法人林木育種センター施設整備費補助	上記事業を効率的に実施するための施設整備				
	林業振興対策調査等委託費のうち 森林環境保全先端技術導入機械開発事業費	伐出作業用の多工程処理等を行う高性能林業機械の開発	各開発、改良機械等が、在来型機械と同程度の作業能力を有しつつ、環境負荷低減につながる軽量化、小型化、機械の機能等を、在来型機械に対し10%向上(目標年度:各改良等完了年度)	41	60	
	林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち 多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業費	高性能林業機械等の非皆伐施業に対応し、かつ環境負荷低減に配慮したものへの改良及びアタッチメント式汎用作業機械の開発				
	地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金のうち 健全な森林力増進	効果的な森林整備や未利用資源の有効利用の推進に必要な低コスト化を目指し、提案公募方式による民間能力を活用した実用化技術の開発の実施	平成13年度の素材生産費を平成21年度末時点 で13%削減する。	11		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	森林整備活性化資金の貸付け	造林補助事業等の実施に必要な資金を無利子で貸付け	本資金を借り入れる際に作成する事業計画(森林整備合理化計画)の対象森林面積の平均値を平成15年度の1,652haから平成19年度までに1,800haに向上		貸付計画額 3,200	
	森林法(森林計画制度)	長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。		-	-	
	森林の保健機能の増進に関する特別措置法	公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。		-	-	
	分収育林特別措置法	分収方式による造林及び育林を促進し、適切な森林整備を一層推進		-	-	
	林業種苗法	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図る。		-	-	
	国有林野の管理経営に関する法律	国土の保全その他国有林野がもつ森林の公益的機能の維持増進等を図る。		-	-	
	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち森林整備関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進		-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林木育種戦略	林木の新品種の開発等を実施することにより、林木育種を推進	-	-	
		高性能林業機械化促進基本方針	健全な森林の整備を推進していくため、高性能林業機械の開発・改良や高性能林業機械作業システム構築等を推進	新たな高性能林業機械作業システムに必要な高性能林業機械の開発及び改良を実施して、その普及定着を図るとともに伐出及び育林作業の効率性の向上、省力化等を図る。	-	
		所得税	森林施業計画に基づいて立木を伐採又は譲渡した場合の所得税特別控除措置	-	-	
		法人税	森林施業計画に基づく造林経費の損金算入の特例措置	-	-	
		相続税	森林施業計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として相続税の延納等の特例措置	-	-	
	国際的な協調の下での森林の森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進	政府開発援助国際林業協力事業費補助金	熱帯林保全等に対処するための森林施業技術の開発等	海外における持続可能な森林経営への寄与度100%(毎年度)	385	
		国際機関への拠出金のうちFAO拠出金	FAOへの資金拠出を通じた森林・林業分野の活動支援		60	
		国際林業協力費	国際会議の開催を通じた途上国の技術向上等を推進		18	
		国際林業協力事業費補助金	地球環境問題に対処するための森林施業技術の開発等		10	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		ITTO拠出金(国際熱帯木材機関本部事務局設置経費、違法伐採木材の制御システムの実証事業)	ITTOへの資金拠出を通じた持続的森林経営に基づく木材貿易に関する活動支援	海外における持続可能な森林経営への寄与度100%(毎年度)	128	
山地災害等の防止	治山事業	山崩れ、土石流等の山地災害の発生源となる荒廃地等の復旧整備	周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を5万2千集落にする。(平成20年度)	126,776		
	森林づくり交付金のうち山地防災情報の周知	山地防災情報の共有化や伝達を総合的に図る対策の推進	山地災害危険地区の住民への周知率の増加	4,431 の内数		
	山林施設災害復旧等事業費	被災した治山施設や災害により発生した荒廃山地等の早期復旧	-	3,313		
	保安林整備管理費	保安林の指定・解除、管理等(国有保安林関係繰入含む)	保安林制度により永続的に森林として維持されるべき面積1,216万ha(平成20年度末)	733		
	森林保全管理等に必要な経費	森林巡視、保護林等の保全・管理の実施		1,791		
	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち山地災害等の防止関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,484 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち山地災害等の防止関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	159 の内数		
	農林漁業金融公庫資金	保安林の指定により伐採が制限される利用伐期齢以上の立木の維持に必要な資金を貸付	-	貸付計画額 61,060 の内数		
	森林法(保安施設地区制度)	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る	-	-		
	森林法(保安林制度)	保安林の指定により、森林の有する水源かん養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の保安機能の確保を図る。	-	-		
	森林法(林地開発許可制度)	保安林以外の森林における水源のかん養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。	-	-		
	地すべり等防止法	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。	-	-		
	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦(うち山地災害等の防止関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-		
	固定資産税	保安林に係る固定資産税については非課税	-	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		不動産取得税	保安林に係る不動産取得税については非課税	-	-	
		特別土地保有税	保安林に係る特別土地保有税については非課税	-	-	
		相続税	保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置	-	-	
	森林病害虫等の被害の防止	法定森林病害虫等駆除費補助金	松くい虫をはじめとした森林病害虫の防除等	保全松林における被害木の駆除率100%(目標年度:平成17年度)	2,304	
		森林害虫駆除事業委託費	松くい虫をはじめとした森林病害虫の防除等	大臣命令発動地域における被害木の駆除率100%(目標年度:平成17年度)	190	
		森林害虫駆除事業民間団体委託費	松くい虫をはじめとした森林病害虫の防除等	保全松林における被害木の駆除率100%(目標年度:平成17年度)	7	
		森林害虫駆除損失補償金	松くい虫をはじめとした森林病害虫の防除等	大臣命令発動地域における被害木の駆除率100%(目標年度:平成17年度)	3	
		森林づくり交付金のうち森林資源の保護	・地域生活に密着した松林について、地域一体となった松林保全体制の整備等を実施 ・松くい虫被害の発生しにくい森林環境の整備を図るための、林内環境の改善、被害発生源管理等を実施	松くい虫被害対策事業推進計画における防除事業の進捗率の向上等	4,431 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち森林病害虫等の被害の防止関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,484 の内数	
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち森林病害虫等の被害の防止関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		159 の内数	
		森林病害虫等防除法	森林病害虫等防除法に基づく各種防除措置等の実施	-	-	
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち森林病害虫等の被害の防止関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	
	国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進	緑化推進対策事業	森林の地球温暖化防止機能の普及啓発、森林ボランティア活動など広範な国民による森林づくり活動への支援、身近な緑化技術の開発・普及、高校生による森林整備活動への支援等	森林内での自発的な活動への参加団体数を増加させる。 (H15:1,165団体 H18:1,600団体)	135	
		森林環境教育活動の条件整備促進対策事業費補助金	森林環境教育全国シンポジウムの開催、普及啓発資料の作成、学校林の整備と木材の利用を一体的に行うモデル学校林の設定、学校林における森林ボランティア活動など、森林環境教育活動を推進していくための条件整備	子どもたちや親子等による森林体験活動の参加者数360千人(目標年度:平成17年度)	54	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		森林づくり交付金のうち 森林の多様な利用・緑化 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業やボランティア団体等の森林づくりへの支援、学校林における歩道等の環境整備 ・子どもたちの様々な森林環境教育活動への支援、実習林・観察林、学習展示施設等の整備 ・里山林等を活用した健康づくりのための体制整備 	人口一人当たりの施設の利用による交流人口の増加、森林ボランティア活動への延べ参加者数等の増加等	4,431 の内数	
		森林空間総合利用等に 必要な経費	国有林野の総合利用、国民に対する情報提供、国民参加の森林保全活動等の推進	公衆の保健のための国有林野の活用の推進(レクリエーションの森の利用者数)	205	
	山村地域の活性化	林業生産流通振興事業 費補助金のうち 林業森業・山業創出支援 総合対策事業	異業種連携等によるツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス(森業・山業)の創出のため、ビジネスプランの選定、実証事業運営等を実施	事業を採択した地区において新たな産業が創出され、それらが起業から5年後までに単年度収支がプラスになる割合100% (目標年度平成26年度)	150	
		森林づくり交付金のうち 森林地域環境の整備	山村活性化のための都市との交流基盤施設、地域の活動基盤施設等の整備	人口1人当たりの新規定住者数が事業実施前を上回ること等	4,431 の内数	
		独立行政法人森林総合 研究所運営費交付金(うち 山村地域活性化関連 部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,484 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち山村地域活性化関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	159 の内数	
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち山村地域活性化関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-		

分野別評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：林野庁企画課 関係課：林野庁経営課、木材課、計画課、整備課、研究・保全課、業務課	
政策分野の全体 の目指すべき姿	林業・木材産業等の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保を図る。	
当面重点的に取り組むべき課題（目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
1. 厳しい林業情勢の中でも効率的・安定的に林業を営むことができる林業経営体・事業体を将来（平成22年度）の素材生産量及び造林・保育面積の相当部分を担うことができる数に育成・確保する。	望ましい林業構造の確立 指標：効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を増加させる。 目標年次：平成22年度 目標値：2,800 (基準：平成12年度：2,400 目標：平成22年度：2,800)	統計調査 農林業センサスの農林業経営体調査
2. 消費者ニーズに応える製品を安定的に供給するため、木材産業の構造改革を進めるとともに、木材を使うことの意義（森林による二酸化炭素の吸収・貯蔵の促進による地球温暖化防止への貢献等）について広く国民の理解を得ることなどにより、地域材の利用を拡大する。	木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 指標：地域材の供給・利用量を拡大する。 目標年次：平成22年 目標値：25,000千m ³ (基準：平成12年：19,055千m ³ 目標：平成22年：25,000千m ³)	統計調査（木材統計調査等） 木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材需要量を集計

分野別評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	森林・林業基本計画 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
目標年度	平成22年度
目標値	木材の供給・利用目標：2,500万m ³

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、林業の持続的かつ健全な発展を図ることが重要である。このため、林業の担い手確保、望ましい林業構造の確立、国民の需要に即した林産物の供給及び利用等に関する施策を行う必要がある。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

政策分野の全体の目指すべき姿としては、森林・林業基本法の第3条を基に、「林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進により、林産物の供給及び利用の確保を図る。」とする。

目標については、法第4章の「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」、第5章の「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」に掲げられた基本的施策を基に設定する。

目標 望ましい林業構造の確立

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る人材の育成及び確保、林業就業者の確保、特用林産の振興、林業技術の開発及び普及、災害による損失の合理的な補てんを総合的に実施することにより、厳しい林業情勢の下においても高い生産性と収益性を確保し、効率的かつ安定的に林業を営む林業経営体及び事業体が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立することが、林業の持続的かつ健全な発展に資することから、目標とする。

また、この成果を把握するため、平成22年度において、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業が国内の素材生産量、造林・保育面積の約6～7割のシェアとなるよう、基本計画の木材の供給・利用目標を踏まえ、これらの林業経営の担い手数を2,800とすることを数値目標とした。

なお、この数は17年度については農林業センサスにより把握可能であるが、農林業センサスの実施されない年の実績評価については、17年度政策の評価結果を踏まえた上で、代替目標を設定し、評価を行うこととする。

目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

林業の持続的かつ健全な発展のためには、木材産業等の健全な発展により、消費者のニーズに即した林産物が供給されるとともに、国民の理解を深めることや新たな木材加工技術の開発・普及などによりその消費が増進されることが不可欠であること、また、持続的な森林経営（輸出国の森林の機能を損なうことがないような木材輸入を図ることを含む）により供給された林産物が適切に利用されることによって、その収益が森林に再投資され、新植 保育 間伐 主伐というプロセスが行われることが重要であることから、目標とした。

また、この成果を把握するため、基本計画における平成22年の木材供給・利用量の目標を数値目標として設定した。

この、木材供給・利用量2,500万m³は、森林の有する多面的機能の発揮や木材の供給及び利用の確保のために関係者が取り組むべき課題が解決され「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の区分にふさわしい森林の施業が実施され、木材利用推進の課題及び木材産業の課題が解決された場合に実現可能な木材の供給・利用量に基づき設定しており、「京都議定書目標達成計画」においても、森林吸収源対策の取り組みのひとつとして木材供給・利用量の目標値として設定している。

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 望ましい林業構造の確立

・基準値及び算出方法

基準値：2,400（12年度）

算出方法：

平成22年度において効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・林業事業体による事業が我が国の素材生産量、造林・保育面積の約6～7割のシェアとなるよう、森林・林業基本計画の「木材の供給・利用目標」2,500万m³を踏まえ、これらの担い手数については合計2,800を目指すこととする。

$$\text{達成率（%）} = \frac{\text{H17年度実績値} - 2,400}{(2,600 - 2,400)} \times 100$$

注1 平成22年度における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体

林家：保有森林規模100～500haの林家のうち、自営（家族従事者のいる）林家
及び保有森林規模500ha以上の林家 14百戸

会社経営体：保有森林規模500ha以上の会社 3百戸

2 平成22年における効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体

造林・素材生産総合型：年間素材生産量5千m³以上、造林・保育面積3百ha以上

素材生産主体型：年間素材生産量9千m³以上

造林事業主体型：年間造林・保育面積4百ha以上

合計 11百事業体

・達成状況の判定方法

当該年度の目標と基準値とのかい離を比較する。

当該年度の目標達成については、基準値と目標値との差に対する基準値と実績値との差の割合（達成率）が90%以上の場合をA、50%未満の場合をC、それ以外の場合をBとする。

目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

・基準値及び算出方法

基準値：19,055千m³（12年）

算出方法：

「森林・林業基本計画」においては、平成22年の木材の供給・利用量（目標）は25,000千m³となっていることから、過去10カ年間のトレンドが平成22年に25,000千m³に到達するよう、年を変数とする二次曲線を作成し、各年の目標値を計算する。

・達成状況の判定方法

毎年の目標値を上回った場合をA、すう勢値を下回った場合をC、それ以外をBとする。

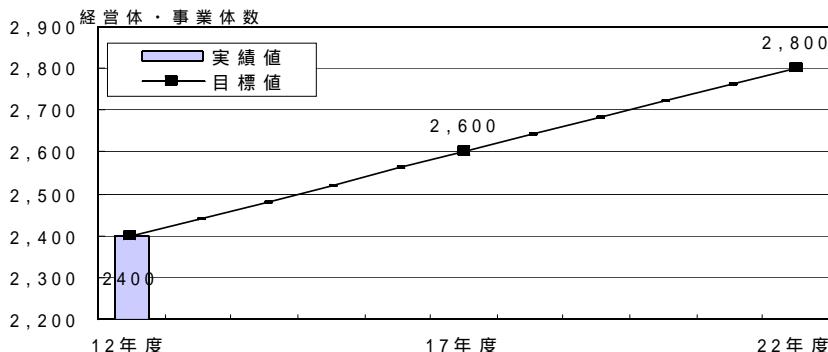
目標の実績値を計測する統計の種類及び時期

林野庁「木材（用材）需給見通しの見直し」の需要見通し数値。

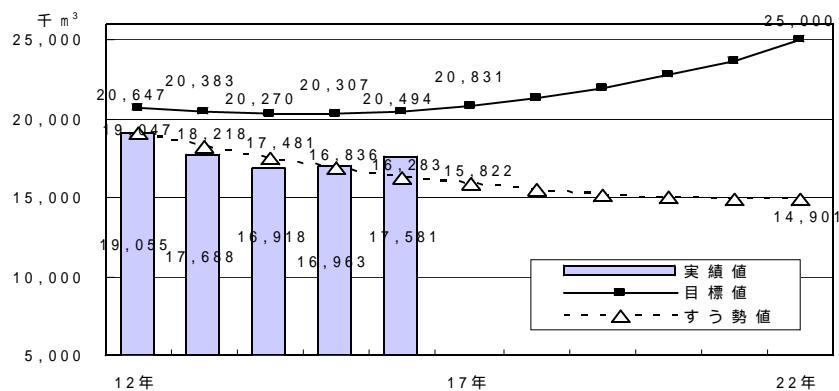
分野別評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

目標 望ましい林業構造の確立
効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数



目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進
地域材の供給・利用量



【参考データ】

目標 望ましい林業構造の確立
林業経営改善計画の新規認定者（個人・会社等）数

	11	12	13	14	15	16	17
認定者数	34	28	59	43	28	27	

森林組合に占める中核組合の割合

	14	15	16	17
森林組合数	990	970		
中核組合数	190	222		
指数（%）	19	23		

素材生産の労働生産性 (m³ / 人日)

	11	12	13	14	15	16	17
労働生産性	4.0	4.1	4.1	4.4			

林業就業者数 (単位：万人)

	12	17
林業就業者数	7	

新規就業者数

(単位:人)

	11	12	13	14	15	16	17
新規就業者数	2,065	2,314	2,290	2,211	4,334	3,538	

林業労働災害件数

(単位:件)

	11	12	13	14	15	16	17
労働災害件数	2,914	2,773	2,633	2,531	2,572	2,392	

きのこ類の生産量

(単位:万t)

	11	12	13	14	15	16	17
生産量	38.4	36.8	37.1	36.7	39.5	40.9	

森林国営保険事業実績(損害てん補実績)

(単位:件数、損害額:千円、支払額:千円)

	12	13	14	15	16	17
件数	7,884	5,329	3,836	3,692	3,709	
損害額	3,586,584	2,239,724	1,575,264	1,316,488	1,646,792	
支払額	1,374,057	990,416	627,373	888,034	888,034	

目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進

国産材の供給・利用量

(単位:千m³)

	12	13	14	15	16	17	18	19
用材	18,019	16,757	16,075	16,148	(16,766)			
薪炭材	233	213	190	181	(181)			
しいたけ原木	803	718	653	634	(634)			
合計	19,055	17,688	16,918	16,963	(17,581)			

製材工場規模別素材入荷量推移

(単位:千m³、%)

	12	13	14	15	16	17	18	19
7.5~150kw	10,502	9,271	8,263	7,780	(7,427)			
150~300kw	5,154	4,452	4,099	3,967	(3,887)			
300kw以上	10,870	10,156	9,959	10,110	(10,391)			
合計	26,526	23,879	22,321	21,857	(21,705)			
300以上割合	41.0	42.5	44.6	46.3	(47.9)			

製材工場規模別従業員数

(単位:人)

	12	13	14	15	16	17	18	19
7.5~150kw	48,363	43,712	40,239	37,657	(35,294)			
150~300kw	12,020	10,807	10,159	9,128	(8,193)			
300kw以上	13,242	12,493	11,974	11,808	(11,631)			
合計	73,625	67,012	62,372	58,593	(55,118)			

製材工場規模別生産性推移(素材入荷量÷従業員数)

(単位:m³/人年)

	12	13	14	15	16	17	18	19
7.5~150kw	217	212	205	207	(210)			
150~300kw	429	412	403	435	(474)			
300kw以上	821	813	832	856	(893)			
全 体	360	356	358	373	(394)			

建築用製品の人工乾燥材生産の割合

(単位: %)

	12	13	14	15	16	17	18	19
乾燥材割合	13.7	14.5	16.7	19.6	(22.6)			

集成材・合板用素材の地域材利用量

(単位: 千m³)

	12	13	14	15	16	17	18	19
地域材利用量	501	535	667	793	1,029			

国有林の収穫量

(単位: 万m³)

	16	17	18	19	20
収穫量	464				

技術開発成果の活用状況

(単位: 課題数)

	13年度修了課題				14年度修了課題			15年度修了		16年度修了	
	14	15	16	17	15	16	17	16	17	17	
実用化されているもの	4	4	6		9	19		3			
実用化するための実証展示の段階のもの	4	4	4		10	5		3			
実用化するための予備試験を実施中のもの	6	6	4		12	7		2			
実質的な活用なし											
合計	14	14	14		31	31		8			

()の数字は見込値。

[その他参考データ]

主要学会誌等掲載論文数 (林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進関連部門)

	16	17	18	19	20	21	22
論文数							

(評価結果と分析・改善の考え方)

評価結果	政策目標を達成するための政策手段の有効性	改善・見直しの方向
目標 望ましい林業構造の確立 • 本年度の目標値 2,600 • 本年度の実績値 • 達成状況 % • 達成ランク (A B C)	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果の分析を記述する。 達成状況が良くない場合は、当該分野の政策手段に何が欠けていたのか、どのような政策手段が有効に機能していなかったのか等について記述する。 	左の分析を受けた施策の改善・見直しの方向について記述する。
目標 木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進 • 本年度の目標値 20,831千m ³ • 本年度の実績値 千m ³ • 達成ランク (A B C)		
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	<ul style="list-style-type: none"> 各目標の重要度、優先度も踏まえて全体分野としての所見を記述する。 他の分野との関わりの中で所見もあれば記述する。 	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

分野別評価(政策手段シート)

政策分野	林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進
------	----------------------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
望ましい林業構造の確立	林業生産流通振興事業費補助金	新規林業就業者の確保・育成を図るための実地研修等の実施	研修修了者の本格就業移行率:80% (平成17年度)	7,057		
	林業生産流通振興民間団体事業費補助金 (うち多面的機能高度發揮総合利用システム開発事業費を除く)	森林組合等の経営の健全化のための経営改善支援活動の推進	・経営指導マニュアル等の調査成果の専任指導員への普及率 目標:100%(毎年度) ・全森連の監査を受けた県森連の数 目標:34%(平成15年度) 40%(平成20年度)	87		
	林業普及指導事業交付金	森林法第195条第1項に基づく、都道府県に対する林業普及指導事業交付金の交付	指導林家一人当たりの年平均活動日数 目標:7日(平成15年度) 10日(平成20年度)	2,999		
	強い林業・木材産業づくり交付金のうち 望ましい林業構造の確立	作業道の整備と高性能林業機械の導入など林業の生産性の向上に資する施設整備	効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体の増加	7,809 の内数		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	林業振興対策調査等委託費のうち 林業労働災害防止機械・器具等開発改良事業費	林業労働災害防止機械器具等の開発改良		労働災害件数:第10次 労災防止計画期間(H15~19)の労働災害件数の9次の総件数に対する減少率 目標:20%減	39	
	林業生産流通振興地方公共団体事業費補助金のうち 林業就業促進資金造成費	新たに林業に就業しようとする者に対する資金の貸付		資金造成額に対する貸付残高割合 目標:70%(平成20年度)	20	
	強い林業・木材産業づくり交付金のうち 林業担い手等の育成確保	・リーダーとなる林業就業者の育成 ・林業労働災害防止のためのセミナー等の実施		林業就業者数の増加	7,809 の内数	
	林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち 特用林産振興対策事業費	特用林産物の消費・流通対策、特用林産技術の高度化等を促進		きのこ類の生産量 目標:41.2万トン(平成22年度)	50	
	強い林業・木材産業づくり交付金のうち 特用林産の振興	・特用林産物の生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に資する施設整備 ・特用林産物の需要拡大を図るための全国規模でのPR活動や大消費地でのフェアの開催等の実施		きのこ類の生産量の増加	7,809 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金(うち林業経営関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施	農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,484 の内数		
	独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金(うち林業経営関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備		159 の内数		
	農林漁業金融公庫資金	林業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利な資金の貸付 特用林産物の生産等施設の取得にかかる資金の貸付	-	貸付計画額 61,060 の内数		
	林業・木材産業改善資金	林業・木材産業経営の改善及び林業従事者の福祉向上のための中・短期の無利子資金の貸付 ()		貸付枠 10,000 の内数		
	農林漁業信用基金出資金のうち 木材産業等高度化推進資金(林業経営基盤強化法)	木材の生産又は流通を担う事業者が行う事業の合理化及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置 ()	-	融資枠 126,800		
	森林保険特別会計 森林保険費等歳出費	森林所有者等からの保険料によって運営されている森林国営保険において、被災した契約森林に対して保険金等を支払う。		5,685		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業経営基盤強化法	・都道府県知事による林業経営改善計画の認定 ・森林の所有権の移転や施業等のあっせん等	-	-	
		入会林野等近代化法	入会林野又は旧慣使用林野である土地に係る権利関係の近代化を助長し、農林業上の利用の増進を図る。	-	-	
		森林法(普及指導事業制度)	都道府県に林業普及指導員を置き、これらの者が、森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う事業	-	-	
		林業・木材産業改善資金助成法	林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進 ()	-	-	
		森林組合法	森林所有者の協同組織の発展を促進し、森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図る。	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		林業労働力確保法	<ul style="list-style-type: none"> ・国による林業労働力の確保の促進に関する基本方針の策定 ・都道府県による林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定 ・林業労働力確保支援センターによる高性能林業機械の貸付等 	-	-	
		森林国営保険法	森林国営保険法に基づく森林国営保険の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てんを行う。	-	-	
		森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略(うち林業経営関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進	-	-	
		所得税の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力確保支援センターと共同による、労確法に基づく改善計画に従って経営及び雇用管理の改善を行う者の林業機械等の割増償却 ・林業経営基盤強化法に基づくあっせんにより林地を譲渡した者に対する特別控除 	-	-	
		法人税の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力確保支援センターと共同による、労確法に基づく改善計画に従って経営及び雇用管理の改善を行う者の林業機械等の割増償却 ・林業経営基盤強化法に基づくあっせんにより林地を譲渡した者に対する特別控除 	-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	不動産取得税の特例	林業経営基盤強化法に基づくあっせんにより林地を取得した者に対する課税標準の特例	-	-		
木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進	強い林業・木材産業づくり交付金のうち 木材利用及び木材産業体制の整備推進	・木材加工流通施設、公共施設、エネルギー利用施設等の整備 ・地域材の普及啓発、川上川下の連携の構築、木材教育活動等の実施	地域材の供給・利用量の増加 木材(国産材)の供給・利用量 2,500万m ³ (平成22年度目標)	7,809 の内数		
	林業生産流通振興民間団体事業費補助金のうち 林業生産流通総合対策事業推進費補助金	・環境対策や生産・加工・流通の合理化に係る機械開発、設備導入、技術開発、普及啓発等を促進 ・民間団体が行う木材利用の推進に関する技術開発及び普及啓発等に対する支援		565		
	林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち 持続可能な開発対策事業費	・地域材が幅広い層からの実需に結びつくようキャンペーン活動、フェアの開催、木質ペレットの規格化等を実施 ・木材トレーサビリティ技術の開発		223		
	地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業費補助金のうち 地域材利用拡大推進	提案型の民間能力を活用した実用化技術開発及びその普及の推進		19		
	林業信用保証事業交付金	農林漁業信用基金の林業信用保証事業の円滑な実施	平成15年10月から平成19年3月までの決算を通じての林業信用保証勘定の収支の均衡(損益ベース)	590		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	林業信用保証事業費補助金	農林漁業信用基金の林業信用保証事業の円滑な実施		平成15年10月から平成19年3月までの決算を通じての林業信用保証勘定の収支の均衡(損益ベース)	377	
	販売事業に必要な経費	木材等林産物の販売		木材(国産材)の供給・利用量2,500万m ³ (平成22年度目標)	1,091	
	生産事業に必要な経費	素材(丸太)の生産			5,187	
	林業生産流通総合対策事業推進費補助金のうち 木材新規用途開発促進事業費	新たな木材利用の技術開発の推進		本事業で1課題当たり1つ以上の新たな実用化技術を開発(目標年:平成17年末)	95	
	独立行政法人森林総合研究所運営費交付金 (うち木材関連部門)	森林・林業に関する総合的な試験・研究の実施		農林水産大臣が独立行政法人ごとに定める「中期目標」の達成	8,484 の内数	
	独立行政法人森林総合研究所施設整備費補助金 (うち木材関連部門)	上記事業を効率的に実施するための施設整備			159 の内数	
	木材の安定供給の確保に関する特別措置法	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画、木材安定供給確保支援法人による支援等特別な措置を講ずることにより、木材の安定供給の確保を図る		-	-	
	森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略 (うち木材関連部門)	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進		-	-	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	所得税・法人税共通 所得税(新住宅ローン減税による減税)	租税特別措置法 第10条の2,第42条の5,第68条の10 第11条の9,第44条の9,第68条の10 建設発生木材等をチップ化し、木質ボード等に再資源化する廃木材・破碎再生処理装置や乾燥材の生産割合を高めるための木くず焚ボイラーの導入を促進 租税特別措置法第41条 住宅取得の初期負担の軽減により、住宅建設が促進し、住宅建築分野において木材需要量の増大を促進	-	-	-	
	固定資産税 固定資産税(新築住宅に対する固定資産税の特例措置)	地方税法附則 第15条第14項 第15条第21項 建設発生木材等をチップ化し、木質ボード等に再資源化する廃木材・破碎再生処理装置や乾燥材の生産割合を高めるための木くず焚ボイラーの導入を促進。 地方税法附則第16条第1項、第2項 住宅取得の初期負担の軽減により、住宅建設が促進し、住宅建築分野において木材需要量の増大を促進	-	-	-	
	不動産取得税	地方税法附則第11条第1項 木材産業の健全な発展等に資するため木材処理加工施設等の整備を促進	-	-	-	

分野別評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	水産物の安定供給の確保		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：管理課 関 係 課：沿岸沖合課、遠洋課、国際課、研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課、計画課、整備課		
政策分野の全体 の目指すべき姿	国民に対し、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保する。		
当面重点的に取り組むべき課題（目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ	
限りある水産資源の適切な管理と持続的利用を図ることにより、国民に対し安定的に供給する体制の整備を図るために、以下の課題に対し重点的に取り組む。	主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保 目標値：2,016千トン 目標年次：18年度 平成17年度目標 1,994千トン 基準：平成13年1,904千トン 目標：平成18年度2,016千トン	漁業・養殖業生産統計年報	
1. 水産基本計画に定められた自給率達成のため、消費者にとって関心の高い魚種のふ化・放流を国、地方及び漁業者の役割分担を明確にしつつ、積極的に行うとともに、計画的で環境と調和した養殖業を推進し、平成18年度には、関係漁業生産量2,016千トンを確保する。			
2. 資源回復計画の確実な実施を図るため、漁業者を始めとする関係者が行うべき具体的な実施計画が確実に実施されているかを検証する。	資源回復計画 ¹ の着実な実施（漁獲努力量 ² 削減実施計画の早期策定） 目標値：100%確保 目標年次：毎年度 1、2；"分野別評価（目標値と実績値の推移）"シートに用語説明を記載	水産庁調査（業務資料）	
3. 公海の水産資源・まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等について、関係国が協力してその管理を行っていることから、水産資源の持続的利用を図るため、地域漁業管理機関による資源管理措置の推進を図るとともに、関係国との漁業協定を通じ我が国漁業の漁場の維持及び開発を図る。	國際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持・増大 目標値：70魚種 47協定 目標年次：毎年度	水産庁調査（業務資料）	

分野別評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	水産基本計画 第1の1 水産物の安定供給の確保 第2の1の(1)水産物自給率目標の意義、(2)水産物の自給率目標の定め方、 2の(2)我が国漁業の持続的生産目標 第3の(2)排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理 (3)排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理 (7)排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発 (9)国際協力の推進
目標年度	平成24年
目標値	食用魚介類自給率 65%

[政策分野の全般的考え方（必要性）]

水産物は、健全な食生活をはじめ健康で充実した生活の基盤として重要なものであることから、国民に対し、将来にわたって、安全で良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

水産資源は、海洋、河川等の水中の生態系を構成する生物である。自然の力による再生産が可能であるものの、その許容限度を超えた利用が行われる場合には枯渇する恐れのある資源であることから、水産物の供給に当たっては、その特性を十分踏まえ、持続的な利用を確保することが不可欠である。天然資源を利用するという漁業の特性を踏まえれば、闇雲にその増大を追求するのではなく、あくまでも水産資源の持続的な利用が確保される範囲内で最大限の生産を目指すことが必要である。

[政策分野の目標設定の考え方]

平成14年3月に定められた水産基本計画の中で、平成24年の食用魚介類の自給率目標が65%とされ、自給率の計算上重要な要素である持続的生産目標が682万トンとなっている。この持続的生産目標を達成する上で、人的管理が可能と思われるには、種苗のふ化・放流による資源の増大及び養殖業等による計画的生産、適切な資源管理による水産資源の適切な利用となっている。

このような背景の中で、水産物の安定供給の確保という政策課題に対し、適切に施策が機能しているかを評価する場合の指標として、

漁業生産量の約30%を占め、かつ、関係者の努力により達成可能な、「主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量」

資源管理の重要な施策である資源回復計画はその計画期間が5～10年であり、単年度ではその成果が計れないこと及び当該計画によりどれだけ漁獲量等が回復したかを図ることが現時点では困難であることから、当面、策定された資源回復計画が確実に実施されているかを確認することを重点とする。資源回復計画の着実な実施は、同計画に基づき、漁獲圧力を下げるための適切かつ具体的な手段を定める漁獲努力量削減実施計画が早期(半年以内)に策定されることによって担保される。したがって、資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)」

公海の水産資源・まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力してその管理を行っていることから、国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう「国際漁業機関による管理対象魚種の維持・増大」。また、我が国漁業の漁場の維持及び開発が図られるよう「漁業協定数の維持・増大」

を目標とすることにより、水産物の安定供給の確保という政策課題に対する一定の評価ができると考える。

〔目標値の算出方法〕

目標 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

・現状値及び算出方法

水産基本計画による平成24年度の自給率目標値から関係漁業生産量の平成18年度の自給率目標値を推計し、これを平成18年度の政策目標値とした。

		(単位:千トン)							
		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成18年	平成24年 目標値	平成24年
海面養殖業		1,231	1,256	1,333	1,251	1,216	1,289	1,231	1,320
海面漁業	サケ・マス類	179	221	235	287	258	238	232	277
	ヒラメ	8	7	7	6	6	8	7	8
	マダイ	15	15	16	15	14	16	16	16
	クルマエビ	1	1	1	1	1	2	2	2
	ガザミ類	3	4	3	3	3	3	3	3
	アワビ類	2	2	2	2	2	3	2	3
	ホタテガイ	304	291	307	344	314	325	300	346
	小計	512	541	571	658	598	595	562	655
計		1,743	1,797	1,904	1,909	1,814	1,884	1,793	1,975
内水面養殖業		61	56	51	50	46	60	54	58
内水面漁業		71	62	61	60	61	72	69	73
計		132	118	112	110	106	132	123	131
合計		1,875	1,915	2,016	2,019	1,920	2,016	1,916	2,106

資料：漁業・養殖業生産統計年報（平成15年、平成16年は速報（概数））

注1) 内水面養殖業及び内水面漁業については、平成13年以降、調査の対象が養殖業では全魚種から主要4魚種へ、漁業では全河川・湖沼から主要148河川・28湖沼へ、それぞれ削減（ただし、漁業センサス年次は、全数調査を実施）されており、平成12年以前とのデータの連続性はない。

注2) 海面漁業における漁場造成（増殖場造成等）による増産効果については、魚種毎の増産数量を算出することが困難なことから目標値に含めていない

達成状況の計算方法

(3年間(H14、15、16)の実績値の平均値 - H13基準値) ÷ (H16目標値 - H13基準値)

つくり育てる漁業の関係漁業生産量については、自然条件や価格形成等の外部的要因に左右されやすく、年ごとの増減幅が大きすぎることから、関係漁業生産量の実績値については、3ヶ年平均値を用いる。

数値は速報値

目標 資源回復計画の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）

・現状値及び算出方法

現状値（平成17年6月末現在）

・H16(1~12月)に策定された資源回復計画数 4計画

・H16(1~12月)に策定された資源回復計画に

基づく漁獲努力量削減実施計画数（但し、資源回復計画策定後、半年以内に策定された漁獲努力量削減実施計画に限る） 3計画

算出方法

漁獲努力量削減実施計画の早期策定（半年以内）達成率 = B / A × 100

A ; その年の(1~12月)に策定された資源回復計画数

B ; Aに基づき策定された漁獲努力量削減実施計画数（但し、資源回復計画策定後、半年以内に策定された漁獲努力量削減実施計画に限る）

平成16年 3 / 4 × 100 = 75%

目標 国際機関による管理対象魚種および漁業協定数の維持・増大

・現状値及び算出方法

日本が加盟する国際漁業機関による資源管理対象魚種数

1996年 52 2001年 69

1997年	5 8	2002年	6 9
1998年	5 8	2003年	6 9
1999年	6 5	2004年	7 0
2000年	6 9		

漁業協定数（民間協定（漁業者団体が相手国政府と締結するもの）を含む）

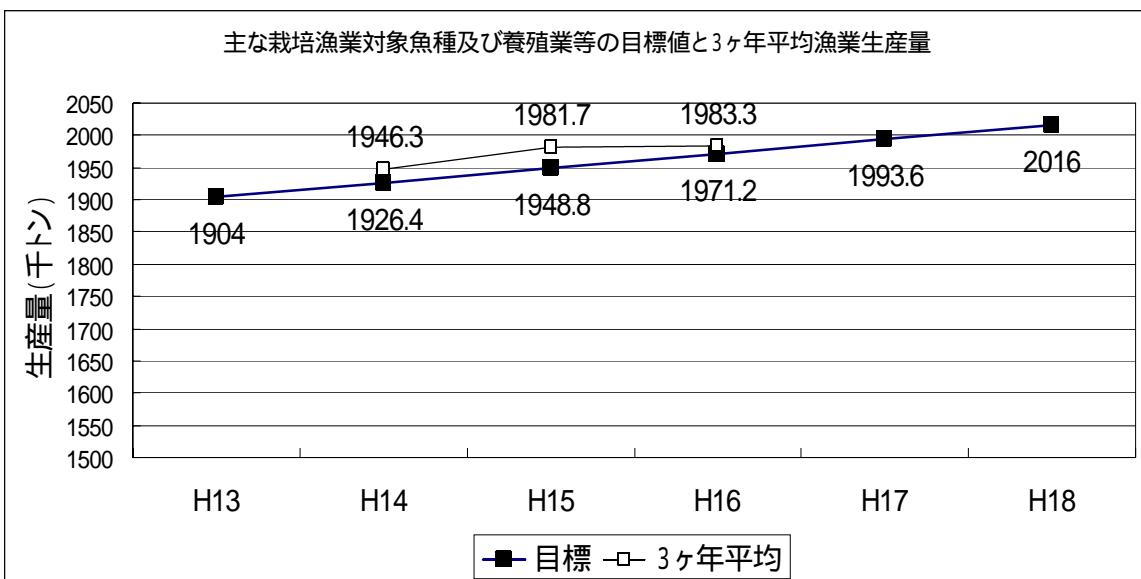
1996年	4 0	2001年	4 7
1997年	4 2	2002年	4 8
1998年	4 4	2003年	4 8
1999年	4 6	2004年	4 7
2000年	4 7		

達成状況の判定方法；目標値を上回るときは達成、その他のときは未達成とする。

分野別評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

目標値 主な栽培漁業対象魚種および養殖業等の生産量の確保



資料：漁業・養殖業生産統計年報より

目標値 資源回復計画の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）

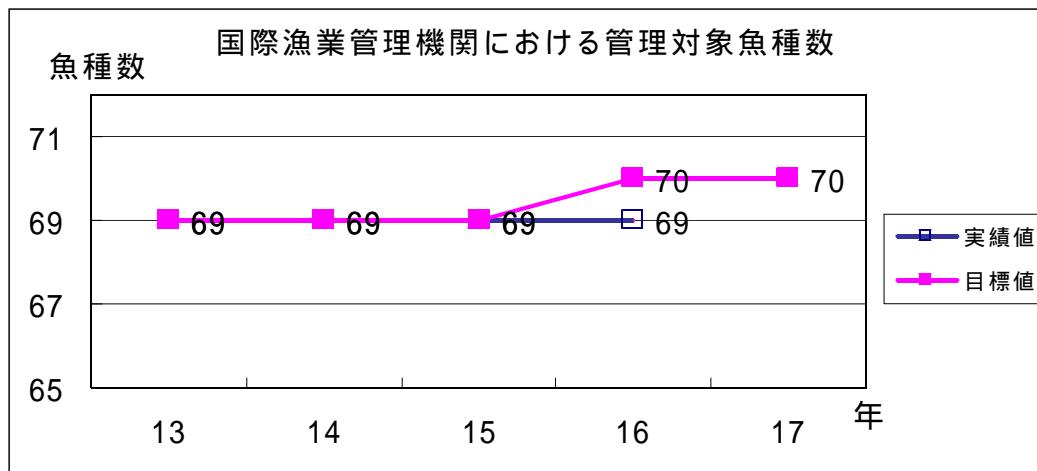
	平成16年度
A ; その年（1月～12月）に策定された資源回復計画数	4
B ; Aに基づき策定された漁獲努力量削減実施計画数（資源回復計画策定後、半年以内に策定された漁獲努力量削減実施計画数）	3

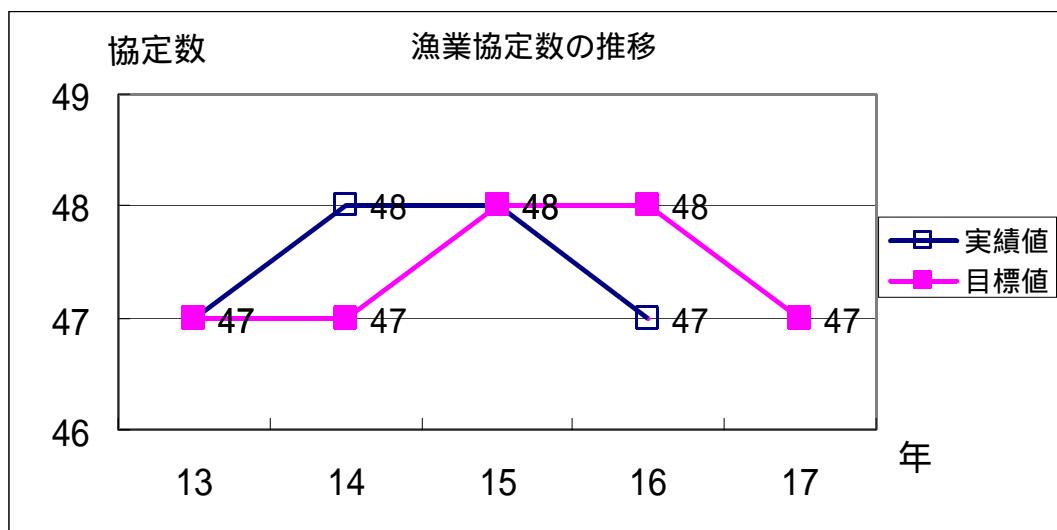
資料；水産庁調べ

（用語説明）

- 1, 資源回復計画；我が国周辺水域において、緊急に資源の回復を図ることが必要な魚種について減船・休漁等を含む漁獲努力量の削減等の資源回復措置を、期間を定めて講じることにより、資源の早急な回復を図る計画
- 2, 漁獲努力量；海洋生物資源を採捕するために行われる漁ろう作業の量（操業日数、漁船隻数、漁具数など）

目標値 國際漁業機関による管理対象魚種および漁業協定数の維持・増大





資料；水産庁調べ

(評価結果と分析・改善の考え方)

評価結果	政策目標を達成するための政策手段の有効性	改善・見直しの方向
目標 主な栽培漁業対象魚種および養殖魚等の生産量の確保 ・本年度の目標値 1,994千トン ・本年度の実績値 千トン ・達成状況 % ・達成ランク (A B C)	・評価結果の分析を記述する。 ・達成状況が良くない場合は、当該分野の政策手段に何が欠けていたのか、どのような政策手段が有効に機能していなかったのか等について記述する。	左の分析を受けた施策の改善・見直しの方向について記述する。
目標 資源回復計画の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定） ・本年度の目標値 100% ・本年度の実績値 % ・達成状況 % ・達成ランク (A B C)		
目標 国際機関による管理対象魚種および漁業協定数の維持・増大 ・本年度の目標値 70魚種、47協定 ・本年度の実績値 魚種、協定 ・達成ランク (A or C)		
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	・各目標の重要度、優先度も踏まえて分野全体としての所見を記述する。 ・他の分野との関わりの中での所見もあれば記述する。	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

分野別評価(政策手段シート)

政策分野	水産物の安定供給の確保
------	-------------

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(設定されている場合)	(百万円)	
主な栽培漁業対象魚種および養殖業等の生産量の確保	漁業資源調査等委託費のうち 有明海環境改善技術開発事業費	漁業資源調査等委託費のうち 有明海環境改善技術開発事業費	水産物の安定供給を図るために、漁業者等からの意見を聞いた上で二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の現地実証を実施。	有明海の特性に対応し、二枚貝資源の生産回復に資する海域環境改善技術の開発	400	
	水産業振興事業委託費のうち 漁場環境保全調査等委託費	水産業振興事業委託費のうち 漁場環境保全調査等委託費	水産物の安定供給を図るために、漁場環境における化学物質や重金属等の魚介類への蓄積実態や影響をより詳細に把握するための調査・研究を実施し、消費者及び生産者にわかりやすい情報の提供等。	有害物質の魚介類への蓄積状況の把握	302	
	漁場環境保全調査研究等事業費	漁場環境保全調査研究等事業費	水産物の安定供給を図るために、赤潮等による漁業被害防止対策、漁場環境保全方針の策定等を実施等。	・漁業被害の防止・軽減、 ・漁業資源量及び生産量の増加等による良好な漁場環境の保全等	274	
	漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業費	漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業費	水産物の安定供給を図るために、漁場環境の改善、水産資源の持続的利用に係る技術開発を実施。実用化、実事業への反映。	漁場環境の改善や資源の持続的利用を図るために行政課題に対応した新技術の開発	83	
	内水面漁業振興対策事業	内水面漁業振興対策事業	食料の安定供給のため、近年、内水面漁業で生態系に悪影響を及ぼしているブルーギル等の外来魚の繁殖抑制技術やカワウによる稚魚放流の捕食防止技術の開発等。	・外来魚による漁業への影響の軽減 ・カワウによる漁業対象種に対する食害の軽減	96	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業	主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量の確保を図るため、有明海等の海洋環境、漁業及び研究に関連した情報の収集、データベースの作成、情報提供ソフトウェアの開発、補完調査の実施。	環境情報・研究ネットワークの策定並びに、八代海における漁場環境、水産生物及び漁業実態等の把握	15	
		水産業振興事業地方公共団体委託費	水産物の安定供給を図るため、赤潮による漁業被害防止対策を実施 等。	・漁業被害の防止・軽減 ・漁業資源量及び生産量の増加等による良好な漁場環境の保全	62	
		水産業振興事業民間団体委託費のうち 増養殖機能等実証調査事業費	貝殻等水産系副産物のリサイクルの推進を図るため、貝殻の増養殖場の造成への活用について技術開発や実証試験を行うとともに、水産資源の回復を図るため、漁港施設が有する生物育成機能を向上させる改良手法等について調査検討を行い、ガイドラインを作成。	・貝殻を有効活用したつくり育てる漁業の推進による持続的な水産業の発展 ・漁港施設を資源回復に有効活用することで持続的な水産業の発展に貢献	96	
		内水面漁業振興対策事業	食料の安定供給のため、近年、内水面漁業で生態系に悪影響を及ぼしているブルーギル等の外来魚の繁殖抑制技術やカワウによる稚魚放流の捕食防止技術の開発等。	・外来魚による漁業への影響の軽減 ・カワウによる漁業対象種に対する食害の軽減	96	
		水産業振興事業調査等委託費	食料の安定供給のため、ノリ色落ちなどにより利用されていない養殖海藻類の再利用技術の開発。	色落ちのりの飼料等有効利用の拡大	40	
		漁場環境保全調査等委託費	栽培漁業対象魚種等の生産力確保のため、これら魚種の幼稚魚育成場・産卵場であるアマモ場の維持・造成のための調査等の実施。	生物多様性に配慮したアマモ造成ガイドラインの作成	202	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業	主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量の確保を図るため、有明海等の海洋環境、漁業及び研究に関連した情報の収集、データベースの作成、情報提供ソフトウェアの開発、補完調査を実施。	環境情報・研究ネットワークの策定並びに、八代海における漁場環境、水産生物及び漁業実態等の把握	28	
		水産業振興民間団体事業費補助金のうち 水産増養殖等振興対策費	・食料の安定供給のため、地域の特性に即した養殖水産物のブランド化を促進するため、啓発普及対策の実施及び養殖生産の省力化・合理化の技術開発。 ・食料の安定供給のため、国産ウナギのブランド化の推進や日本、中国、台湾のウナギ生産者の交流を促進する取り組み等を実施。	・ブランド種の養殖技術開発種数 ・国内の養殖ウナギの生産量20千トン台の維持(平成18年) 注:現状値21千トン(平成16年)	108	
		漁場環境保全対策等事業費	水産物の安定供給を図るため、原因者不明の油濁被害対策、流域環境保全活動等を実施。	・漁業被害の防止・軽減、 ・漁業資源量及び生産量の増加等による良好な漁場環境の保全	153	
		漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業費	水産物の安定供給の確保を図るため、漁場環境の改善、水産資源の持続的利用に係る各種技術開発を行い、実海域等における適合可能性や効果等を検証する実証事業の実施。	産学官の連携によって行政課題に対応した新技術の開発	234	
		強い水産業づくり交付金のうち 資源増養殖目標	食料の安定供給のため、資源回復計画の対象種等の種苗生産に必要な施設、サケ・マス資源の効率的な造成等に必要な施設及び内水面における生物生息環境の改善、水産資源の増養殖に必要な施設等の整備。	水産基本計画に基づく海面漁業等の生産量の増加	15,228 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	強い水産業づくり交付金のうち資源増養殖目標		食料の安定供給のため、養殖業の普及に資する各種調査・研究、養殖技術、管理手法等の開発等、内水面漁業に悪影響を及ぼす外来魚やカワウ等の駆除、回収・処理、啓発活動等及び重要海産魚介類の種苗生産、放流等並びにサケの健苗放流、資源動向調査等の実施を支援。	水産基本計画に基づく海面漁業等の生産量の増加	15,228 の内数	
	うち 漁場環境保全目標		水産物の安定供給を図るため、漁場環境モニタリング調査、漁民の森づくり活動、漁場環境保全創造、漁村漁場環境改善対策及び藻場・干潟生産力等の改善等に関する取組を推進。	漁場環境保全等対策の推進(漁場環境保全対策等に取り組む人数の増加)	15,228 の内数	
	独立行政法人水産総合研究センター試験研究・技術開発勘定運営費交付金		水産物の安定供給と水産資源の持続的な利用の確保を図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する総合的な試験・研究等及び技術の向上を実施。	中期目標の達成	12,422	
	独立行政法人水産総合研究センター海洋水産資源開発勘定運営費交付金		水産物の安定供給と水産資源の持続的な利用の確保を図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する総合的な試験・研究等及び技術の向上を実施。	中期目標の達成	2991	
	独立行政法人水産総合研究センター施設整備費補助金		水産物の安定供給と水産資源の持続的な利用の確保を図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する総合的な試験・研究等及び技術の向上を実施。	中期目標の達成	1,086	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター運営費交付金	食料の安定供給のため、サケ・マス類の「中期計画」及び毎事業年ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施。	中期目標の達成	1,747	
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費補助金	食料の安定供給のため、サケ・マス類の「中期計画」及び毎事業年ごとに定める「年度計画」に即した業務を実施。	中期目標の達成	220	
		水産基盤整備調査費 (水産基盤整備調査費補助を含む。)	栽培漁業対象魚種、養殖魚種等の生産力確保のため、藻場・干潟の効率的かつ効果的な造成、漁港区域内の環境の改善に資する調査を実施。	概ね10年後を目途に、漁業生産量を概ね37万トン増産させること、生産流通の機能の高度化を実現	872	
		水産物供給基盤整備事業費補助(直轄特定漁港漁場整備事業費を含む。)	国民に対して良質な水産物を安定的に供給するため、安全で効率的な水産基盤の拠点整備や漁場の整備を実施。	概ね10年後を目途に、漁業生産量を概ね37万トン増産させること、生産流通の機能の高度化を実現	134,784	
		水産資源環境整備事業補助	資源の回復を図るため、水産資源の生息環境となる漁場等の積極的な保全・創造を実施。	概ね10年後を目途に、漁業生産量を概ね37万トン増産させること	3,429	
		水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたつて維持することを目的。	-	-	-
		持続的養殖生産確保法	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延の防止のための措置を講ずることを目的。	-	-	-

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁業法	漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るため、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者等を主体とする漁業調整機構の運用によって、水面を総合的に利用する。	-	-	-
		沿岸漁場整備開発法	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的。	-	-	-
		海洋水産資源開発促進法	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。	-	-	-
		漁港漁場整備法	水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図る。	-	-	-
		(独)水産総合研究センター法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	-
		水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	-
		所得税・法人税	栽培基金等に対する負担金の損金算入	-	-	-

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)	資源回復計画の着実な実施のため、漁業調整委員会等交付金	資源回復計画の着実な実施のため、漁業調整委員会等の運営に必要な経費を交付。		水面の総合的な利用、水産資源の保護培養等の水産資源の適切な管理	207	
	事務費のうち 我が国200海里内の指導監督および取り締まり費	水産資源の適切な保存及び管理措置の実効を確保するため、外国漁船等に対する漁業取締を実施し、違法な操業及び漁具の設置・流出を抑制。		我が国周辺水域に入漁する外国漁船の操業条件の順守状況の確認割合(22.6%)	8,844	
	漁業監督公務員等研修費	水産資源の適切な保存及び管理措置の実効を確保するため、漁業監督官を対象とした語学研修等を実施し、取締職員の資質の向上、育成・教育。		我が国周辺水域に入漁する外国漁船の操業条件の順守状況の確認割合(22.6%)	20	
	漁業資源調査等委託費のうち 我が国周辺水域資源調査等推進対策費	水産物の安定供給を図るため、水産資源の動向を的確に把握し、科学的知見に基づく資源評価を実施。		「水産基本計画」による持続的生産目標[平成24年までに682万トン(採藻・藻類養殖業を除く)]を達成	1,833	
	資源管理体制・機能強化等総合対策費	安定供給確保のため、TAC報告及びTAE報告に係る機器整備及びTACの中期的な管理方針を策定するための調査を実施。		資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)	357	
	強い水産業づくり交付金のうち 資源管理目標	安定供給確保のため、沿岸水域の海洋調査、資源回復計画の策定等に必要な漁業者協議会の運営及び質・コストの改善への取組を実施し、都道府県計画の作成及び密漁防止に係る漁業者の自主的取組、漁業調整委員会等による実態調査等への支援を実施。		資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)	15,228 の内数	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産業振興事業費補助金のうち 資源回復等推進支援事業費補助金	漁獲努力量削減実施計画等に基づく当該年度の漁獲努力量等の削減を確実に実施するため、減船・休漁等に対する支援を実施。	資源回復計画に基づく当該年度の漁獲努力量削減実施計画達成率等100%	1,656	
		資源管理体制・機能強化総合対策事業費	安定供給確保のため、漁業者協議会の運営、漁獲可能量の適切な管理のための調査、資源回復計画の普及・啓発等への取組を支援。	資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量削減実施計画の早期策定)	49	
		水産業振興民間団体事業費補助金のうち 漁場秩序管理モデル化推進事業費	安定供給確保に資するため、関係機関による密漁防止連絡会議の開催、取締模擬訓練の実施、密漁防止に係る普及・啓発等への取組を支援。	密漁を抑止するための協力体制の確立・強化及び啓蒙普及活動の実施	7	
		水産資源情報サービス事業費	水産物の安定供給を図るため、海域別の海洋情報の収集及び水産資源情報を作成し、漁業者等に提供。	水産資源の保存・管理を推進するために必要な水産資源情報を提供し、漁業資源の合理的な利用の促進を図ることで資源管理を推進	25	
		海洋生物資源の保存および管理に関する法律	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、漁業の発展と水産物の供給の安定を目的とする。	-	-	-
		排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	排他的経済水域における、外国人の漁業等に関する主権的権利の行使等を行う。	-	-	-

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		外国人漁業の規制に関する法律	外国人が漁業に関してする我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定める。	-	-	-
		漁船法	漁業の合理的発展のため、漁船を許可制度及び登録制度により管理し、かつ、漁船に関して、検査及び試験を行い漁船の性能の向上を図る。	-	-	-
		漁業法	漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るため、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者等を主体とする漁業調整機構の運用によって、水面を総合的に利用する。	-	-	-
		海洋水産資源開発促進法	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。	-	-	-
		(独)水産総合研究センター法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	-
		水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	-

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
国際機関による 管理対象魚種及 び漁業協定数の 維持・増大	政府開発援助国際漁業 振興協力事業委託費	水産物の安定供給のため、我が国漁 船の漁場を確保する必要があり、この ために必要な途上国における水産協 力に関する調査等を実施。	漁業協定数の維持・増 大	40		
	政府開発援助国際漁業 振興協力事業費補助金	水産物の安定供給のため、我が国漁 船の漁場を確保する必要があり、この ために必要な途上国における水産技 術協力等を実施。	漁業協定数の維持・増 大	1,344		
	政府開発援助国際連合 食糧農業機関等拠出金 (国際部計上)	水産物の安定供給を図るため、各國 際漁業機関へ資金を拠出することに より、国際資源的な水産資源の管理を 推進。	・国際漁業機関による資 源管理対象魚種数の維 持・増大 ・漁業協定数の維持・増 大	490		
	国際捕鯨委員会等分担 金	水産物の安定供給を図るため、国際 捕鯨委員会など各種国際機関への分 担金拠出により、国際的な水産資源 の管理、海外漁場の確保を推進。	・国際漁業機関による資 源管理対象魚種数の維 持・増大 ・漁業協定数の維持増 大	310		
	漁業協定等実施費補助 金	水産物の安定供給を図るため、我が 国漁船の漁場の確保を図る必要があ り、このために必要な海外漁場に關す る国や機関の漁業情報の収集・分析 等を行うとともに、韓国・中国等との間 の民間協定等の締結等に対し支援。	・国際漁業機関による資 源管理対象魚種数の維 持・増大 ・漁業協定数の維持増 大	98		
	漁場資源調査等委託費 のうち 責任ある国際漁業推進 事業費	国民に対し、良質な水産物を安定的 に供給するため、適切な資源管理の 実現に必要な科学的知見の収集や、 IUU(違法・無規則・無報告)漁業排 除のため強力な対策を総合的に実 施。	・国際漁業機関による資 源管理対象魚種数の維 持・増大 ・漁業協定数の維持・増 大	708		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		国際資源調査等推進対策費	水産物の安定供給を図るため、公海等で漁獲される国際漁業資源の調査等を実施し、国際的な資源管理体制の確立を推進。	資源調査を行う対象魚種を増やし、40魚種56系群以上とすること	1,151	
		海洋水産資源開発費補助金	限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保するため、適切な鯨類資源管理方式の開発により、鯨類捕獲調査を通じて必要な科学的情報の収集を行い、商業捕鯨の早期再開。	商業捕鯨モラトリームの撤回による商業捕鯨の再開及び適切な鯨類資源管理の実施	541	
		水産業振興事業民間団体委託費のうち 水産物流通加工対策等委託費	水産資源の持続的利用および水産物の安定供給等を図るため、貿易自由化が漁業資源に与える影響等の評価、他国の水産物貿易制度の研究、国際シンポジウムの開催等を実施。	水産資源の持続的利用および水産物の安定供給並びに地域社会の振興	41	
	責任あるまぐろ漁業実践推進調査費	国民に対し、良質な水産物を安定的に供給するため、輸入まぐろの実態調査等を行い、IUU(違法、無規制、無秩序)便宜置籍漁船の廃絶を推進。	・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大 ・漁業協定数の維持・増大	16		
	水産業振興民間団体事業費補助金のうち 責任あるまぐろ漁業実践推進事業費	国民に対し、良質な水産物を安定的に供給するため、IUU(違法、無規制、無秩序)漁業対策の推進及び海亀等の混獲回避操業形態のモデル化・普及、環境調和型まぐろ漁業の普及啓発。	・国際漁業機関による資源管理対象魚種数の維持・増大 ・漁業協定数の維持・増大	27		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	事務費のうち 公海及び外国周辺海域 の指導監督及び取締費		水産資源の適切な保存及び管理措 置の実効を確保するため、我が国漁 船に対する取締を実施し、漁業協定 等の国際的な取り決めの遵守、操業 秩序を維持。	<ul style="list-style-type: none"> ・国際漁業機関による資 源管理対象魚種数の維 持・増大 ・漁業協定数の維持・増 大 	1,073	

分野別評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	水産業の健全な発展		
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：企画課 関 係 課：水産経営課、加工流通課、漁業保険課、沿岸沖合課、遠洋課、研究指導課、計画課、防災漁村課		
政策分野の全体 の目指すべき姿	国民に対する水産物の安定供給の観点から、水産業全体を食糧供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていく。		
当面重点的に取り組むべき課題（目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ	
水産業の健全な発展を図る上で重要な要因としては、主に漁業の健全な発展と漁村の生活環境の改善であり、その中で、以下の課題に対し、重点的に取り組む。	新規漁業就業者数の確保 目標値：1,500人 目標年次：毎年度	水産庁調査（業務資料）	
1. 厳しい漁業経営を反映し、就業者が減少傾向を示している現状に歯止めをかける観点から、担い手対策の重点的な課題として、新規就業者の確保を図る。	漁業経営改善計画の認定者数の確保 目標値：375経営体 目標年次：平成18年度 平成17年度：298経営体(累計) 基準：平成14年度67経営体 目標：平成18年度375経営体	水産庁調査（業務資料）	
2. 国民の需要に即した事業活動が行われ、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る漁業経営体の育成を図る必要があることから、平成18年度までに、漁業経営改善制度による漁業経営改善計画の認定者数375経営体を目指す。			
3. 漁業者は、再生産が可能となる魚価を望み、消費者は、新鮮でかつ安価な魚を望んでおり、この相反する課題に対応するため、中間コストを削減するなどにより、産地と消費地の価格差の縮減を図る。	消費地と産地の価格差の縮減 目標値：4.00倍以内確保 目標年次：毎年度	水産庁調査（業務資料）、小売物価統計年報及び家計調査年報	
4. 条件不利地に立地する漁村の生活環境の改善を図るため、平成18年度までに汚水処理人口普及率を小都市並の40%とするととも	汚水処理人口普及率 目標値：40% 目標年次：平成18年度 平成17年度：37%	水産庁調査（業務資料）	

に、高潮等の自然災害からの防災機能を高めるため、平成19年度までに安全性が確保されていない漁村の面積を5千haに削減することにより、漁業の生産基盤でもある漁村の振興を図る。

〔基準：平成11年度18%
目標：平成18年度40%〕

津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減
目標値：5千haに削減
目標年次：平成19年度

平成17年度：5.4千haに削減

〔基準：平成14年度約6千ha
目標：平成19年度5千ha〕

水産庁調査（業務資料）

分野別評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	水産基本計画 第1の2 水産業の健全な発展 第3の2 (1) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成 (3) 人材の育成及び確保 (5) 水産加工業及び水産流通業の健全な発展 (10) 漁村の総合的な振興
目標年度	平成24年度
目標値	食用魚介類自給率 65%

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

国民に対する水産物の安定供給の観点からは、漁業はもちろんのこと水産加工業等を含む水産業全体を国民に対し、水産物を供給することを使命とする食糧供給産業としてとらえ、その健全な発展を総合的に図っていかなければならない。

また、漁村は、漁業者を含めた地域住民の生活の場であり、水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしている。それが、将来にわたって十全に発揮されることが確保されるよう、漁村の振興が図られなければならない。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

水産業の健全な発展にとって重要な要因としては、主に漁業の健全な発展と漁村の振興が重要であり、その中で、重点的に取り組むべき課題としては、効率的かつ安定的な漁業経営の育成や担い手の確保、適正な魚価の確保、生活環境等の確保となっている。

このような背景の中で、水産業の健全な発展という政策課題に対し、適切に施策が機能しているかを評価する場合の指標として、

水産基本計画において、平成12年の沿岸漁業の漁業就業者数は22.1万人であるが、平成24年のすう勢では10.7万人となるのを、政策努力により8千人増加し11.5万人を確保するとしている。

新規就業については、平成12年の新規就業者が1,370人であることを勘案して漁業就業者の減少に歯止めをかける観点から、「新規漁業就業者数1.5千人／年の確保」

水産基本計画において、国民の需要に即した漁業活動が行われ、将来にわたって収益が安定し、継続的に漁業活動を行い得る効率的かつ安定的な漁業経営の育成の観点から、「漁業経営改善計画の認定者数の確保」

魚価の面から見れば、漁業者は高く、消費者は安くという相反することが求められている。この課題に対応するためには、中間コストを削減し、産地価格と小売価格の差を縮める必要があることから、「消費地と産地の価格差を4倍以内の確保」

漁業活動の基盤である漁村の総合的な振興の観点から、小都市（10万人規模）と比べ立ち後れている生活環境の向上を図るため、平成18年度までに「汚水処理人口普及率40%」

厳しい自然環境に立地している漁村の防災機能の向上を図るため、平成19年度までに「津波高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積を5千haに削減」

を目標にすることにより、水産業の健全な発展という政策課題に対する一定の評価ができると考える。

[目標値の算出方法]

目標 新規漁業就業者数の確保

・現状値および算出方法

	平9	平10	平11	平12	平13
新規漁業就業者数（人）	1	1,210	1,280	1,370	1,370
内訳					
a 新規学卒就業者		630	640	595	585
b 離職転入者		580	640	775	785
a + b のうち 新規参入者		190	130	230	190
漁業士総数（人）のうち	2,547	2,658	2,719	2,800	2,828
新規認定数					138
新規認定のうち50歳未満の割合（%）					75.4

1：農林水産情報（新規参入者とは新たに漁業経営を開始した経営の責任者、平成13年は平成12年6月から13年5月までの間の値：農林水産省）

資料：水産庁調べ

新規就業等に関する近年（平成8年以降）の環境について整理すると、以下のとおりくなっている。

我が国の人団の推移については、平成13年度の総人口は平成8年対比で101.1%であるのに対し、15歳～19歳階級は89.2%、20歳～24歳階級は83.6%となっており、これら新規就業者の母体となる階級が減少している。

中学・高校の卒業者数及び就業者数については、平成8年以降、減少傾向が続いている、更に就職率は平成8年の12.4%に対し、平成13年は9.5%となっている。

産業種類別の就業者数については、総数が微減傾向で推移している中、構成比を見るとサービス業が増加しており、農林業は減少傾向、漁業は横ばいとなっている。

全世帯の所得が減少傾向にある中、新規就業者の受け皿となる漁家の所得については、平成11年で農家対比で78.8%、全国勤労者対比で96.7%となっている。

一方、水産基本計画策定の際に検討し取りまとめた「沿岸漁業の生産構造の展望について」においては、沿岸漁業就業者数について平成12年の22.1万人が平成24年にはすう勢値で10.7万人、政策努力による展望値で11.5万人と推計しており、平成24年までに、展望値の就業者を確保するためには、新規就業者の増加と青年層の離職者の減少を図る必要がある。

このように、新規就業者の母体となる人口の減少、中学・高校の卒業生及び就業者の減少といった新規就業者確保の前提条件の悪化、産業別就業者数に占めるサービス業の割合の高まり、他産業に比べて低い漁家所得の水準等、漁業への新規就業者を確保する上では、厳しい環境の下、新規就業者の目標値については、平成10年からの新規就業者数の動向を踏まえ、現状の1,370人の約1割増の1,500人を平成14年度以降確保することとする。

目標 漁業経営改善計画の認定者数

・現状値及び算出方法

平成14年度新規認定者数 ・・・ 67経営体

平成15年度以降の新規認定者数については、67経営体の15%増を見込んで、年間の認定件数目標を67経営体 + (67経営体 × 15%) = 77経営体に設定する。

目標 消費地と産地の価格差の縮減

・現状値及び算出方法

・対象とした魚種は、消費量が多く、かつ産地及び小売ともに比較するデータが収集可能なメバチ、マアジ、マイワシ、カツオ、マガレイ、マサバ、サンマ、マダイ、ブリ、スルメイカの10種類。

・産地価格については、魚種毎に鮮魚用、加工用、餌料用の用途別に産地市場における取引価格を調査し、このうち小売価格との比較として妥当な鮮魚用価格を使用（水産庁委託調査）。

- ・消費地価格については、小売物価統計年報より、産地から離れておりかつ最も大きな消費地である東京都区部での小売価格を使用。対象とした魚種のうち、メバチ、カツオ、ブリ、イカの小売価格は切り身のものであるため、食品成分分析表を参考に各魚種の利用率（イカは75%、その他は60%）で補正。他の6魚種は漁獲されたままの魚の価格であるため、補正せず使用。
- ・魚種毎に小売価格／産地価格を算出し、各魚種の価格差を魚種毎の東京都区部での購入量（家計調査年報）で加重平均し、水産物全体の消費地と産地の価格差とした。
- ・平成16年度は、4.44倍であった。

達成状況の判定方法；目標値を下回るときは達成、その他のときは未達成とする。

価格差は、需給の影響により産地価格が比較的大きく変動するため、目標値を単年度の値で設定することは適当ではないため、各年度毎に直近3カ年の平均値で評価することとする。

目標 漁業集落排水施設による汚水処理人口普及率の向上

- ・現状値及び算出方法

平成14年3月に策定された漁港漁場整備長期計画の目標に基づき、平成14年度において27%であった漁業集落排水施設による汚水処理普及率を平成18年度までに40%程度とする。

達成度 = 漁業集落排水施設による処理人口 ÷ 漁業集落排水施設での整備予定箇所人口

目標 津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減

- ・現状値及び算出方法

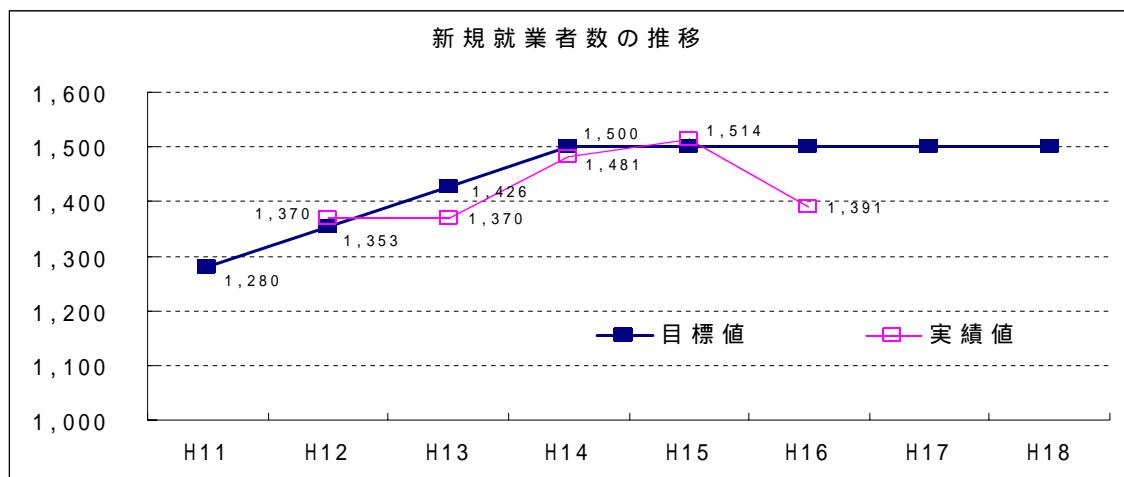
平成15年10月に策定された社会資本整備重点計画の指標を参考に、平成19年度までに約1,000ha削減して約5,000haとする。

達成度 = (現状値 - 今年度実績値) ÷ (目標値 - 今年度目標値)

分野別評価（目標値と実績値の推移）

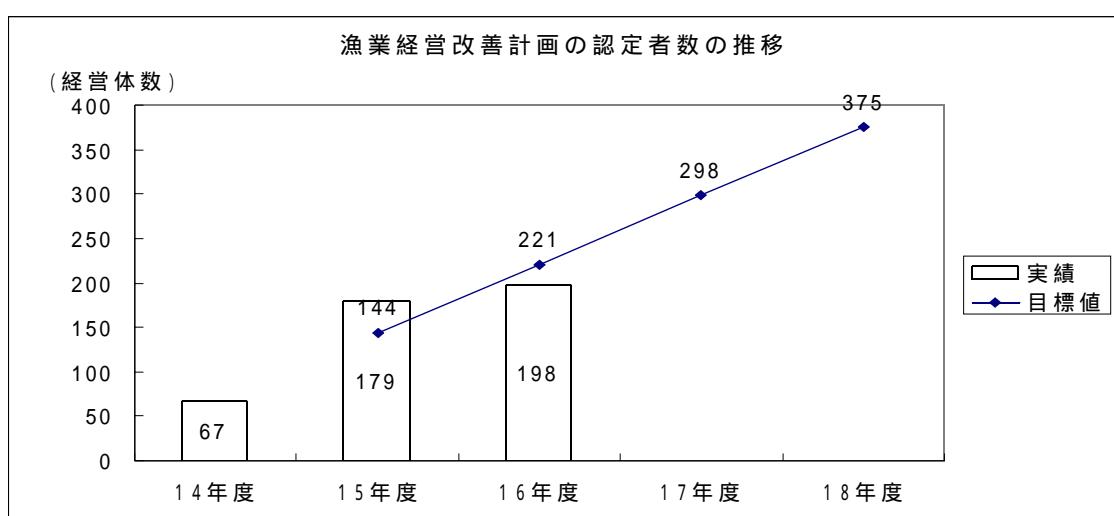
【目標値と実績値の推移】

目標値 新規就業者数の推移



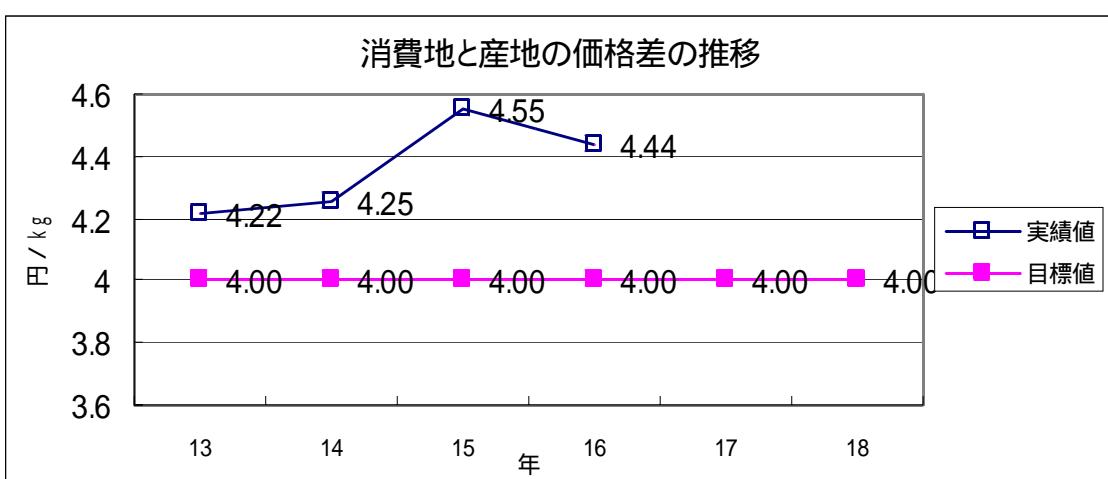
目標値 漁業経営改善計画の認定者数の確保

資料；水産庁調べ



目標値 消費地と産地の価格差の縮減

資料；水産庁調べ

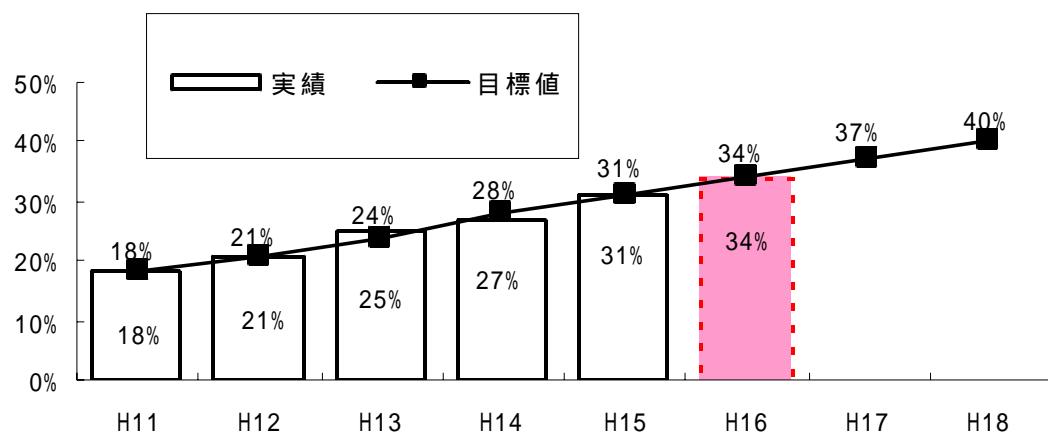


資料；水産庁調べ

目標値

汚水処理人口普及率

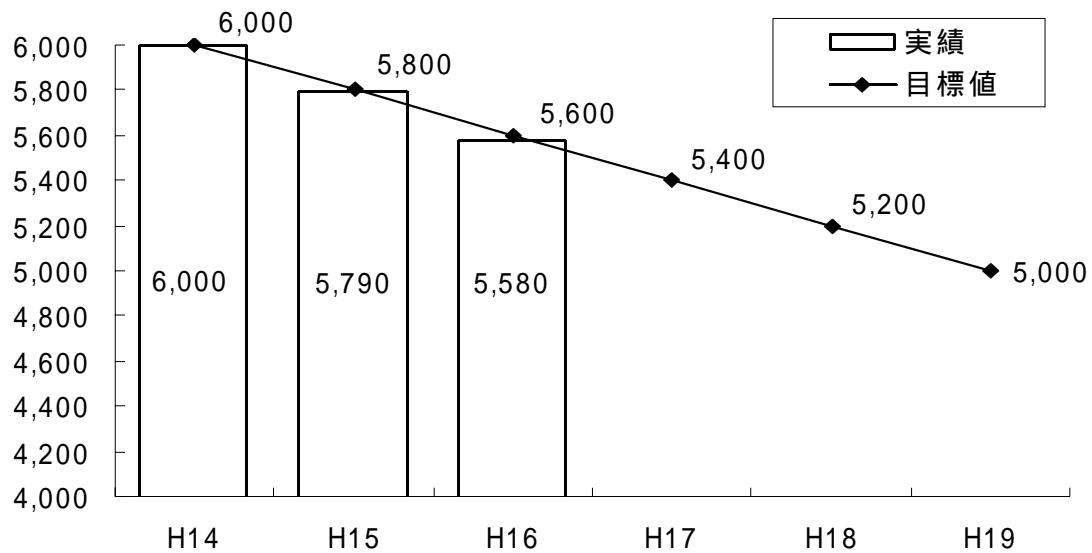
汚水処理人口普及率の推移



資料；水産庁調べ

目標値

津波・高潮等災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村面積の削減



資料；水産庁調べ

(評価結果と分析・改善の考え方)

評価結果	政策目標を達成するための政策手段の有効性	改善・見直しの方向
目標 新規就業者数の確保 <ul style="list-style-type: none"> 本年度の目標値 1,500人 本年度の実績値 人 達成状況 % 達成ランク (A B C) 	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果の分析を記述する。 達成状況が良くない場合は、当該分野の政策手段に何が欠けていたのか、どのような政策手段が有効に機能していなかったのか等について記述する。 	左の分析を受けた施策の改善・見直しの方向について記述する。
目標 漁業経営改善計画の認定者数の確保 <ul style="list-style-type: none"> 本年度の目標値 累計298経営体 本年度の実績値 累計 経営体 達成状況 % 達成ランク (A B C) 		
目標 消費地と産地の価格差の縮減 <ul style="list-style-type: none"> 本年度の目標値 4.44倍以内 本年度の実績値 倍 達成ランク (A or C) 		
目標値 汚水処理人口普及率 <ul style="list-style-type: none"> 本年度の目標値 37% 本年度の実績値 % 達成状況 % 達成ランク (A B C) 		

<p>目標値 津波・高潮による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の目標値 5.4千haに削減 ・本年度の実績値 ha ・達成状況 % ・達成ランク (A B C) 		
<p>総合的な所見 (各局政策評価担当課長)</p>	<p>〔・各目標の重要度、優先度も踏まえて分野全体としての所見を記述する。 ・他の分野との関わりの中での所見もあれば記述する。〕</p>	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

分野別評価(政策手段シート)

政策分野	水産業の健全な発展
------	-----------

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	成果目標	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(設定されている場合)	(百万円)	
新規漁業就業者数の確保	水産業振興事業委託費のうち 水産業振興型技術開発事業費	水産業の健全な発展に資するため、未利用資源の利用、漁船への地球温暖化対策技術の導入、ノリの遺伝子解析による品種改良のための技術開発等の実施。		水産業の競争力強化に資する研究、技術の開発	117	
	水産業振興事業民間団体委託費のうち 漁船安全等技術開発事業費	水産業の健全な発展に資するため、漁船の安全を確保するための資料収集や解析及びシステムの構築等により、適切な漁船対策の実施。		漁船のデータ収集や解析等を行うとともに、漁船及び転落者から緊急事態を自動的に知らせる無線システムの開発。	42	
	強い水産業づくり交付金のうち 担い手育成目標	漁業就労及び担い手活動等を促進するため、地域漁業就業者確保育成センターの活動支援、水産業改良普及職員による新規就業者の受け入れ促進、青年漁業者、女性・高齢者を含めた漁業者の漁業活動、漁業士の認定等を促進。		新規就業者数 1,500人 / 年以上の確保	15,228 の内数	
	水産業振興事業費補助金のうち 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業費	人材の育成及び確保等を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、全国漁業就業者確保育成センターの活動支援、福祉対策の推進、漁業者に対する研修、情報提供等、協業体・漁村女性等が行う経営改善の取組等への支援を実施。		新規就業者数 1,500人 / 年以上の確保	557	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		沿岸漁業改善資金造成費補助金	沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)に基づき、都道府県が行う無利子貸付事業に必要な資金の造成に対し、政府が助成するものであり、当該無利子資金を沿岸漁業従事者等に融通することにより、担い手の育成及び確保等を推進。	沿岸漁業改善資金の貸付けについて、 経営等改善資金のうち、環境高度対応機関の導入348機 生活改善資金のうち 衛生施設の整備40件 青年漁業者等養成確保資金のうち、漁業経営開始資金 55件 を目標(H14年度貸付実績べース)。	10	
		水産業振興民間団体事業費補助金のうち 水産業振興型技術開発事業	青色発光ダイオード集魚灯によるイカ釣り漁業のコスト削減の推進や漁獲物のブランド化等に関する技術開発。	水産業の競争力強化に資する研究、技術の開発	110	
		水産業改良普及事業交付金	沿岸漁業等の生産性の向上、漁家経営の改善等のため、水産業改良普及事業の安定的な実施を支援。	新規就業者数 1,500人 / 年以上の確保	553	
		独立行政法人水産大学校運営費交付金	水産業の健全な発展とそれを担う人材の育成を着実に図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する学理及び技術の教授及び研究等を実施。	中期目標の達成	2,117	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		独立行政法人水産大学校施設整備費補助金	水産業の健全な発展とそれを担う人材の育成を着実に図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する学理及び技術の教授及び研究等を実施。	中期目標の達成	372	
		独立行政法人水産大学校船舶建造費補助金	水産業の健全な発展とそれを担う人材の育成を着実に図るため、農林水産大臣から示された「中期目標」に対する「中期計画」の達成と、水産に関する学理及び技術の教授及び研究等を実施。	中期目標の達成	2,699	
		沿岸漁業改善資金助成法	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。	-	-	-
		(独)水産大学校法	独立行政法人水産大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	-
		(独)水産総合研究センター法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	-

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	-
		登録免許税	特定の漁船等の所有権の保存登記等の税率の軽減措置	-	-	-
漁業経営改善計画の認定者数の確保	水産業振興事業費補助金のうち担い手代船取得支援リース事業	中小漁業者の代船取得を支援するため、漁業者団体が実施する漁船リースについてリース料の一部を助成。	・借受者の漁業経営改善計画の目標達成率100% ・リース期間終了後の代船取得経費の自己信用力による調達率100%	1,141		
	中小漁業経営支援事業費	中小漁業経営の再生を図るため、経営のプロによる漁業経営改善・再建計画の策定指導等を実施する経営支援協議会運営に要する経費を助成。	・年間約200経営体の相談を受け付け、経営指導等を実施 ・うち漁業経営改善計画策定者の計画の目標達成率を100%	64		
	水産業振興民間団体事業費補助金のうち中小漁業融資保証健全化対策費	役職員の資質向上のための全国研修会、不良債権解消のための協議会等を実施するため、その費用に対し助成を実施。	基金協会の長期延滞債権の減少 (18年度:55件、224,217千円)	36		
	漁協系統組織・事業改革促進事業費	組織再編と事業改革による事業基盤の拡充・強化を推進するとともに、漁協の機能を高度化するため、漁協系統が実施する取組を支援。	認定漁協数120漁協	112		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	強い水産業づくり交付金のうち 経営構造改善目標	水産業生産基盤としての共同利用施設等を整備。	水産業の経営構造の改善(費用対効果の高い共同利用施設の整備等)	15,228 の内数	
	漁協等の経営強化目標	漁協等の経営強化目標	漁協の経営強化を図るため、漁協等の経営基盤の強化、事業運営の効率化及び漁業共済利用持続的経営確立対策の推進に関する取組を支援。	漁協等の経営の強化(認定漁協比率(沿海地区漁協数に対する認定漁協の割合)の向上)	15,228 の内数	
	経営構造改善目標	経営構造改善目標	高度衛生管理等に必要な機器の整備。	水産業の経営構造の改善(費用対効果の高い機器整備)	15,228 の内数	
	中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金	中小漁業関連資金融通円滑化事業費補助金	無担保・無保証人に対する保証のリスクを軽減するため、基金協会が代位弁済を行った際の引当金等の積立てを国・県等で助成。	基金協会の保証引受額増加(18年度:1,452億円の保証引受)	254	
	漁業経営維持安定資金利子補給等補助金のうち 漁業分	漁業経営維持安定資金利子補給等補助金のうち 漁業分	漁業者の経営の再建を図るため、融資機関が貸し付けた漁業経営維持安定資金等について都道府県等が行う利子補給に要する経費を助成。	融資枠(H17要求:80億円)の維持	18	
	漁協等経営基盤強化対策事業	漁協等経営基盤強化対策事業	漁協の組織・事業基盤の強化を図るため、合併等を行う漁協に対し、合併等を阻害する要因を排除するために借入を行う際に利子補給を実施。	認定漁協数120漁協	405	
	漁業信用保険事業交付金	漁業信用保険事業交付金	漁業者の保証料負担を軽減するため、(独)農林漁業信用基金に対して、漁業保証保険収支が均衡するよう必要な経費を交付。	対象となる漁業資金の融資円滑化(17年度:789億円分の保証引受の確保)	603	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁業近代化資金利子補給金	漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図るため、国による利子補給の措置。	融資枠(H17要求:20億円)の維持	5	
		漁業共済事業実施費補助金	事業の健全かつ円滑な運営を図り、漁業経営の安定に資するため、漁業共済組合の入会費を補助。	-	374	
		漁業共済事業業務費補助金	制度の健全な発展と地域経済の活性化を図るため、加入率の向上や漁業共済団体の合併に係る経費を補助。	漁業共済の加入率を平成20年度までに53%	175	
		漁業共済再共済金支払資金借入金利子交付金	漁業者に対する共済金支払いの遅延を防止するため、保険金の未受領額に相当する借入金に係る利子相当額を交付。	-	101	
		漁船保険中央会交付金	事業の健全かつ円滑な運営に資するため、加入者への純保険料補助と国に納入される保険料相当額との差額を交付。	法に基づいた漁船保険制度の適切かつ円滑な運営	6,217	
		漁業共済組合連合会交付金	事業の健全かつ円滑な運営に資するため、加入者への掛金補助額と国に納入される保険料相当額との差額を交付。	漁業共済の加入率を平成20年度までに53%	4,753	
		漁業協同組合事務費交付金	義務加入漁船に係る保険料の収集等を行った漁協に対し保険組合が支払う事務費を一部補助。	漁船保険制度の適切かつ円滑な運営	596	
		漁船保険振興事業費補助金	経営基盤の弱い保険組合に対する経費等を補助。	漁船保険制度の適切かつ円滑な運営	3	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁業災害補償制度等調査委託費のうち 漁業共済事業管理システム事業委託費	漁業共済事業の事業実績を月別・年計ごとに集計するため、漁業共済事業に関するデータを一元的に処理している全国漁業共済組合連合会に対して集計業務を委託。	漁業共済事業の事業実績に係る集計分析及び集計結果作成プログラムの開発等	29	
		漁船船主責任保険実績集計委託費	引受、事故等の分析が可能となる概況表、統計表を作成するため、事業に関する資料を一元的に処理する漁船保険中央会に対して集計業務を委託。	漁船船主責任保険の事業実績に係る集計分析	7	
		漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法	漁業経営の改善等のための資金の融通円滑化、漁業整備の推進等の措置を講じることにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする。	-	-	-
		漁業近代化資金金融通法	漁協系統資金の活用により漁業者等の資本装備の高度化・経営の近代化を目的として、国が利子補給措置を講じる。	-	-	-
		中小漁業融資保証法	中小漁業者等に対する信用補完の措置を講じることにより、中小漁業の振興を図ることを目的とする。	-	-	-
		漁船損害等補償法	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担したこととなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。	-	-	-

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁船乗組員給与保険法	漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障し、もつて、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資することを目的とする。	-	-	-
		漁業災害補償法	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。	-	-	-
		沿岸漁業改善資金助成法	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。	-	-	-
		漁業協同組合合併促進法	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進を図る。	-	-	-
		水産業協同組合法	漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済的・社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図り、国民経済の発展を期す。	-	-	-

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		(独)水産大学校法	独立行政法人水産大学校の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	-
		(独)水産総合研究センター法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	-
	水産研究・技術開発戦略		水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	-
	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づく低利融資制度		北方協会に造成した10億円の基金から、北方地域旧漁業権者等に対して事業・生活資金を低利融資する。	-	-	-
	所得税・法人税		漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者の代船取得を円滑にするため、新たに漁船を取得した際に5年間14%の割増償却を適用 漁業協同組合合併促進法に基づく合併について、企業再編税制における適格合併の適用 等。	-	-	-

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		固定資産税	漁業協同組合等が取得する農林漁業者の共同利用に供する機械・装置に係る固定資産税について、取得後3年間に限り、当該機械等の価格の1/2に軽減 等。	-	-	-
		不動産取得税	水産業協同組合が国の補助を受けて共同利用施設を取得した場合、当該補助を受けた一定額が価格から控除等。	-	-	-
		登録免許税	特定の漁船等の所有権の保存登記等の税率の軽減措置 等	-	-	-
		石油税	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税の免税、農林漁業用国産A重油の石油石炭税相当額の還付	-	-	-
	消費地と産地の価格差の縮減	水産物流通対策事業費補助金	産地及び消費地を通じた水産物価格の安定を図るため、漁業者団体等が水揚集中時に一定数量の対象魚種を一定価格水準で買取、一定期間保管し、漁期以外に放出する水産物調整保管事業を実施した際、これに必要な買取代金の金利及び保管経費等の助成を行うのに必要な資金を(財)漁価安定基金に造成。	主要水産物の産地価格の安定	1,864	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	強い水産業づくり交付金のうち 流通加工機能強化目標		<p>水産物流通の効率化を図るため、 産地の経営戦略策定・統合予定市場 における効率的な地場流通体系の確 立・地産地消の促進等の取組に関する 支援。</p> <p>水産加工業の事業地盤強化を図る ため、水産物加工地域再生強化方針 の策定及び実施、地域水産加工品の ブランド化の推進等の取組に関する 支援。</p>	産地市場統合と併行し て漁協合併の促進を通 じた産地流通機能の強 化及び地域水産加工品 のブランド化等による水 産加工業の事業基盤強 化	15,228 の内数	
	水産業振興総合対策推 進事業費補助金のうち 水産物安全・安心消費 推進対策		水産物の消費改善を図るため、消費 動向調査、教材の作成・利用や講演 会の開催等により、教育現場や社会 への情報提供の実施。	国民ひとり1年あたりの 水産物消費量 35.1kg(平成24年度)	36	
	農林漁業用揮発油税財 源身替漁港関連道整備 事業費		漁獲物の流通及び漁業用資材の輸 送の合理化のため、漁港と幹線道路 等を結ぶアクセス道路の整備。	安全・安心な水産物が 国民へ安定的・効率的 に供給されるように、生 産流通の機能の高度化 を実現	1,693	
	漁港漁場整備法		水産業の健全発展及びこれによる水 産物の供給の安定を図る。	-	-	-
	水産加工業施設改良資 金融通臨時措置法		食用水産加工品の安定供給を図るた め、水産加工施設の改良等に必要な 資金の融通を行う。	-	-	-

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		(独)水産総合研究センター法	独立行政法人水産総合研究センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。	-	-	-
		水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	-
		不動産取得税	政府の補助を受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置	-	-	-
		所得税・法人税	ジュール加熱装置を取得した場合の特別償却 等	-	-	-
	汚水処理人口普及率	漁村総合整備事業費補助	漁港の環境向上に必要な施設の整備、漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善、離島・辺地等の条件不利地域に立地する漁村地域における活力ある漁村の形成、地域の既存ストックの有効活用を通じた生産基盤と生活環境基盤の効率的な整備。	概ね10年後の平成23年度において、漁村における汚水処理人口普及率を小都市並みの約60%まで引き上げ	16,356	
		直轄災害事業費	北海道内における、3種、4種漁港の公共土木施設の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保。	-	325	
		漁港施設災害復旧事業費補助	公共土木施設における災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保。	-	791	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁港施設災害関連事業費補助	再度災害の防止、漁業集落環境施設の災害復旧、及び海岸に漂着した流木等の緊急的な処理を実施。	-	80	
		強い水産業づくり交付金のうち 漁村地域の活性化目標	漁村コミュニティの形成、美しい日本の漁村づくり、海洋性レクリエーション活動円滑化のための支援。	漁村地域の活性化(都市漁村交流人口の維持又は改善等)	15,228 の内数	
		強い水産業づくり交付金のうち 漁村地域の活性化目標	漁港利用の高度化に対応した施設整備及び都市と農山漁村が共生・対流する活力ある社会を実現するための交流基盤施設等の施設整備の推進。	漁村地域の活性化(費用対効果の高い施設の整備)	15,228 の内数	
		水産業振興民間団体事業費補助金のうち 遊漁船業等育成推進事業費	漁村地域の活性化を図るため、遊漁船業者等への安全管理、適正な漁場利用の啓発及び遊漁者への水産資源・漁場環境保護意識の啓発等を行い、また、遊漁船等の海難事故防止及び漁業と遊漁間等のトラブルの減少を図ることにより、都市と漁村の交流の促進。	安全啓発事業実施回数及び釣り指導員育成講習会、釣り学校を延べ20回程度開催を維持	21	
		水産業振興事業民間団体委託費のうち 都市漁村交流促進事業費	交流促進方策の検討、子どもたちの体験活動等の普及啓発活動等。	都市漁村交流活動事例数1,000(18年度末)	78	
		水産業・漁業の多面的機能普及啓発推進事業費	水産業・漁村の多面的機能への国民的理解の促進及び国民的コンセンサスの形成を推進するため、シンポジウムの開催、ポスター、パンフレットの作成・配布による普及・啓発活動、多面的機能の定量的評価手法の確立と評価等を実施。	水産業・漁村の有する多面的機能の国民的理解度の深度	30	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
津波・高潮等による災害から一定水準以上の安全性が確保されていない漁村の面積の削減	離島漁業再生支援交付金	多面的機能を発揮する離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力向上の取組等を支援。	全国の漁業生産額に占める離島の漁業生産額の割合の維持10.0%	1,740		
	遊漁船業の適正化に関する法律	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。	-	-	-	-
	水産研究・技術開発戦略	水産試験研究・技術開発の重点化方向及びこれらを強力に推進するための推進方策を明示。	-	-	-	-
	水産業振興事業委託費のうち漁港漁場管理と利用の効率化事業費	国民に対する水産物安定供給の観点から、漁港漁場の安全機能向上と効率的な利用を図るため、高度管理システムを開発し、ガイドラインを策定。	漁港漁場管理システムによる漁港漁場の管理業務の効率化・省力化	92		
	水産業振興事業民間団体委託費のうち漁港漁場管理と利用の効率化事業費	水産業の健全な発展のため、都道府県等による流通変革整備方針の策定方法の開発を実施。	都道府県等による流通変革整備方針の策定	36		
	海岸保全施設整備事業費補助	国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るため、又は貴重な国土を海岸侵食から守るため、海岸保全施設の新設や改良、補修。	成果指標:津波・高潮災害から一定の水準の安全性が確保されていない漁村の面積 現状値:約6,000ha (平成14年度末) 目標値:約5,000ha(平成19年度末)	6,894		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		海岸環境整備事業費補助	国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行い、快適な海浜利用の向上及び背後地の生活環境の保護に資するもの。	同上	1,363	
		公有地造成護岸等整備事業費統合補助	埋立に伴い護岸、根固、消波工等の海岸保全施設を設置することにより、国土を保全し、地域の生活環境の改善に資する公共用地の計画的な造成の推進。	同上	2	
		海岸調査費	海岸事業に係る調査の実施。	同上	32	
		海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。	-	-	-

分野別評価（目指すべき姿と目標の考え方）

政策分野	食料・農業・農村に関する国際協力の推進	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：大臣官房国際部国際協力課 関 係 課：大臣官房環境政策課、大臣官房統計部統計企画課、 大臣官房国際部国際政策課、貿易関税課 総合食料局食料企画課 消費・安全局動物衛生課 生産局総務課生産政策室、種苗課 経営局協同組織課、普及・女性課 農村振興局設計課、農村政策課、水利整備課 農林水産技術会議事務局国際研究課	
政策分野の全体 の目指すべき姿	食料・農業・農村に関する国際協力の推進を通じて、世界の食料需給の安定に貢献する。	
当面重点的に取り組むべき課題（目指すべき姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 /政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標 ・データ
飢餓・貧困の削減や地球環境保全及び国際農業交渉等の円滑化等に貢献することを目的として、食料・農業・農村に関する国際協力を推進する。	飢餓・貧困の削減への貢献 ・農業の生産性・生産力の向上 ・農業所得、農村生活環境の向上 ・食料備蓄の確保 等 目標値：100% 目標年次：各年度 地球環境保全への貢献 ・砂漠化の防止 ・持続的な水資源の保全・利用 ・地球環境保全型農業の推進 等 目標値：100% 目標年次：各年度 我が国の農業政策への理解の促進 ・農業の多面的機能への理解の促進 ・国際農業交渉等の円滑化 等 目標値：100% 目標年次：各年度 突発的・大規模な問題への適切な対応 ・自然災害、紛争等からの復興 ・越境性疾病的防疫 等 目標値：100% 目標年次：各年度	相手国の関係者等 を対象にしたアンケート調査

分野別評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の1の(7)国際協力の推進
目標年度	
目標値	

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

世界には約8億5千万人（2000-2002年）の栄養不足人口が存在し、その96%が開発途上国に集中していることから、1996年の世界食料サミットにおいて、世界の食料安全保障の達成と栄養不足人口の2015年までの半減を目指すことが宣言された。さらに、2002年に開催された世界食料サミット5年後会合においては、世界食料サミットにおいて定められた目標の達成状況が不十分であるとして、世界の栄養不足人口の半減に向け、各国による取組の一層の強化が求められているところである。

また、非伝統的な焼畑農業等による森林の減少・劣化や過放牧等による砂漠化の進行等の地球的規模の環境問題が顕在化している中で、開発途上国は荒廃しつつある農地、草地等の回復・保全に積極的に取り組むとともに、持続的で生産性の高い農業を普及・発展させることも重要である。

さらに、ODAの実施に当たっては、我が国の外交政策や国内政策との整合性を図っていくこともこれまで以上に求められるようになっている。このような観点から、EPA交渉やWTO農業交渉等における我が国の主張を開発途上国に浸透させるとともに交渉の円滑化を図るなど、我が国の農業政策への理解の促進に資することも重要である。

こうしたことから、我が国としては、飢餓・貧困の削減や地球環境の保全に資するため、開発途上国の実情やニーズに即して、食料・農業・農村分野の技術協力や食料援助を進めるなど、食料・農業・農村に関する国際協力を積極的に推進していく必要がある。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

食料・農業・農村に関する国際協力は、開発途上国の実情やニーズに即して、飢餓・貧困の削減や地球環境の保全等に貢献するとともに、こうした取組を通じて、我が国の農業政策への理解を促進することを目的に実施しているが、その効果を把握するに際して、

- ・発現するまでには、一定期間を要することに加え、
- ・気象条件や社会制度の変革、他のドナーや開発途上国自らの取組等の種々の要因の影響も大きいこと

等の特質を踏まえる必要がある。

このため、本政策分野については、以下の4項目を目標として設定し、各事業ごとに相手国の関係者等を対象としたアンケート調査を実施して、各事業の事業目標の達成度等について評価を行ってもらい、それを集約することにより評価する。

飢餓・貧困の削減への貢献

地球環境保全への貢献

我が国の農業政策への理解の促進

突発的・大規模な問題への適切な対応

〔目標値の算出方法／達成状況の判定方法〕

目標 飢餓・貧困の削減への貢献

目標 地球環境保全への貢献

目標 我が国の農業政策への理解の促進

目標 突発的・大規模な問題への適切な対応

ア 算出方法

各事業の目的を、上記の目標～のいずれかに分類した上で、各事業ごとに、相手国の関係者等（政府関係者、国際機関関係者、国際協力NGO職員、研修参加者等）を対象に、(1)に示すような事業目標を設定し、当該事業目標及び、上記～の目標について(2)に示すデータが得られるような項目を盛り込んだアンケート調査を実施する。

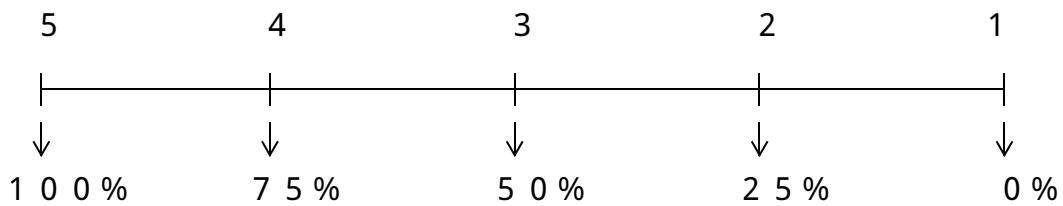
(1) 事業目標(例)

- ・持続的な営農体系の確立・普及
- ・水利用効率の高い節水型の水稻栽培技術の開発・普及
- ・持続的な水稻生産による農業所得の向上

(2) 評価の視点

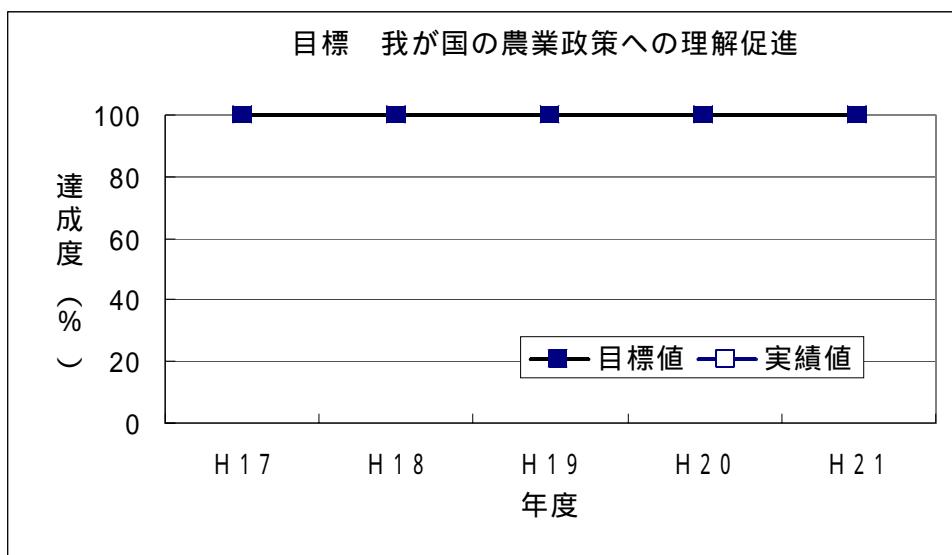
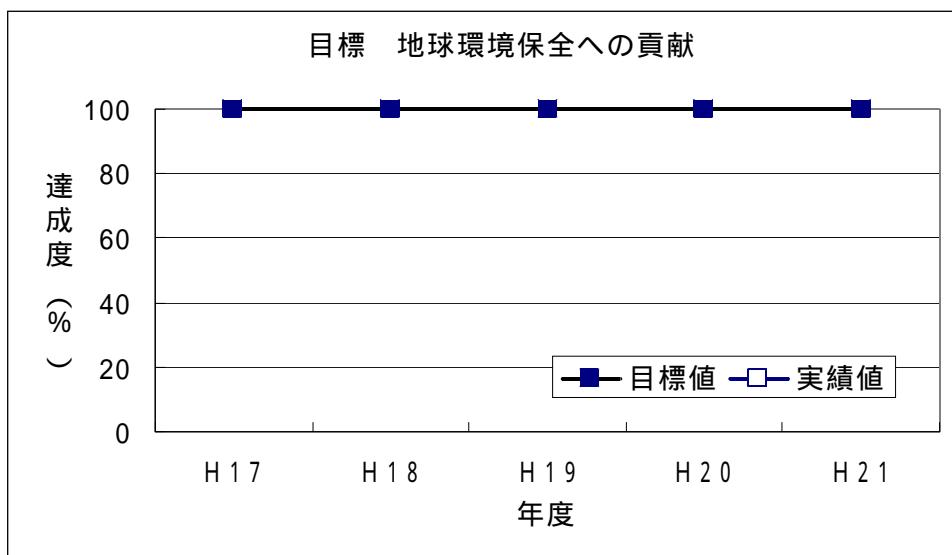
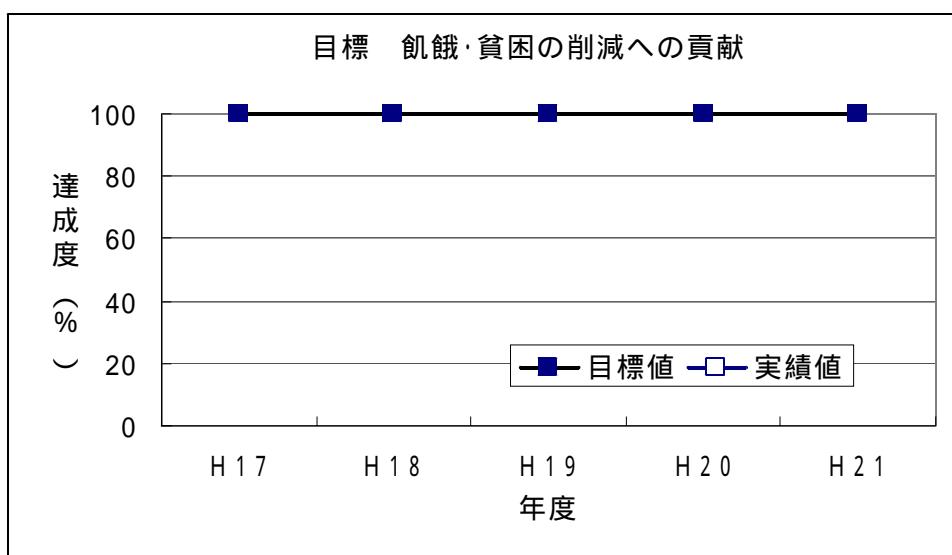
- ・妥当性
対象国の実情やニーズに合致した事業内容となっていたか。
- ・有効性
想定された事業目標が達成できたか。
- ・効率性
事業成果を達成する上で、適切かつ効率的な事業内容となっていたか。
- ・インパクト
事業成果は、上記の目標の達成に貢献するか。
- ・自立発展性
事業成果は、事業終了後も継続的・発展的に活用されていくと見込まれるか。

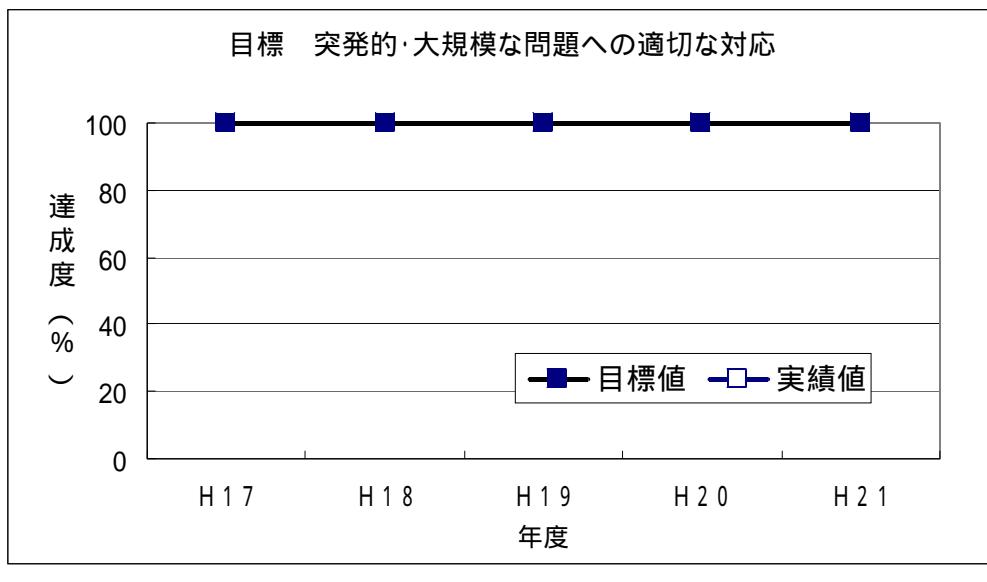
それぞれの項目ごとに、1(低)～5(高)の5段階で評価を行ってもらい、それらの結果を目標ごとに集計し平均値を算出する。
平均値を、以下の通り達成度に換算する。



分野別評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】





(評価結果と分析・改善の考え方)

評価結果	政策目標を達成するための政策手段の有効性	改善・見直しの方向
目標 飢餓・貧困の削減への貢献 ・ 100 % ・ 本年度の実績値 ・ 達成状況 ・ 達成ランク (A B C)	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果の分析を記述する。 達成状況が良くない場合は、当該分野の政策手段に何が欠けていたのか、どのような政策手段が有効に機能していなかったのか等について記述する。 	左の分析を受けた施策の改善・見直しの方向について記述する。
目標 地球環境の保全への貢献		
目標 我が国の農業政策への理解の促進		
目標 突発的・大規模な問題への適切な対応		
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	<ul style="list-style-type: none"> 各目標の重要度、優先度も踏まえて分野全体としての所見を記述する。 他の分野との関わりの中での所見もあれば記述する。 	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

分野別評価(政策手段シート)

政策分野	食料・農業・農村に関する国際協力の推進
------	---------------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
飢餓・貧困の削減への貢献	開発途上国(農業統計)人材能力改善プログラム作成事業	ASEAN地域後発開発途上国にとって最適な人材育成開発プログラム(研修基本計画、研修プログラム等)の開発			7	
	途上国支援のための情報収集提供事業費	開発途上国についての信頼性の高い十分な情報を的確に収集し、国際協力専門家に提供()			37	
	海外農林業開発協力促進事業費	民間主体による農林業開発協力に係る優良案件の発掘・形成を促進し、地域別協力重点分野に係る検討、投資関連情報を整備し、我が国の海外農林業開発協力を推進			35	
	農林水産業個別協力戦略推進事業費	開発途上国において円借款に結びつき得るような具体的なプロジェクトに係る案件形成支援のための調査を実施 国別協力方針策定国の中から重点項目を選定し、資金協力、技術協力に結びつき得るような協力構想を策定			44	
	人口問題が農業・農村に与える影響に関する基礎調査	人口増加に伴う諸問題と農業・農村環境が互いに与える影響を調査するとともに、その結果の分析・研究し、効果的な援助実施方針を検討()			12	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	アフリカ地域における食糧の持続的生産技術普及支援調査	アフリカ諸国の貧困と栄養不足の解消に向けた自助努力を支援するための政策的方向性を探る基礎資料として、現地農業実態についての調査、既存の優れた栽培技術の把握、その内容、実効性、普及可能性を分析・検証			18	
	アジア地域ポストハーベストロス共同調査及び技術改善支援事業	我が国の開発途上国における食料安全保障の達成への貢献の一環として、対象国の穀物の技術指導者等への指導マニュアルを作成			6	
	持続的農業技術協力効率化事業	持続可能かつ安定生産が可能な品種選抜、土壤保全管理、施肥等農業生産支援システムの実態、問題点、改善策等を調査・分析し、持続的農業生産支援システム構築のための技術指針を策定			10	
	農業機械利用体系確立技術協力促進事業	農業生産性の向上による食糧増産のための手段として導入されてきている農業機械について、その利用及び故障対処等にかかる問題点を調査・分析し、農業機械の適正利用のための技術指針を作成			8	
	砂漠化防止対策推進体制検討調査委託費	砂漠化防止に資する農民参加型事業のための技術マニュアルの開発及び民間セクターを活用した推進体制の検討			155	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	水資源開発戦略構築調査委託費	アジアモンスーン地域での低成本で水効率の良い末端水利施設の整備手法及び住民参加型末端水管理手法の検討			63	
	参加型農業農村復興支援対策調査	各国において高い汎用性がある参加型農業農村復興支援技術の開発()			50	
	地域資源利活用農業農村開発基礎調査費	農業農村状況、地域資源の状況等を踏まえ、種々の技術の発展の可能性・汎用化の検討に係る基礎的な調査			25	
	プロジェクト事前調査費	現地タスクフォースとの意見交換等を通じたODA案件形成手法の調査・検討			28	
	農業農村開発戦略検討調査費	開発途上国に必要な情報収集・意見交換及び国際機関等技術者とのセミナー・ワークショップの実施			11	
	食料安全保障確立支援事業費	FAOの活動に積極的に貢献していくため、FAOを通じた具体的な協力方針を検討する専門家委員会の設置、国際ワークショップの開催			12	
	世界食料安全保障キャンペーン活動連携事業	FAOが取り組んでいる「世界食料安全保障キャンペーン」に関する情報提供システムの整備等広報活動の実施			12	
	調査普及事業	FAO事業を国内へ普及宣伝するため、講演会等を開催			6	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	国際食糧農業情報センターの運営	国際食糧農業情報センターの運営	FAO及び国際機関から発行される資料等の整備、データベース化、オンライン化に必要な体制を整備		9	
	食料・農業・農村に関する国際年等推進事業	食料・農業・農村に関する国際年等推進事業	国際コメ年への取組成果を基礎とした、コメ・稻作・水田の重要性についての事例や情報の収集、国民各層を対象としたシンポジウムの開催		8	
	開発途上国農民組織化推進費	開発途上国農民組織化推進費	農民組織の育成・強化を通じ、農業農村の発展・活性化を図るための研修を実施		46	
	NGO等農林業協力推進事業	NGO等農林業協力推進事業	NGOの農林業分野における協力活動を技術的な観点から支援するため、NGOが自ら確保困難な専門家の海外の活動現場への派遣、国内でのNGOの専門家に対する研修、NGO向け技術指導書の作成等を実施		52	
	アジア農業生産性向上事業協力	アジア農業生産性向上事業協力	アジア地域の農業生産性向上に関する研修、国際会議、専門家派遣を実施		30	
	日アセアン地域技術交流事業	日アセアン地域技術交流事業	アセアン地域の的確な協力ニーズを把握し、開発援助を効果的・効率的なものとするため、農業政策に関するセミナー等を実施()		28	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		ASEAN諸国等農林水産物の市場多様化のためのキャパシティー・ビルディング支援事業	ASEAN諸国等開発途上国の農林水産物の輸出促進を図るために主要先進国等の市場状況などを調査し、セミナーを開催		20	
		アジア農業青年人材育成事業	アジア地域の農業・農村の近代化を担う農業青年の人材育成を図るために、アジア各国からの我が国農家への受け入れ 専門家等の派遣による帰国研修生のフォローアップの実施		61	
		バイオテクノロジーに関する途上国研究者の能力構築	途上国の若手研究者を我が国に招へいし、能力を引き上げるための招へい 共同研究を実施		9	
		海外農業農村開発技術センター等事業費	開発途上国の実情に適した技術マニュアルの作成、セミナー等を通じた技術交流の実施		61	
		ICID技術交流費	かんがい排水等に係る技術の研究、開発、普及のための調査・研究及び情報交換の支援		23	
		準専門家派遣拠出金 (FAO拠出金)	将来、国際農林業開発協力活動に従事しうる人材の養成するため、当省職員をFAOに準専門家として派遣		32	
		アジア食料安全保障情報化推進事業 (FAO、ASEAN拠出金)	精度の高い農業データの収集、食糧需給予測モデルの開発、栄養不足の諸要因の分析及びこれら情報をアジア地域で共有するための情報ネットワークを構築		91	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		市民社会参加型農村開発支援事業 (FAO拠出金)	我が国NGOの強化を通じた国際機関が行う国際協力への市民社会の参加を促進するため、NGOに対し、参加可能なプロジェクトの情報収集、研修、ワークショップを実施		29	
		途上国農業の多面的機能の現実政策への応用 (FAO拠出金)	途上国における農業の多面的機能に配慮した政策立案を促進するためのガイドラインを策定、普及()		121	
		アジア地域の農業分野における復興支援事業 (FAO拠出金)	政治情勢、紛争、災害等により損害を被った開発途上国に対し、中長期の経済復興支援、特に産業の基盤となる農業・水産業の復興に繋がる農村開発支援を実施()		151	
		アジアにおける食品安全・動植物検疫関連支援事業 (FAO、OIE拠出金)	動植物検疫及び食品の安全性に関する能力向上を図るため、ワークショップの開催、専門家の派遣等を実施()		146	
		アジア水田・水環境システム分析評価調査 (FAO、MRC拠出金)	水田農業及び農業用水のもつ多面的な役割を適正に維持推進する政策提案、それを踏まえた水利用のモデル計画を策定。		61	
		開発途上国人材養成協力事業 (FAO拠出金)	開発途上国の開発プロジェクト担当者の資質向上を図るため、FAOプロジェクトに研修参加させる		11	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	国際食品規格策定・整備事業 (FAO拠出金)	国際食品規格策定・整備事業 (FAO拠出金)	コーデックス委員会事務局に専門家を派遣し、コーデックス規格作成に資するための専門家会合を実施		20	
	アジア地域慢性的栄養不足人口削減支援事業 (WFP拠出金)	アジア地域において、WFPが実施するFFWにより、灌漑用水路の復旧・構築を実施			214	
	フード・フォー・ワーク広域普及支援事業 (WFP拠出金)	西アフリカ地域において、WFPが実施するFFWにより、水田開発を実施			225	
	アジア農業生産性向上後発開発途上国(LDC)等支援事業 (APO拠出金)	各国生産性本部(NPO)強化を図るため、パイロット事業やスタッフの強化研修等を実施			42	
	節水条件下における水稻栽培技術の開発 (IRRI拠出金)	節水型栽培に適した稻育種素材の育成及び節水条件下における土壤・作物管理技術の開発			36	
	赤かび抵抗性麦類の開発 (CIMMYT拠出金)	バイオテクノロジーを活用した赤かび病抵抗性麦類の開発			61	
	農協組織育成強化長期研修事業 (ICA拠出金)	農民の自主的組織である協同組合の活動を活性化を図るための研修を実施			43	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		漁協組織育成強化現地研修事業 (ICA拠出金)	協同組合の開発への女性の参加を促進するための研修を実施		9	
		農村女性組織強化と営農・生活改善研修事業 (ICA拠出金)	漁民の自主的組織である協同組合の活動を活性化を図るための研修の実施		21	
		アジア地域食料安全保障強化支援事業 (ASEAN拠出金)	東アジア地域の食料安全保障の強化等を目的とした米備蓄システムのパイロット・プロジェクトの実施を通じ、恒久的なスキームとして実施するためのメリット・デメリットを検証。()		40	
		東南アジア口蹄疫防疫キャンペーン活動事業費 (OIE拠出金)	東南アジアにおける口蹄疫の防圧・蔓延防止を的確に進めるための会議・研修会等を開催()		10	
		牛海綿状脳症国際貢献事業 (OIE拠出金)	アジア地域における牛海綿状脳症に関する知識の啓発・関係技術者を対象とした研修を実施()		22	
		アジア・アフリカ農村開発機構分担金	我が国がアジア・アフリカ地域の農村復興について国際協力の責務を果たすため、アジア・アフリカ農村開発機構の活動支援の一環として、当機構の運営に必要な分担金を拠出		14	
	地球環境保全への貢献	アジア環境保全型農業パートナーシップ構築支援事業	地球温暖化対策の推進を通じた持続可能な農業の展開に向けて、アジア各国との政策対話の基盤を構築		13	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
	途上国支援のための情報収集提供事業費	途上国支援のための情報収集提供事業費	開発途上国についての信頼性の高い十分な情報を的確に収集し、国際協力専門家に提供()		37	
	人口問題が農業・農村に与える影響に関する基礎調査	人口問題が農業・農村に与える影響に関する基礎調査	人口増加に伴う諸問題と農業・農村環境が互いに与える影響を調査するとともに、その結果の分析・研究()		12	
	地球的規模の問題に対する食料・農業・農村分野の貢献手法に関する基礎調査	地球的規模の問題に対する食料・農業・農村分野の貢献手法に関する基礎調査	実施した援助効果を検証し、地球的規模の問題に対してどのような貢献ができる、一方でどのような技術が必要とされているか検討。その上で地域特性や社会経済の発展に応じ、環境等にも配慮した効果的な援助実施方針を検討		23	
	持続可能な農業と関連環境問題に関する調査・技術交流事業	持続可能な農業と関連環境問題に関する調査・技術交流事業	持続可能な農業を通じた地球環境問題に関する政策的・技術的課題、今後の対応策等についての途上国関係者との議論、技術交流		12	
	アジア地域砂漠化防止対策調査費	アジア地域砂漠化防止対策調査費	砂漠化の詳細な要因分析、実証ほ場における当該地域に適した持続的農業農村開発手法の検討		140	
	地域資源利活用型砂漠化防止対策調査費	地域資源利活用型砂漠化防止対策調査費	エチオピア国天水農業地帯における地域資源利活用型の砂漠化防止対策の確立		114	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		自立支援型黄砂発生源対策検討調査費	黄砂発生源対策に関する技術的問題を解決するための実証調査		37	
		農地・土壤浸食防止対策調査費	パラグアイ国の緩傾斜部及び平野部における貧困削減に資する土壤浸食防止技術の開発		50	
	我が国農業政策への理解の促進	ODAと農産物貿易に関する政策一貫性に関する基礎調査	ODAが我が国の食料や農業に対して与えている影響について調査・分析し、ODAと国内政策との整合、連携を図り政策一貫性について検討・提言		16	
		日アセアン地域技術交流事業	アセアン地域の的確な協力ニーズを把握し、開発援助を効果的・効率的なものとするため、農業政策に関するセミナー等を実施()		28	
		受入機関における研修等の実態を踏まえた効果的な外国人研修・技能実習の推進のための調査委託	農林水産分野における外国人研修制度、技能実習制度のより効果的な実施の推進		10	
		国際農業交流促進特別対策事業	我が国及び中南米諸国等の農業者組織が提携して、技術及び情報の交流、資金協力等を推進		154	
		アジアモンスーン地域連携国際コンソーシアム活動委託	国際水田・水環境ネットワークの核となる運営会議の開催、運営及び水田かんがい技術等に係るドラフトの作成		6	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		「水と食と農に関する国際会議(仮称)」開催委託	・国際会議開催に向けた学識経験者、行政関係者等からなる準備会合の開催及び技術的ドキュメントの作成 ・第4回世界水フォーラムにおける「水と食と農に関する国際会議(仮称)」の開催		10	
		途上国農業の多面的機能の現実政策への応用(FAO拠出金)	途上国における農業の多面的機能に配慮した政策立案を促進するためのガイドラインを策定、普及()		121	
		アジア地域植物品種保護制度総合支援事業(UPOV拠出金)	アジア諸国の植物品種保護制度の整備を促進するため、地域会合、普及・確立支援活動を実施		16	
		農業の多面的機能に関する計量的調査研究及び普及事業(ASEAN拠出金)	農業の多面的機能の概念及びその重要性についてアセアン諸国に浸透させるため、調査研究、ワーキンググループ会議、普及セミナー等を実施		72	
	突発的大規模な問題への適切な対応	途上国支援のための情報収集提供事業費	開発途上国についての信頼性の高い十分な情報を的確に収集し、国際協力専門家に提供()		37	
		参加型農業農村復興支援対策調査	各国において高い汎用性がある参加型農業農村復興支援技術の開発()		50	

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		アジア地域の農業分野における復興支援事業 (FAO拠出金)	政治情勢、紛争、災害等により損害を被った開発途上国に対し、中長期の経済復興支援、特に産業の基盤となる農業・水産業の復興に繋がる農村開発支援を実施()		151	
		アジアにおける食品安全・動植物検疫関連支援事業 (FAO、OIE拠出金)	動植物検疫及び食品の安全性に関する能力向上を図るため、ワークショップの開催、専門家の派遣等を実施()		146	
		アジア地域食料安全保障強化支援事業 (ASEAN拠出金)	東アジア地域の食料安全保障の強化等を目的とした米備蓄システムのパイロット・プロジェクトの実施を通じ、恒久的なスキームとして実施するためのメリット・デメリットを検証。()		40	
		東南アジア口蹄疫防疫キャンペーン活動事業費 (OIE拠出金)	東南アジアにおける口蹄疫の防圧・蔓延防止を的確に進めるための会議・研修会等を開催()		10	
		牛海綿状脳症国際貢献事業 (OIE拠出金)	アジア地域における牛海綿状脳症に関する知識の啓発・関係技術者を対象とした研修を実施()		22	
その他	政府米の貸付による緊急食糧支援	緊急食糧支援事業	インドネシア及び北朝鮮に対する食糧支援に關し、将来、発生することが見込まれる財政的損失を平準化するための資金の積み立ての実施		5,908	

分野別評価（政策分野及び政策目標）

政策分野	農林水産物・食品の輸出の促進	
政策分野主管課 及び関係課	政策分野主管課：大臣官房国際部貿易関税課輸出促進室 関 係 課：	
政策分野の目指すべき姿	農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し総合的な支援策を実施し、国産農林水産物・食品の輸出を促進する。	
当面重点的に取組むべき課題（目指す姿）	目標 (政策の有効性に関する指標 / 政策の有効性を判断する視点)	判断に用いる指標・データ
世界的な日本食のブームやアジア諸国の所得水準の向上等を好機ととらえ、農林漁業者の経営発展等に寄与するため、海外での日本食・日本產品の普及、販路創出・拡大や国内外での輸出環境整備等を行い、農林水産物・食品の輸出拡大を図る。	<p>攻めの農政の一環として、今後5年間で農林水産物・食品の輸出額を倍増させる。</p> <p>目標年次・目標値（額）： 平成16年 2,954億円 平成21年 6,000億円</p>	<p>財務省公表の貿易統計による農林水産物・食品の輸出額</p> <p>その他に、 販路創出・拡大のためのマーケティングの支援の状況 輸出先の検疫制度などの輸出阻害要因の是正状況 商標の管理や品種の権利侵害の防止など知的財産権・ブランドの保護状況 等</p>

分野別評価（目標設定と判定の考え方）

上位計画 (関係箇所)	食料・農業・農村基本計画 第3の2の(5)のウ 輸出促進に向けた総合的な取組の推進
目標年度	平成21年
目標値	農林水産物・食品の輸出額を倍増（平成16年2,954億円 平成21年6,000億円）

〔政策分野の全般的考え方（必要性）〕

農林水産物・食品の輸出の拡大は、農林水産業や食品産業、さらには各地域経済の拡大効果をもたらすものである。今般の世界的な日本食のブームやアジア諸国の経済発展を輸出拡大の好機として捉え、国内では輸出に取り組む生産者等が増加しているところである。

このような動きを推進するため、食料・農業・農村政策推進本部において、輸出額を5年で倍増する目標が設定されたところであり、この目標を達成するため、生産者・民間事業者等の輸出に向けた取組を強力に推進し、海外での日本食・日本製品の普及、販路創出・拡大や国内外での輸出環境整備等を行う。

〔政策分野の目標設定の考え方〕

農林水産物・食品の輸出の促進は、農林水産業・食品産業の活性化に資するため、民間の取組に対し、販路創出・拡大への支援や産地づくり、検疫条件整備、知的財産権対策等を総合的に支援し、国産農林水産物・食品の輸出の拡大を図ることを目的としている。そのため、本年4月には幅広い関係者からなる「農林水産物等輸出促進全国協議会」を設置し、「農林水産物等輸出倍増計画」を定め、民と官が一体なった取組を行うこととしている。

これに対する政策評価にあたっては、各々の取組を通じてどれくらい輸出が拡大したかを把握することが最も適当であるとともに、政府として5年で倍増との輸出拡大目標を設定したところであり、これをもって輸出額を目標値として設定する。

〔達成状況の判定方法〕

目標

農林水産物・食品の輸出額を倍増

平成16年 2,954億円

平成21年 6,000億円

農林水産物・食品の輸出額は財務省公表の貿易統計による。

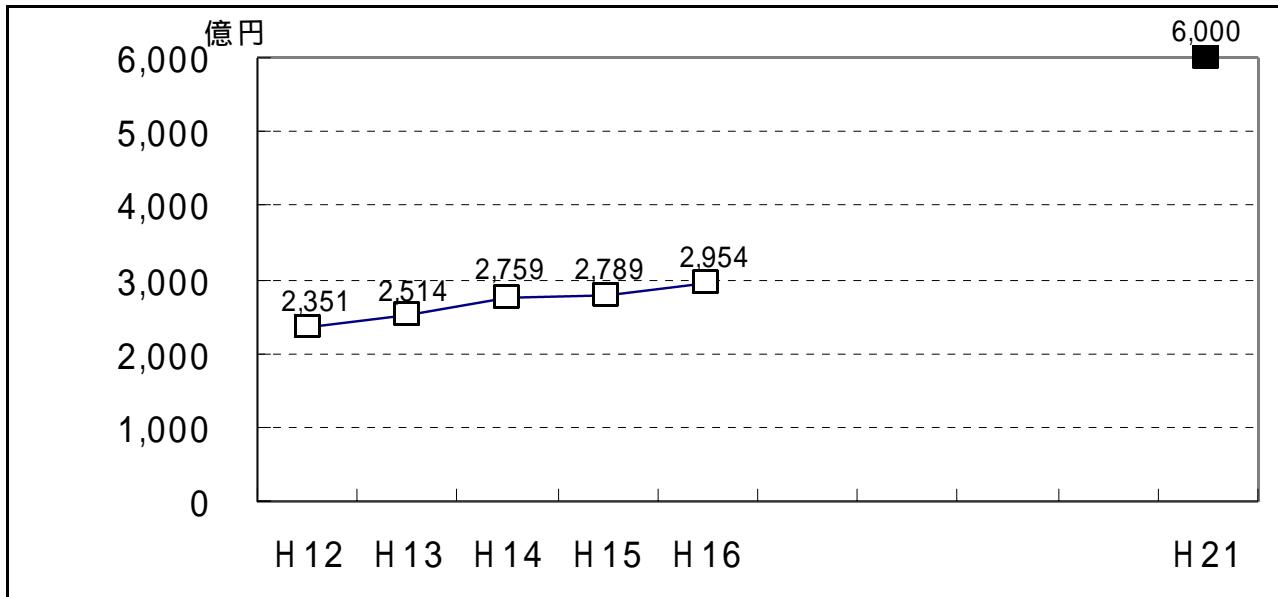
上記の指標を基本にしつつ下記の分析を踏まえて総合的に判定する。

- ・我が国の農林水産物・食品の輸出品目の中で、主な品目の輸出額の増減の要因分析、輸出実績が増加している国・地域の傾向分析
- ・販路創出・拡大のためのマーケティングの支援の状況
輸出先の検疫制度などの輸出阻害要因の是正状況
商標の管理や品種の権利侵害の防止など知的財産権・ブランドの保護状況
等の分析を通じて、民間が輸出に取り組みやすい環境づくりに政策が貢献しているかを総合的な観点からの分析

分野別評価（目標値と実績値の推移）

【目標値と実績値の推移】

農林水産物・食品の輸出額の推移（平成16年まで）及び平成21年の目標値



販路創出・拡大のためのマーケティングの支援

販路創出の機会を提供するため、輸出志向のある生産者等を対象に、中国（北京、上海）、タイ、韓国にて展示・商談会を実施し、商談成約を目指す。

輸出先の検疫制度などの輸出阻害要因の是正

輸出のネックになる各国の輸入に関する諸制度等の改善を図るため、各国別の輸出阻害要因をデータベース化するとともに、EPA交渉等の場において、輸出拡大が期待される品目の市場アクセスの改善を求めていく。

知的財産権・ブランド保護

日本産ブランドの保護に関する取組を推進するため、中国及び韓国における表示制度等の情報を収集し、セミナー等を通じて輸出関係者に情報提供する。

(評価結果と分析・改善の考え方)

評価結果	政策目標を達成するための政策手段の有効性	改善・見直しの方向
目標 ・本年度の目標値 ・本年度の実績値 ・達成状況 ・達成ランク (A B C)	・評価結果の分析を記述する。 ・達成状況が良くない場合は、当該分野の政策手段に何が欠けていたのか、どのような政策手段が有効に機能していなかったのか等について記述する。	左の分析を受けた施策の改善・見直しの方向について記述する。
目標		
目標		
総合的な所見 (各局政策評価担当課長)	・各目標の重要度、優先度も踏まえて分野全体としての所見を記述する。 ・他の分野との関わりの中での所見もあれば記述する。	

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

分野別評価(政策手段シート)

政策分野	農林水産物・食品の輸出の促進
------	----------------

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
攻めの農政の一環として、今後5年間で農林水産物・食品の輸出額を倍増させる。	農林水産物貿易円滑化推進事業	農林水産物貿易円滑化推進事業	・海外貿易情報の収集及び提供により、生産者等の輸出志向を醸成し、輸出しやすい環境を整備	-	41	
		国産農林水産物海外普及事業	・販路創出の機会を提供するため、輸出志向のある生産者等を対象に展示・商談会を実施 ・生産者等の輸出参考事例とすべく新たな輸出事例を構築	-	167	
	農林水産物海外販路確立対策事業	農林水産物海外販路確立対策事業	・恒常的な輸出につなげるための輸出参考事例とすべく輸出定着事例を確立 ・輸出コスト低減のため、流通ルートの共同化等による流通の効率化を推進	-	273	
			・輸出相手国における表示制度等の情報を収集し、輸出関係者に情報提供することにより、日本産ブランドの保護を推進 ・海外高級百貨店等に常設店舗を設置することにより、輸出志向のある生産者等に対し、販路拡大の機会を提供	-		

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	成果目標 (設定されている場合)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容					
		地域産品輸出促進対策	・都道府県レベルにおける展示・商談会、テスト輸出等を支援	-	47,009の内数	